

【公募説明会資料】

令和元年度

**災害時における生活環境の確保に資する天然ガス
利用設備導入支援事業費補助金**

令和2年3月

一般社団法人 都市ガス振興センター

申請者の皆様へのお願い

一般社団法人 都市ガス振興センター（以下「センター」という。）の補助金の原資は経済産業省から交付決定を受けた、いわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ルールに則った適正執行が求められます。

センターの補助金に申請される皆様におかれましては、以下の点につき充分ご理解のうえ、各種手続を行っていただきたくよろしく申し上げます。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に交付規程、公募説明会資料等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分ご理解下さい。
2. センターに提出する書類や資料においては如何なることがあっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 不正行為があった場合、センターは法や規程類に則り厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたとき、センターは当該部分の交付決定の取消しを行うとともに、交付済みの補助金額に加算金（年利10.95%）を加えた額を返還していただきます。
5. 不正行為を行った申請者や手続代行者の名称と不正の内容は、ホームページ等で公表するとともに、センターの所管する新たな補助金の交付停止や手続代行業務の停止を一定期間行う等の措置を執らせていただきます。
6. 悪質な不正の場合は、刑事罰等の適用の可能性につき、所轄警察署に相談することがあります。

【補助事業の計画に際しての主な留意点】

- ・ 補助金の経理処理は、通常の商取引や商習慣とは異なります。
- ・ 補助事業を行うにあたり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、原則、競争入札（又は3社以上の相見積）により発注先を選定して下さい。
- ・ 当該年度に行われた工事、物品購入等に対して当該年度中（令和3年2月26日まで）に対価の支払い及び精算が完了し、実績の報告ができるよう計画して下さい。当該年度の補助事業を構成する全ての工事等の完了、検収と費用の支払いをもって、補助事業の完了となります。
- ・ 費用の支払い方法は「金融機関からの振込み」とするよう手続を行って下さい。（手形、割賦、相殺等は認められません。）
- ・ 必要な書類が期限までに提出されなかった場合、補助金は交付できませんのでご注意下さい。
- ・ 郵便事情・事故により期日までに到着しなかった提出書類等については、センターでは責任を負いかねます。書類等の提出にあたっては、配達記録が残る郵送方法（書留郵便等）のご利用を推奨します。

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1. 事業の趣旨 | 3 |
| 2. 事業の内容 | 4 |
| 3. 事業の実施スキーム | 10 |
| 4. 事業の実施スケジュール | 10 |
| 5. 補助事業制度について | 11 |
| 6. 補助事業申請に係る提出書類 | 15 |
| 7. 書類提出期限及び連絡先 | 18 |
| 8. 申請から交付までの流れ | 19 |
| 9-1. 交付申請・実施計画・発注計画関係 | |
| (別紙①) 交付申請書【記入例】 | 44 |
| (別紙②-1) 実施計画書【記入例】 | 45 |
| (別紙②-2) 審査事項整理表【記入例】 | 51 |
| (別紙③-1) 申請金額整理表【記入例】 | 52 |
| (別紙③-2) 補助事業に要する経費等の申請者別内訳について【記入例】 | 53 |
| (別紙④) 申請者別の資金調達計画について【記入例】 | 54 |
| (別紙⑤) 発注計画書【記入例】 | 55 |
| (別紙⑥) 日本標準産業分類 | 56 |
| (別紙⑦) 共同申請となりうる各種契約の取扱い | 59 |
| 9-2. 計算シート作成にあたっての考え方 | |
| (別紙⑧) 省エネルギー性の評価について | 62 |
| (別紙⑨) データ報告のための計測についての留意点 | 65 |
| 9-3. 計算シート作成例 | |
| (別紙⑩-1) 計算シート【記入例】 | 70 |
| (別紙⑩-2) 計算根拠【記入例】 | 71 |
| (別紙⑩-3) コージェネレーション設備の想定稼働データ | 72 |
| 9-4. 図面の作成例 | |
| (別紙⑪) 添付書類Ⅲの「補助事業方式の設備に関する図面」について | 74 |
| (別紙⑪-1) 「補助事業方式の設備に関する全体図」の例 | |

| | |
|-----------------------------------|----|
| (別紙⑪ - 2) 「補助事業方式の設備に関する配置図」の例 | |
| (別紙⑪ - 3) 「補助事業方式の設備に関するシステム図」の例 | |
| (別紙⑪ - 4) 「補助事業方式の設備に関する単線結線図」の例 | |
| (別紙⑪ - 5) 「敷地内ガス管アイソメ図」の例 | |
| 9-5. 見積関係及び補助対象経費の考え方 | |
| (別紙⑫ - 1～2) 見積依頼書【記入例】 | 82 |
| (別紙⑫ - 3) 見積書【作成例】 | 84 |
| (別紙⑬ - 1～2) 敷地内ガス管の補助対象経費算定方法 | 85 |
| 9-6. 申請者内容証明関係 記入例等 | |
| (別紙⑭) 役員名簿【記入例】 | 88 |
| (別紙⑮) 中小企業者『みなし大企業を除く』の申請確認書【記入例】 | 89 |
| (別紙⑯) 全部事項証明書(謄本) | 90 |
| 9-7. 耐震性を向上させた低圧導管の供給証明書 | |
| (別紙⑰) 供給証明書(検討結果)【記入例】 | 92 |
| 9-8. その他 | |
| (別紙⑱) 発注先選定理由書【記入例】 | 94 |
| 9-9. 申請書提出時の確認及びまとめ方 | |
| (別紙⑲) 交付申請時提出書類チェックリスト | 96 |
| (別紙⑳) 交付申請書ファイリング例 | 98 |
| 9-10. 交付規程 | |

本「公募説明会資料」は、記載された内容が変更になることがあります。

変更が生じた場合は都市ガス振興センターホームページにて、その旨をお知らせします。

都市ガス振興センターホームページ：<http://www.gasproc.or.jp/>

1. 事業の趣旨

我が国は度重なる大災害により様々な被害を受けてきた歴史があり、その都度得られた教訓を基に災害対策が強化されてきました。さらに東日本大震災・熊本地震を受け、新たに大規模災害等に備えた理念として国土強靱化が謳われ、強靱な国づくりに向けた施策が推進されています。そのような中で令和元年に発生した台風による風水害により、日本各地で大規模停電等が発生し、重要インフラの致命的な機能障害が発生しました。この長時間停電時においても、停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム（以下、停電対応型CGS）や天然ガスによる停電対応型のガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン（以下、停電対応型GHP）により、建物の機能を維持し、生活環境を確保できた事例が多くみられました。

このような状況において、風水害の影響が少なく耐震性の高い低圧ガス導管から供給を受ける施設に、停電対応型CGSおよび停電対応型GHPを普及させることは国土強靱化に資する重要な取り組みです。また、産出地域が世界各地に分布しており、化石燃料の中で燃焼時の単位発熱量あたりのCO₂排出量が最も少ない天然ガスの利用設備の普及を促進し、天然ガスシフトを進めることが、燃料の安定供給や省エネルギー・地球温暖化対策として重要です。

本事業は、災害時の電力供給停止にも対応可能な停電対応型CGSおよび停電対応型GHPを導入する事業に対し補助金を交付することで、災害時の強靱性の向上及び天然ガスシフトの促進を図るものです。

2. 事業の内容

多数の避難者が利用する避難所や防災上の中核となる施設等における、災害時の電力供給停止にも対応可能な停電対応型^(注)CGS及び停電対応型GHPの導入を行う事業者に対し、補助事業に要する経費（設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費）の一部を補助するものです。

注：停電対応型……系統電力の停電時に、発電又は空調を開始・継続できるもの

[令和元年度補助金予算額：約19億円]

(1) 対象事業者：

家庭用需要を除く全業種（リース・エネルギーサービス等についても対象）

※事業者：事業を営んでいるもの。

※家庭用需要：居住の用に供する居室での需要のこと。

（非該当物件例：店舗兼住宅の住居部分、居住用途マンション）

(2) 対象事業：

災害時の電力供給停止にも対応可能な停電対応型CGS及び停電対応型GHPに対して、以下のそれぞれの要件に適合する常用の設備を設置し、費用対効果に優れていると認められるものを対象とします。

① 交付要件

- 1) 設備を導入して天然ガスを主原料とするガスを使用すること。
- 2) 耐震性を向上させた低圧導管^(注)でガス供給を受けること。
- 3) 系統電力の停電時に、発電又は空調を開始・継続できる設備であること。
- 4) 導入後の対象設備に運転状況を確認するために必要な専用の計測装置を必ず取り付けること。
- 5) 以下の（ア）～（オ）のいずれかの施設に設置され、**対象設備がその施設の災害時の役割に寄与していること**。ただし、ZEB（年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物）を除く。

（ア）災害時に避難所として活用される国や地方公共団体の防災計画指定の施設

（イ）災害時に活動拠点となる防災上中核となる施設

（ウ）災害時に機能を維持する必要性のある施設

◆救急指定病院・地域医療支援病院など国や地方公共団体が認定又は指定する医療施設

ただし、①災害拠点病院、②周産期母子医療センター、③救命救急センター、

④災害拠点精神科病院、⑤へき地医療拠点病院、⑥へき地診療所を除く。

◆以下の社会福祉施設

- ・高齢者入所施設^(※)

ただし、①特別養護老人ホーム、②介護老人保健施設、③養護老人ホーム、
④軽費老人ホーム、⑤介護医療院を除く

- ・障害者入所施設^(※)

- ・保育所

※通い施設は除く

(エ) 国や地方公共団体と協定を締結している（見込みも含む）避難所等の施設

(オ) その他審査委員会が認めた施設

注：耐震性を向上させた低圧導管とは、以下のいずれかに該当するものをいいます。

- ・日本ガス協会が発行する「中低圧ガス導管耐震設計指針」に基づき、“耐震性あり”と評価された低圧ガス導管。具体的には、「設計地盤変位(地盤の変位の大きさ)」<「地盤変位吸収能力(配管が吸収できる変位の大きさ)」と評価された導管。
- ・設置される施設の前面道路の本支管および供給管(引込管)について、鋼管(ねじ接合以外)、ダクタイル鋳鉄管(抜け出し防止機構あり)又はポリエチレン管が使用されていること。

② 注意事項

- 1) 更新の場合も申請できますが、更新の要件は更新前設備等を廃止することです。撤去等の処置を行って下さい。ただし、更新のための既存設備の撤去に要する費用は補助対象外となります。(解説資料P13、14参照)
- 2) 本補助事業は、対象設備の導入に対して補助を行います。よって、電力及び熱の使用先での省エネは本補助事業の対象外となります。
- 3) 事業完了後1年間分のデータ提出が必要です。

(3) 対象燃料：

① 新設、更新後使用燃料：天然ガスを主原料とするガス。

天然ガスを主原料とするガスについては、

- a. 天然ガス
- b. 液化天然ガス
- c. 天然ガス又は液化天然ガスを主原料（組成比が一番高いものを「主」とする）とし、且つ、炭素係数が「天然ガス×1.10」未満のガスとします。

なお、天然ガスの炭素係数については、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に定める値を用いることとします。

【炭素係数】

| | |
|-----------|-------------|
| 天然ガス×1.10 | 0.0153tC/GJ |
|-----------|-------------|

(4) 補助対象範囲：

災害時の電力供給停止時にも対応可能な停電対応型CGSおよび停電対応型GHP導入に係る設計費、既存設備撤去費（ただし、更新のための既存設備撤去に要する経費は除く）、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費（但し、本支管工事費は除く）（解説資料P15～20参照）

I. 設計費、既存設備撤去費（更新時は対象外）、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費の補助対象範囲

1) 以下の設備に対する経費を対象とします。

①停電対応型CGS（ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池）

機器本体に加え、排熱回収に資する装置・機器、その他必要と判断される設備

②停電対応型GHP

機器本体に加え、冷媒配管、室内機、その他必要と判断される設備

③熱交換器、煙道、煙突、安全装置、省エネを目的とした計測装置、ガスブースタ又はガスコンプレッサ、脱硝装置、基礎工事

（設備建屋及び建屋に付随する設備等は対象外とします。）

2) 温水配管については、対象設備間をつなぐものは対象とし、対象設備と対象外設備をつなぐものは対象外とします。

（配管に付随するポンプ等もこれに準ずるものとします。）

3) 当該経費は、本補助事業で専用使用する部分とし、補助事業外設備との共用部分がある場合には、既存設備撤去費を除き、原則定格流量比による按分相当額を対象とします。

II. 敷地内ガス管敷設費の補助対象範囲

1) ガス配管、ガバナ、ストレーナ、緊急遮断弁、ガス漏れ警報器等必要と判断される設備に対する経費を対象とします。

2) 本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共用配管がある場合には、原則断面積比による按分相当額を対象とします。

(5) 補助率

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| ①中小企業者(みなし大企業を除く)、会社法上の会社以外の法人 | 補助率 2 / 3 以内 |
| ②上記以外 | 補助率 1 / 2 以内 |
| ③燃料電池 上記①②を問わず | 補助率 2 / 3 以内 |

※「中小企業者(みなし大企業を除く)、会社法上の会社以外の法人」は使用者が該当する場合。エネルギーサービス、リース等で所有者が別にいる場合は、補助金額がエネルギーサービス料金、リース料金に反映されていること。

※ 中小企業者（みなし大企業を除く）について

中小企業者については、中小企業庁の定義に従い、日本標準産業分類による業種を4区分（卸売業、小売業、サービス業、製造業その他）に分類し、それぞれの区分で、資本金の額（又は出資の総額）、もしくは従業員の数に該当するものを中小企業者とする。

中小企業者の基準（資本金規模又は従業員規模のどちらかに該当することが必要）

| 業種分類 | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
|--------|--------------|-------------|
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 製造業その他 | 3億円以下 | 300人以下 |

※中小企業者（みなし大企業を除く）は、上記の中小企業に該当するもので、下記のいずれかに該当する「みなし大企業」は除くものである。

- ・発行株式数の総数又は出資価額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・発行株式数の総数又は出資価額の2/3以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

※大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって事業を営む者

但し、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合に該当する者は大企業として扱わない。

(6) 補助金上限額：

① 中小企業者（みなし大企業を除く）、会社法上の会社以外の法人

- ・・・ 停電対応型CGS（燃料電池を除く） 1.0億円／1補助事業
- ・・・ 停電対応型GHP 1.4億円／1補助事業

② 上記以外

- ・・・ 停電対応型CGS（燃料電池を除く） 0.75億円／1補助事業
- ・・・ 停電対応型GHP 1.05億円／1補助事業

③ 燃料電池

- ・・・ 110万円／定格発電出力1kW
かつ 0.22億円／1補助事業

※「中小企業者（みなし大企業を除く）、会社法上の会社以外の法人」は使用者が該当する場合。エネルギーサービス、リース等で所有者が別にいる場合は、補助金額がエネルギーサービス料金、リース料金に反映されていること。

(7) 交付決定：

交付決定については、以下の優先順位の考え方により採択します。

- ① 停電対応型CGS（ガスエンジン・ガスタービン・燃料電池）および停電対応型GHPが未導入の市区町村。（別表1に示す、「停電対応型CGS、GHP導入状況」の欄が×の個所）
- ② 避難所と指定される公立学校の内、自家発設備の整備率が5割に満たない17県（下記枠内参照）に該当するもの。

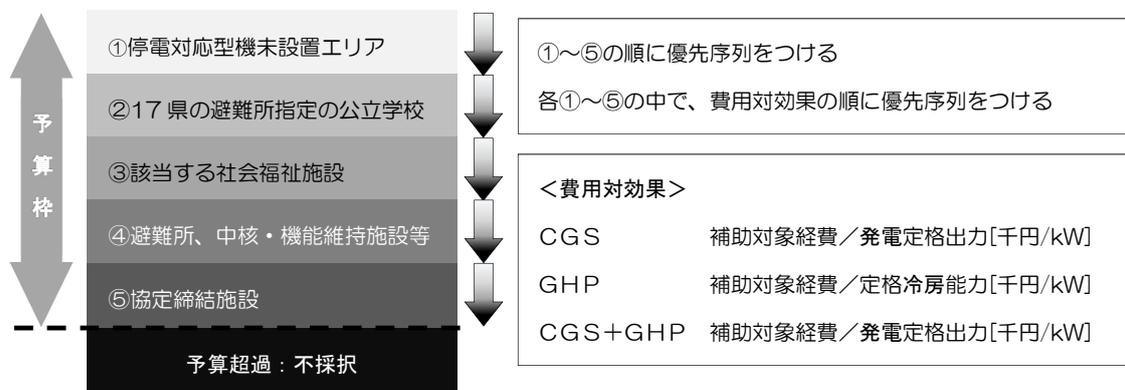
| | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 栃木県 | 群馬県 | 滋賀県 | 兵庫県 | 島根県 | 岡山県 | 広島県 | 山口県 | 香川県 |
| 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 | 沖縄県 | |

- ③ 介護療養型医療施設、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、認知症対応型グループホームに該当する社会福祉施設。
 - ④ ①～③以外で、下記の（ア）（イ）（ウ）に該当する施設。
 - （ア）災害時に避難所として活用される、国や地方公共団体の防災計画指定の施設
 - （イ）災害時に活動拠点となる防災上中核となる施設
 - （ウ）災害時に機能維持する必要性のある施設
 - ⑤ ①～③以外で、下記の（エ）に該当する施設
 - （エ）国や地方公共団体と協定を締結している地域住民に空間等を提供する施設
- ◆停電対応型CGS、停電対応型GHP、燃料電池それぞれで評価します。

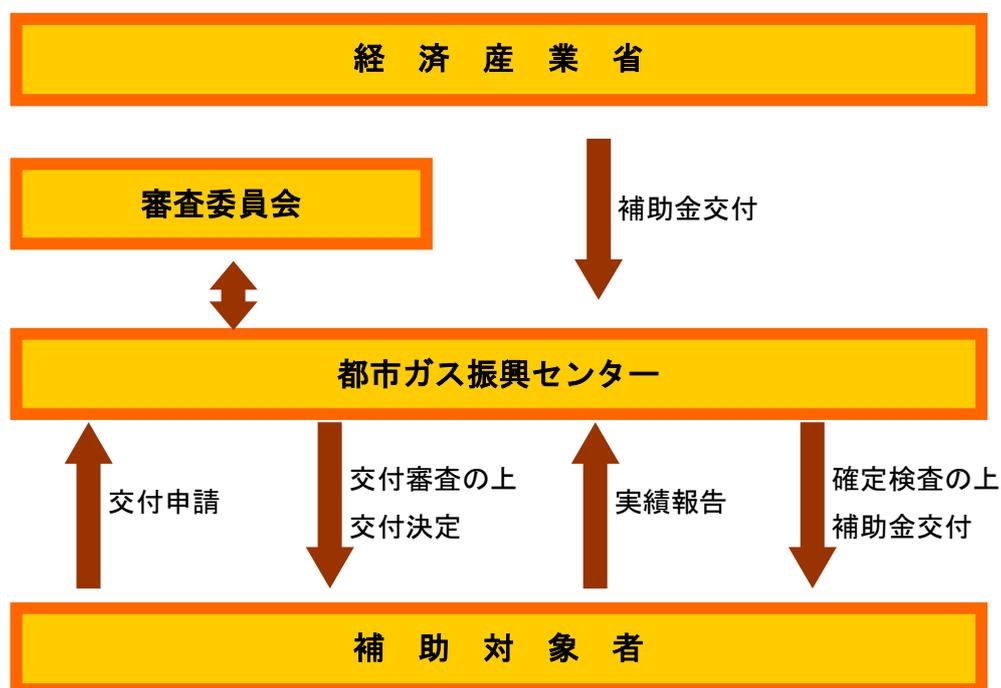
同一の未導入市区町村で複数の申請があった場合は、上記②～⑤の順位で最も上位の1件を未導入地区として採択し、2件目以降は導入済地区として審査します。

予算枠を超えた際には、前述の審査に基づき、補助金交付先の決定を行います。

予算枠内であっても、費用対効果等が著しく悪いものについては、審査委員会により不採択等とする場合があります。



3. 事業の実施スキーム



4. 事業の実施スケジュール

- ① 3月27日：公募開始
- ② 公募説明会開催（詳細は当センターHP ご参照）
- ③ 補助金交付申請書類提出（公募開始後）
- ④ 5月8日：公募締切り（消印有効）（原則1回/年募集 予算未達時は追加募集実施）
- ⑤ 補助金交付審査
- ⑥ 6月上旬頃：補助金交付決定
- ⑦ 6月下旬頃：補助事業者向け事務通知説明会実施
- ⑧ 中間報告（詳しくは、事務通知説明会にて説明）
- ⑨ 実績報告書提出
(事業完了後30日以内又は令和3年2月26日のいずれか早い日まで)
- ⑩ 補助金確定検査（工事施工状況等について必要に応じて現地調査を実施）
- ⑪ 補助金交付（確定検査後）
- ⑫ 燃料使用量等データ報告
(効果確認のため事業完了翌年度1年間の燃料使用量等のデータ提出が必要)

5. 補助事業制度について

災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金（以下、本補助金）の手続きについては、「災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金 交付規程」によりますが、留意点は以下の通りです。交付規程及び本説明会資料、解説資料を熟読の上、応募して下さい。

(1) 交付申請（交付規程第7条）

本補助金の交付を希望する事業者は、一般社団法人 都市ガス振興センター宛に当該年度の交付申請書・実施計画書・添付書類を提出して下さい。（P. 44 別紙①、P. 45 別紙②参照）

① 申請者について

申請にあたり、補助事業に含まれる設備等の所有者及び使用者（設備を使用して生産や営業活動を行う者）は、必ず申請者として登録して下さい。

申請者が複数となる場合は共同申請とし、交付申請書に各々の役割を明確に示して下さい。各事業者間で十分な連携を取り事業を推進して下さい。

【共同申請となるケース（例）】

- ・リースを利用する場合（申請者：リース会社（設備の所有者）、設備使用者）
 ※転リース、リースバック契約についてはP. 59 別紙⑦を参照のこと。
- ・エネルギーサービスを利用する場合
 （申請者：エネルギーサービス会社、設備使用者）
- ・ESCO事業者が資金調達を行うシェアードESCOの場合
 （申請者：リース会社、ESCO事業者、設備使用者）
- ・賃貸借の場合（申請者：賃貸人（設備所有者）、借借人（設備使用者））

その他、設備が区分所有となる場合や利害関係者が多数存在する等の場合は、事前にセンターまでご相談下さい。なお、単独申請から共同申請への変更等、**申請書提出後の申請者の追加はできません**。なお、**コストオン契約は原則不可**とします。

② 申請対象となる事業の期間について

単年度事業のため、以下に定められた期間に事業を開始、完了できる場合のみ対象となります。

事業の開始日：交付決定日以降であること。開始日とは、補助事業^(注)において最初に設計、工事等の契約を締結する日とします。

事業の完了日：令和3年2月26日までに完了すること。（事業の完了日とは、補助事業^(注)において工事の完了、検収及び費用の支払いが最終完了する日）

注：完了すべき対象は当該年度の補助事業を構成する工事等全てとなります。補助対象経費であるか否かは関係ありません。

(2) 交付決定（交付規程第8条）

センターは提出された交付申請書、実施計画書、添付書類に基づいて審査を行い、以下の事項に留意しつつ、補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行います。

- ① 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。補助金の交付は、原則、事業者の支払の完了後となりますので、ご注意願います。（工事の検収が完了ではない）
- ② 申請に係る補助事業に要する経費（設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費）については、見積書の写しを併せて提出して下さい。その際、前記経費5区分の金額根拠が明確になるよう内訳を記載願います。
- ③ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）の対象経費を含まないこと。

※ 地方自治体が実施する補助金については、国が実施する補助金の対象経費に対する対応が、地方自治体毎に異なりますので、該当の地方自治体に直接お問い合わせ下さい。

(3) 補助事業を実施する上での注意事項

申請者が見積の依頼、工事等の契約を締結するにあたって注意すべき点を以下に記載します。

- ① 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置（以下、停止措置）が講じられている事業者を見積の依頼、契約の相手方としないこと。
（契約金額が税込100万円未満のものを除く）停止措置を講じた事業者の一覧は、以下経済産業省のホームページにて確認すること。

■経済産業省ホームページURL

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ② 見積依頼は必ず書面で行うこと。その際、見積項目が一式で50万円以上（単体で50万円以上の機器を除く）とならないよう見積依頼書に明記すること。一式で50万円以上の見積項目が含まれている場合は、その部分の内訳書を見積書に添付すること。（P. 82 別紙⑫-1～P. 84 別紙⑫-3 参照）
- ③ 事業開始日は交付決定日以降であること。交付決定前の事業開始は補助金交付の対象となりません。
- ④ 補助事業を行うにあたり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入札（又は3社以上の相見積）により発注先を選定すること。
- ⑤ 発注先を選定にあたり、補助事業の運営上、競争入札（又は3社以上の相見積）が著しく困難又は不相当である場合は、前もって、センターに発注先選定理由書を提出すること。（P. 94 別紙⑬参照）

なお、理由書の内容や提出の時期によりセンターにて否認され、該当部分が補助の対象から除外となる場合がありますのでご注意ください。

- ⑥ 補助事業に係る工事、物品購入等に対して当該年度中（令和3年2月26日まで）に対価の支払い及び精算が完了すること。工事の完了、検収と費用全ての支払いをもって、補助事業の完了となります。
- ⑦ 補助事業に関する工事、物品購入等の費用の支払い方法は、「金融機関からの振込み」とし、支払いの事実を証明できるもの（銀行振込受領書等）をご用意ください。手形、割賦、相殺、インターネットを経由した支払等は認められません。なお金融機関に対する振込手数料は、補助対象となりません。
- ⑧ 支払委託契約（金融会社等が申請者に代わり工事資金等の費用を立替えて工事会社に支払う契約）は、以下を条件に利用を認めるものとします。
- ・実施計画書（様式第2）1.（2）補助事業の概要に支払委託契約を利用する旨記載
 - ・申請書に支払委託契約書（案可）の写しを添付
この場合、金融会社を共同申請者として登録する必要はありません。なお、申請後の支払い方法の変更は認められません。
- ⑨ 交付申請する際は、事業計画や資金計画等を充分考慮のうえ、申請願います。取り下げる場合は、交付規程第9条、10条に則った手続きが必要となります。

（4）中間報告について

補助事業者は、令和2年12月末までに実績報告書が提出できない場合には、センターへ令和2年12月25日までに中間報告を行ってください。必要に応じて中間報告の他に、進捗状況等を確認する場合があります。

発注計画書（P.55別紙⑤）に中間報告日を記入してください。

（5）実績報告及び確定検査（交付規程第16、17条）

補助事業が完了した時は、事業完了後30日以内又は令和3年2月26日のいずれか早い日までに実績報告書をセンター宛に提出していただきます。ただし、交付決定の後に実施する事務通知説明会実施日以前に補助事業が完了した場合は、センターの指示に従って下さい。

センターは事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査（仕様書、見積書、契約書、納品書、検収書、請求書、振込証明書等）及び現地調査等の確定検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知します。

工事内容又は設備能力が申請書通りでない場合等不相当と認められる場合には、補助金不交付や減額の措置が取られる場合があります。特に実測値による申請の案件については内容を精査することになりますので、ご留意下さい。

なお補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合は、原価（当該調達品の製造原価等）をもって補助対象経費に計上して下さい。但し製造原価を算出することが困難な場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

(6) 補助金の支払い（交付規程第18条）

事業者には、センターから確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、センターから事業者に補助金を支払います。

(7) 取得財産の管理について（交付規程第21、22条）

補助金で取得した資産（取得財産等）については取得財産等管理台帳(様式第15)を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、**耐用年数期間内に資産を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、あらかじめセンターの承認を受ける必要があります。**耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表2」に基づいて設定することを原則とします。

(8) 圧縮記帳について

当該補助金の内、固定資産の取得に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することができます。但し、既存設備の撤去費等、固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することはできません。

(9) 規定違反に対する措置について

事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従う必要があります。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意して下さい。

- ① 交付規程第19条第1項の規定による交付決定の取消、同条第2項の規定による補助金等の返還及び同条第4項の規定による加算金の納付
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- ③ 相当の期間、補助金等の全部又は一部の交付決定を行わない
- ④ センターが所管する契約について、一定期間指名等の対象外とする
- ⑤ 事業者等の名称及び不正の内容の公表

(10) 暴力団排除に関する誓約について

交付規程第27条に基づき、申請者は補助金の交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項（交付規程別紙参照）に同意したものとします。

(11) 利用状況の報告について

交付規程第24条に基づき、補助事業の適正な管理のため、補助事業の実施により取得した財産等の利用状況を必要に応じ、確認させていただきます。

(12) 補助事業概要の公表について

交付決定後、採択分については事業者名、事業概要、事業成果等をセンターホームページに掲載させていただきます。

(13) 燃料使用量等データ報告（補助事業完了翌年度）

事業完了の翌年度に補助対象設備で使用した4月から翌年3月、1年間分の燃料使用量等をご報告いただきます。

停電対応型CGSの場合は、CO₂排出削減量の確認をさせていただきます。特に部分負荷実測値に基づいた申請の場合は申請データの妥当性を説明できるよう設備の運転時間等の記録を残しておかれることを推奨致します。申請データに比べ事業完了後の実測データが著しく悪い場合は改善指導を行い、設備改造等実施の後、再度実測データを提出していただく場合がありますので、ご留意下さい。

停電対応型GHPの場合は、稼働状況を確認させていただきます。事業完了後の実測データが著しく悪い場合は改善指導を行い、再度実測データを提出していただく場合がありますので、ご留意下さい。

6. 補助事業申請に係る提出書類

本事業に応募される事業者は、公募期間中に以下の書類の提出をお願いいたします。

(1) 交付申請書（様式第1）（P.44 別紙①参照）

(2) 実施計画書（様式第2）（P.45 別紙②-1）

※ 審査事項整理表（P.51 別紙②-2 参照）、地図、申請金額整理表（P.52 別紙③-1 参照）、補助事業に要する経費と補助対象経費の差額のわかる資料（対象外費用の内訳、能力按分、ガス管按分などの資料）を添付

※ 共同申請の場合、下記を添付

・ 役割分担を示す体制表

・ 実施計画書に記載した補助事業に要する経費等の申請者別内訳（P.53 別紙③-2 参照）

・ 実施計画書に記載した資金調達計画の申請者別内訳（P.54 別紙④参照）

(3) 添付書類

I. 発注計画書 (P. 55 別紙⑤参照)

- ・申請、契約、納品、検収、支払完了予定日等を記載のこと。

II. 補助事業方式の設備に関する仕様

- ① メーカー、型式、定格能力等を明記した仕様書
- ② 計算シート (省エネルギー率計算用) (P. 70 別紙⑩参照) <停電対応型CGSのみ>
 - ・「計算に使用した電力の想定負荷データとコージェネレーション設備の想定稼働データ」(P. 72 別紙⑩-3 参照) に相当するデータを計算シートに添付し、設備の稼働想定を明確にすること。
- ③ 室内機接続確認シート<停電対応型GHPのみ>

重要 実績報告時に新設、更新後設備が申請時の効率、稼働状況を満たさないと判断される場合は、補助金の交付が行われませんので、ご注意ください。

III. 補助事業方式の設備に関する図面 (P. 74 別紙⑪~P. 80 別紙⑪-6 参照)

- ・色分けや凡例の記載等により、申請範囲区分を明示すること。
- ・導入後の運転状況を確認するために必要な専用の計測装置を明記すること。
- ・補助事業実施場所の施設名称、図面名称を記載すること。

IV. 見積依頼書、見積書の写し

- ・見積依頼は必ず書面にて行うこと。(P. 82 別紙⑫-1~P. 83 別紙⑫-2 参照)
- ・見積書は経費の区分(設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費)及び補助対象経費が明確に分かるように注釈をつけること。(P. 84 別紙⑫-3)
- ・見積書の提出は写しとし、原本は必ず大切に保管しておいて下さい。
(概算見積、実施見積とも)

V. 会社情報

- ①会社・事業所のパンフレット、
役員名簿(氏名、生年月日、性別、会社名、役職名)(P. 88 別紙⑭参照)
(役員名簿のフォーマットはセンターホームページからダウンロードすることができます)
- ②法人にあつては、発行日が申請日から3か月以内である履歴事項全部証明書及び前年度の財務諸表
- ③非営利民間団体にあつては、それらを証明する書類

VI. 防災計画指定等の施設であることを証明できる書類

見込みで申請の場合は、国や地方自治体と折衝している経緯がわかる議事録(国や地方自治体の担当者の押印付)等を添付すること。補助事業の完了までに協定が発効することを明確に示していること。

VII. 耐震性を向上させた低圧導管でガス供給を受けていることを示す書類

例) 都市ガス会社の押印付「供給証明書(検討結果)」、施設の前面道路の本支管および供給管(引込管)の材質が記載された図面、ガスメーターの写真等(P. 92 別紙

⑰参照)

Ⅷ. 交付申請時提出書類チェックリスト (P. 96 別紙⑱参照)

該当する場合、Ⅰ～Ⅷに加えて、別途下記書類を提出して下さい。

① 会社法上の会社が補助率2/3以内での申請をおこなう場合、中小企業基本法に定める中小企業者(みなし大企業を除く)であるかを証明できる資料

- ・ 申請者が作成した「中小企業者『みなし大企業を除く』の申請確認書」 (P. 89 別紙⑮参照)

添付資料は、以下のとおり (該当箇所をマーキングすること)

ア. 資本金の額又は出資の総額が記載された、履歴事項全部証明書 (Ⅴに添付した資料の抜粋で可)

イ. 常時使用する従業員の数 : 雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し

なお、書類の証明日付が平成31年4月1日以降であること。

ウ. 発行株式数の総数又は出資価額の所有者及び所有比率が明記されたホームページ
該当箇所、パンフレット、会社概要説明書、有価証券報告書等の写し

エ. 別紙⑭の役員名簿に大企業の役員又は職員を兼ねている者がいる場合は該当者を
マーキングした書類 (該当者なしの場合は、「該当者なし」と記載した書類)

② リース・エネルギーサービス・賃貸借等にて共同申請する場合、

- ・ 対象設備に関する契約書(案可)の写し

- ・ 契約金額に関する料金計算書

(補助金相当額が減額されていることを証明できる書類)

(賃貸借の場合、設備の更新により契約金額が増額されない事を証明できる書類)

※リース・エネルギーサービス期間は原則、設備の耐用年数に合致させること。できない場合は再リースする旨、特約条項等として記載すること。

※リース・エネルギーサービスは実績報告時には契約が締結されていること。

※リース・エネルギーサービスは事業年度内に開始すること。ただし、翌4月1日開始は可とする。

③ 支払委託契約 (金融会社等が申請者に代わり工事資金等の費用を立替えて工事会社に支払う契約) を利用の場合、支払委託契約書 (案可) の写し

④ 発注先の選定に際して競争入札 (又は3社以上の相見積) が著しく困難又は不適當である契約を含む場合、発注先選定理由書 (P. 94 別紙⑲参照)

※事前にセンターに相談し、承認を得ること

⑤ その他、必要な追加書類

※ 審査に当たって別途資料の提出をお願いすることがあります。

※ センターへの申請書の提出は1部とし、必ず控えを保管しておいて下さい。提出いただいた書類は返却いたしませんのでご注意下さい。

7. 書類提出期限及び連絡先

《提出期限》

令和2年5月8日（金）（※消印有効、締切り厳守）

※ 必要な書類が期限までに提出されなかった場合、センターとしては受理できませんのでご注意ください。

《提出方法》

持参又は郵送

※ 郵便事情・事故により期日までに到着しなかった提出書類等については、センターでは責任を負いかねます。書類等の提出にあたっては、配達記録が残る郵送方法（書留郵便等）のご利用を推奨します。

《申請・お問合せ先》

〒105-0004 東京都港区新橋3-7-9 川辺ビル5階
一般社団法人 都市ガス振興センター
TEL：03-6435-7692

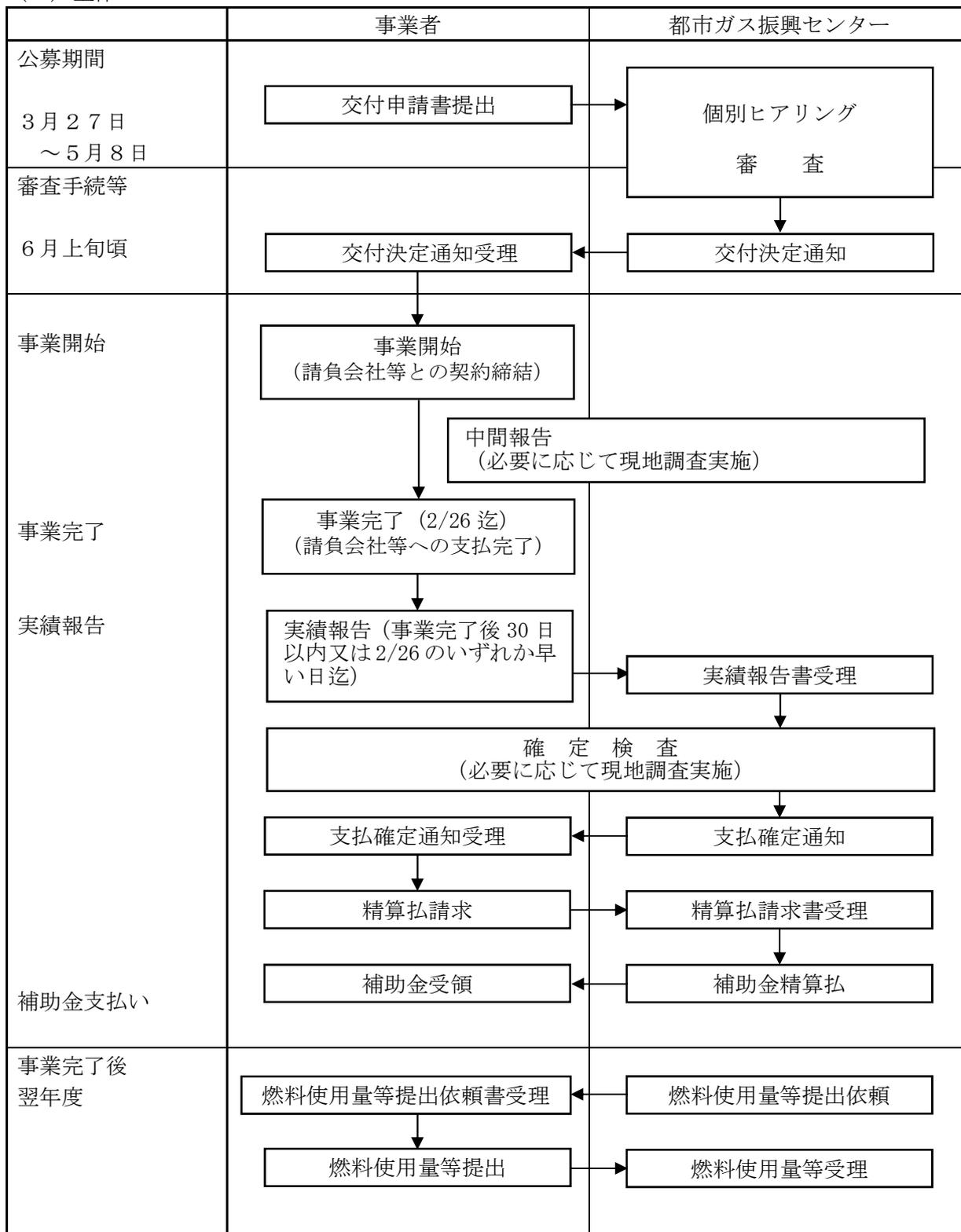
《申請・お問合せ等の受付時間》

[月～金] 9：00～17：20（12：00～13：00を除く）
（祝祭日・5月1日・12月29日～1月4日を除く）

交付申請書についてはセンターホームページ <http://www.gasproc.or.jp/> からダウンロードすることができます。

8. 申請から交付までの流れ

(1) 全体フロー



(2) 交付申請準備から事業完了までの期間に事業者が行う業務の詳細フロー

| 詳細フロー (例) | 事業者が行う業務 | 必要書類 |
|-------------|---|-----------------------------------|
| 概算見積依頼 | 概算見積依頼書を作成し、見積依頼内容、範囲を明確にし、業者に見積を依頼。 | 見積依頼書 (P. 82 別紙②-1~2 参照) |
| 概算見積回答 | 依頼した業者から見積を受領。内容、金額が正しいか、一式50万円以上の見積項目がないか確認 | 見積書 (社印要) |
| 交付申請 | 交付申請書を作成し、センターに提出※ | 交付申請書提出 (見積回答日以降かつ公募期間内の日付) |
| 交付決定 | 交付決定通知書受領 | 交付決定通知書 (センターが発行) |
| 実施見積依頼 | 実施見積依頼書を作成し、競争入札 (又は3社以上の相見積) を行う※ | 見積依頼書 (P. 82 別紙②-1~2 参照) |
| 実施見積回答 | 見積依頼先から見積を受領。内容、金額が正しいか、一式50万円以上の見積項目がないか確認 | 見積書 (3社以上、社印要) |
| 契約締結 (事業開始) | 最も安価な見積業者と契約を締結 | 契約書 (収入印紙要)、又は、注文書および注文請書 (収入印紙要) |
| 施工開始 | 工事の進捗状況を把握しながら、予定した期間内に工事が完了するよう工程管理を行う | |
| 納品 | 施工完了後、納品書または完了届け等を受領、および、仕様通りの能力であることを確認・証明できる書類を受領 | 納品書又は完了届等 |
| 検収 | 契約通り施工 (納品) が完了したか確認し、支障がなければ検収を行う | 受領書又は検収書等 (納品書以降の日付) |
| 請求 | 請求書を受領。支払は金融機関からの振込となるよう経理部門に伝える | 請求書 (検収書以降の日付) |
| 中間報告 | 必要に応じてセンターに中間報告を行う | 実績報告書の途中段階のもの (申請者印不要) |
| 支払完了 (事業完了) | 施工業者等に費用を支払い、証明書を入手すること | 金融機関発行の振込証明書 |

- ・補助事業の遂行にあたっては、上記事業の流れを参考に、各段階において補助事業者自身が主体となって必要な作業を進めて下さい。(あくまで参考であり異なるケースもあります)
- ・必要な書類を適切な時期に発行または入手し、日付の整合がとれているか確認をとりながら事業を進めて下さい。
- ・必要書類の原本 (原本を契約先に渡す場合はそのコピー) は、大切に保管しておいて下さい。実績報告時、必要書類のコピーを添付していただきます。また原本の確認をさせていただきます。
- ・売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入札 (又は3社以上の相見積) により発注先を選定して下さい。
- ・補助事業を構成する全ての工事等 (補助対象経費であるか否かは関係ありません) の完了、検収と費用の支払いをもって補助事業の完了とします。

※発注先の選定にあたり、補助事業の運営上、競争入札 (又は3社以上の相見積) が著しく困難又は不適当である場合は、事由発生次第、センターに発注先選定理由書を提出願います。尚、理由書の内容や提出の時期によりセンターにて否認され、該当部分が補助の対象から除外となる場合がありますのでご注意ください。

【個人情報の利用目的について】

本補助事業に伴い一般社団法人 都市ガス振興センターが事業者の方々から取得した個人情報は以下の目的に利用いたします。

- ・ 「令和元年度災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金」に係る業務（ご連絡、資料送付、他の同類国庫補助金に対する重複申請の調査等）

なお、本補助事業に伴いご提供いただいた個人情報を上記の目的以外で利用することはありません。（但し、法令等により定められている場合を除きます）

〔別表1〕

市区町村ごとの停電対応型ガスコージェネレーション、ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン導入状況

| No. | 地域 | 都道府県 | 市区町村 | 停電対応型 CGS・GHP 導入状況 |
|-----|-----|------|-------|--------------------------|
| 1 | 北海道 | 北海道 | 札幌市 | ○ |
| 2 | 北海道 | 北海道 | 函館市 | ○ |
| 3 | 北海道 | 北海道 | 小樽市 | ○ |
| 4 | 北海道 | 北海道 | 旭川市 | ○ |
| 5 | 北海道 | 北海道 | 室蘭市 | ○ |
| 6 | 北海道 | 北海道 | 釧路市 | ○ |
| 7 | 北海道 | 北海道 | 帯広市 | × |
| 8 | 北海道 | 北海道 | 北見市 | × |
| 9 | 北海道 | 北海道 | 岩見沢市 | ○ |
| 10 | 北海道 | 北海道 | 苫小牧市 | ○ |
| 11 | 北海道 | 北海道 | 江別市 | ○ |
| 12 | 北海道 | 北海道 | 千歳市 | ○ |
| 13 | 北海道 | 北海道 | 登別市 | × |
| 14 | 北海道 | 北海道 | 恵庭市 | ○ |
| 15 | 北海道 | 北海道 | 北広島市 | × |
| 16 | 北海道 | 北海道 | 石狩市 | ○ |
| 17 | 北海道 | 北海道 | 北斗市 | × |
| 18 | 北海道 | 北海道 | 長万部町 | ○ |
| 19 | 北海道 | 北海道 | 東神楽町 | × |
| 20 | 北海道 | 北海道 | 釧路町 | × |
| 21 | 東北 | 青森県 | 青森市 | × |
| 22 | 東北 | 青森県 | 弘前市 | × |
| 23 | 東北 | 青森県 | 八戸市 | × |
| 24 | 東北 | 青森県 | 五所川原市 | × |
| 25 | 東北 | 青森県 | 十和田市 | × |
| 26 | 東北 | 岩手県 | 盛岡市 | ○ |
| 27 | 東北 | 岩手県 | 花巻市 | × |
| 28 | 東北 | 岩手県 | 一関市 | × |
| 29 | 東北 | 岩手県 | 釜石市 | ○ |
| 30 | 東北 | 岩手県 | 奥州市 | ○ |
| 31 | 東北 | 岩手県 | 滝沢市 | × |

| No. | 地域 | 都道府県 | 市区町村 | 停電対応型 CGS・GHP 導入状況 |
|-----|----|------|-------|--------------------------|
| 32 | 東北 | 岩手県 | 矢巾町 | × |
| 33 | 東北 | 宮城県 | 仙台市 | ○ |
| 34 | 東北 | 宮城県 | 石巻市 | × |
| 35 | 東北 | 宮城県 | 塩竈市 | × |
| 36 | 東北 | 宮城県 | 気仙沼市 | × |
| 37 | 東北 | 宮城県 | 名取市 | × |
| 38 | 東北 | 宮城県 | 多賀城市 | × |
| 39 | 東北 | 宮城県 | 大崎市 | ○ |
| 40 | 東北 | 宮城県 | 富谷市 | × |
| 41 | 東北 | 宮城県 | 七ヶ浜町 | × |
| 42 | 東北 | 宮城県 | 利府町 | × |
| 43 | 東北 | 宮城県 | 大和町 | ○ |
| 44 | 東北 | 宮城県 | 大衡村 | × |
| 45 | 東北 | 秋田県 | 秋田市 | ○ |
| 46 | 東北 | 秋田県 | 能代市 | × |
| 47 | 東北 | 秋田県 | 男鹿市 | × |
| 48 | 東北 | 秋田県 | 由利本荘市 | × |
| 49 | 東北 | 秋田県 | にかほ市 | × |
| 50 | 東北 | 秋田県 | 大潟村 | × |
| 51 | 東北 | 山形県 | 山形市 | × |
| 52 | 東北 | 山形県 | 鶴岡市 | × |
| 53 | 東北 | 山形県 | 酒田市 | ○ |
| 54 | 東北 | 山形県 | 新庄市 | × |
| 55 | 東北 | 山形県 | 寒河江市 | × |
| 56 | 東北 | 山形県 | 上山市 | × |
| 57 | 東北 | 山形県 | 三川町 | × |
| 58 | 東北 | 山形県 | 庄内町 | × |
| 59 | 東北 | 福島県 | 福島市 | ○ |
| 60 | 東北 | 福島県 | 会津若松市 | × |
| 61 | 東北 | 福島県 | 郡山市 | ○ |
| 62 | 東北 | 福島県 | いわき市 | ○ |
| 63 | 東北 | 福島県 | 白河市 | × |
| 64 | 東北 | 福島県 | 南相馬市 | × |
| 65 | 東北 | 福島県 | 本宮市 | × |

| No. | 地域 | 都道府県 | 市区町村 | 停電対応型 CGS・GHP 導入状況 |
|-----|----|------|---------|--------------------------|
| 66 | 東北 | 福島県 | 西郷村 | × |
| 67 | 関東 | 茨城県 | 水戸市 | × |
| 68 | 関東 | 茨城県 | 日立市 | ○ |
| 69 | 関東 | 茨城県 | 土浦市 | × |
| 70 | 関東 | 茨城県 | 石岡市 | × |
| 71 | 関東 | 茨城県 | 龍ヶ崎市 | ○ |
| 72 | 関東 | 茨城県 | 常総市 | × |
| 73 | 関東 | 茨城県 | 笠間市 | × |
| 74 | 関東 | 茨城県 | 取手市 | × |
| 75 | 関東 | 茨城県 | 牛久市 | ○ |
| 76 | 関東 | 茨城県 | つくば市 | ○ |
| 77 | 関東 | 茨城県 | 守谷市 | × |
| 78 | 関東 | 茨城県 | 稲敷市 | × |
| 79 | 関東 | 茨城県 | かすみがうら市 | × |
| 80 | 関東 | 茨城県 | つくばみらい市 | ○ |
| 81 | 関東 | 茨城県 | 小美玉市 | × |
| 82 | 関東 | 茨城県 | 茨城町 | × |
| 83 | 関東 | 茨城県 | 美浦村 | × |
| 84 | 関東 | 茨城県 | 阿見町 | ○ |
| 85 | 関東 | 茨城県 | 五霞町 | ○ |
| 86 | 関東 | 茨城県 | 利根町 | × |
| 87 | 関東 | 栃木県 | 宇都宮市 | ○ |
| 88 | 関東 | 栃木県 | 足利市 | ○ |
| 89 | 関東 | 栃木県 | 栃木市 | × |
| 90 | 関東 | 栃木県 | 佐野市 | × |
| 91 | 関東 | 栃木県 | 鹿沼市 | × |
| 92 | 関東 | 栃木県 | 小山市 | ○ |
| 93 | 関東 | 栃木県 | 真岡市 | ○ |
| 94 | 関東 | 栃木県 | 下野市 | × |
| 95 | 関東 | 栃木県 | 上三川町 | × |
| 96 | 関東 | 栃木県 | 芳賀町 | × |
| 97 | 関東 | 栃木県 | 壬生町 | × |
| 98 | 関東 | 栃木県 | 高根沢町 | × |
| 99 | 関東 | 群馬県 | 前橋市 | ○ |

| No. | 地域 | 都道府県 | 市区町村 | 停電対応型 CGS・GHP 導入状況 |
|-----|----|------|-------|--------------------------|
| 100 | 関東 | 群馬県 | 高崎市 | ○ |
| 101 | 関東 | 群馬県 | 桐生市 | ○ |
| 102 | 関東 | 群馬県 | 伊勢崎市 | × |
| 103 | 関東 | 群馬県 | 太田市 | ○ |
| 104 | 関東 | 群馬県 | 沼田市 | × |
| 105 | 関東 | 群馬県 | 館林市 | ○ |
| 106 | 関東 | 群馬県 | 渋川市 | × |
| 107 | 関東 | 群馬県 | 藤岡市 | ○ |
| 108 | 関東 | 群馬県 | 富岡市 | × |
| 109 | 関東 | 群馬県 | みどり市 | × |
| 110 | 関東 | 群馬県 | 下仁田町 | × |
| 111 | 関東 | 群馬県 | 明和町 | × |
| 112 | 関東 | 群馬県 | 千代田町 | × |
| 113 | 関東 | 群馬県 | 大泉町 | ○ |
| 114 | 関東 | 群馬県 | 邑楽町 | × |
| 115 | 関東 | 埼玉県 | さいたま市 | ○ |
| 116 | 関東 | 埼玉県 | 川越市 | ○ |
| 117 | 関東 | 埼玉県 | 熊谷市 | ○ |
| 118 | 関東 | 埼玉県 | 川口市 | ○ |
| 119 | 関東 | 埼玉県 | 行田市 | ○ |
| 120 | 関東 | 埼玉県 | 秩父市 | × |
| 121 | 関東 | 埼玉県 | 所沢市 | × |
| 122 | 関東 | 埼玉県 | 飯能市 | × |
| 123 | 関東 | 埼玉県 | 加須市 | ○ |
| 124 | 関東 | 埼玉県 | 本庄市 | × |
| 125 | 関東 | 埼玉県 | 東松山市 | × |
| 126 | 関東 | 埼玉県 | 春日部市 | ○ |
| 127 | 関東 | 埼玉県 | 狭山市 | ○ |
| 128 | 関東 | 埼玉県 | 羽生市 | × |
| 129 | 関東 | 埼玉県 | 鴻巣市 | × |
| 130 | 関東 | 埼玉県 | 深谷市 | ○ |
| 131 | 関東 | 埼玉県 | 上尾市 | × |
| 132 | 関東 | 埼玉県 | 草加市 | ○ |
| 133 | 関東 | 埼玉県 | 越谷市 | × |

| No. | 地域 | 都道府県 | 市区町村 | 停電対応型 CGS・GHP 導入状況 |
|-----|----|------|-------|--------------------------|
| 134 | 関東 | 埼玉県 | 蕨市 | × |
| 135 | 関東 | 埼玉県 | 戸田市 | ○ |
| 136 | 関東 | 埼玉県 | 入間市 | × |
| 137 | 関東 | 埼玉県 | 朝霞市 | ○ |
| 138 | 関東 | 埼玉県 | 志木市 | × |
| 139 | 関東 | 埼玉県 | 和光市 | ○ |
| 140 | 関東 | 埼玉県 | 新座市 | ○ |
| 141 | 関東 | 埼玉県 | 桶川市 | ○ |
| 142 | 関東 | 埼玉県 | 久喜市 | ○ |
| 143 | 関東 | 埼玉県 | 北本市 | ○ |
| 144 | 関東 | 埼玉県 | 八潮市 | ○ |
| 145 | 関東 | 埼玉県 | 富士見市 | ○ |
| 146 | 関東 | 埼玉県 | 三郷市 | ○ |
| 147 | 関東 | 埼玉県 | 蓮田市 | × |
| 148 | 関東 | 埼玉県 | 坂戸市 | ○ |
| 149 | 関東 | 埼玉県 | 幸手市 | × |
| 150 | 関東 | 埼玉県 | 鶴ヶ島市 | × |
| 151 | 関東 | 埼玉県 | 日高市 | ○ |
| 152 | 関東 | 埼玉県 | 吉川市 | ○ |
| 153 | 関東 | 埼玉県 | ふじみ野市 | ○ |
| 154 | 関東 | 埼玉県 | 白岡市 | × |
| 155 | 関東 | 埼玉県 | 伊奈町 | ○ |
| 156 | 関東 | 埼玉県 | 三芳町 | ○ |
| 157 | 関東 | 埼玉県 | 毛呂山町 | ○ |
| 158 | 関東 | 埼玉県 | 滑川町 | × |
| 159 | 関東 | 埼玉県 | 小川町 | × |
| 160 | 関東 | 埼玉県 | 川島町 | × |
| 161 | 関東 | 埼玉県 | 吉見町 | × |
| 162 | 関東 | 埼玉県 | 鳩山町 | × |
| 163 | 関東 | 埼玉県 | 美里町 | × |
| 164 | 関東 | 埼玉県 | 上里町 | × |
| 165 | 関東 | 埼玉県 | 宮代町 | × |
| 166 | 関東 | 埼玉県 | 杉戸町 | × |
| 167 | 関東 | 埼玉県 | 松伏町 | × |

| No. | 地域 | 都道府県 | 市区町村 | 停電対応型 CGS・GHP 導入状況 |
|-----|----|------|-------|--------------------------|
| 168 | 関東 | 千葉県 | 千葉市 | ○ |
| 169 | 関東 | 千葉県 | 銚子市 | × |
| 170 | 関東 | 千葉県 | 市川市 | ○ |
| 171 | 関東 | 千葉県 | 船橋市 | ○ |
| 172 | 関東 | 千葉県 | 館山市 | × |
| 173 | 関東 | 千葉県 | 木更津市 | ○ |
| 174 | 関東 | 千葉県 | 松戸市 | ○ |
| 175 | 関東 | 千葉県 | 野田市 | × |
| 176 | 関東 | 千葉県 | 茂原市 | ○ |
| 177 | 関東 | 千葉県 | 成田市 | ○ |
| 178 | 関東 | 千葉県 | 佐倉市 | ○ |
| 179 | 関東 | 千葉県 | 東金市 | × |
| 180 | 関東 | 千葉県 | 旭市 | × |
| 181 | 関東 | 千葉県 | 習志野市 | × |
| 182 | 関東 | 千葉県 | 柏市 | ○ |
| 183 | 関東 | 千葉県 | 市原市 | ○ |
| 184 | 関東 | 千葉県 | 流山市 | ○ |
| 185 | 関東 | 千葉県 | 八千代市 | ○ |
| 186 | 関東 | 千葉県 | 我孫子市 | × |
| 187 | 関東 | 千葉県 | 鎌ヶ谷市 | ○ |
| 188 | 関東 | 千葉県 | 君津市 | ○ |
| 189 | 関東 | 千葉県 | 富津市 | × |
| 190 | 関東 | 千葉県 | 浦安市 | ○ |
| 191 | 関東 | 千葉県 | 四街道市 | × |
| 192 | 関東 | 千葉県 | 袖ヶ浦市 | ○ |
| 193 | 関東 | 千葉県 | 八街市 | × |
| 194 | 関東 | 千葉県 | 印西市 | ○ |
| 195 | 関東 | 千葉県 | 白井市 | ○ |
| 196 | 関東 | 千葉県 | 富里市 | × |
| 197 | 関東 | 千葉県 | 山武市 | × |
| 198 | 関東 | 千葉県 | 大網白里市 | × |
| 199 | 関東 | 千葉県 | 酒々井町 | × |
| 200 | 関東 | 千葉県 | 栄町 | × |
| 201 | 関東 | 千葉県 | 多古町 | × |

| No. | 地域 | 都道府県 | 市区町村 | 停電対応型 CGS・GHP 導入状況 |
|-----|----|------|-------|--------------------------|
| 202 | 関東 | 千葉県 | 九十九里町 | × |
| 203 | 関東 | 千葉県 | 芝山町 | × |
| 204 | 関東 | 千葉県 | 一宮町 | × |
| 205 | 関東 | 千葉県 | 睦沢町 | ○ |
| 206 | 関東 | 千葉県 | 長生村 | × |
| 207 | 関東 | 千葉県 | 白子町 | ○ |
| 208 | 関東 | 千葉県 | 長南町 | × |
| 209 | 関東 | 千葉県 | 大多喜町 | × |
| 210 | 関東 | 東京都 | 千代田区 | ○ |
| 211 | 関東 | 東京都 | 中央区 | ○ |
| 212 | 関東 | 東京都 | 港区 | ○ |
| 213 | 関東 | 東京都 | 新宿区 | ○ |
| 214 | 関東 | 東京都 | 文京区 | ○ |
| 215 | 関東 | 東京都 | 台東区 | ○ |
| 216 | 関東 | 東京都 | 墨田区 | ○ |
| 217 | 関東 | 東京都 | 江東区 | ○ |
| 218 | 関東 | 東京都 | 品川区 | ○ |
| 219 | 関東 | 東京都 | 目黒区 | ○ |
| 220 | 関東 | 東京都 | 大田区 | ○ |
| 221 | 関東 | 東京都 | 世田谷区 | ○ |
| 222 | 関東 | 東京都 | 渋谷区 | ○ |
| 223 | 関東 | 東京都 | 中野区 | ○ |
| 224 | 関東 | 東京都 | 杉並区 | ○ |
| 225 | 関東 | 東京都 | 豊島区 | ○ |
| 226 | 関東 | 東京都 | 北区 | ○ |
| 227 | 関東 | 東京都 | 荒川区 | ○ |
| 228 | 関東 | 東京都 | 板橋区 | ○ |
| 229 | 関東 | 東京都 | 練馬区 | ○ |
| 230 | 関東 | 東京都 | 足立区 | ○ |
| 231 | 関東 | 東京都 | 葛飾区 | ○ |
| 232 | 関東 | 東京都 | 江戸川区 | ○ |
| 233 | 関東 | 東京都 | 八王子市 | ○ |
| 234 | 関東 | 東京都 | 立川市 | ○ |
| 235 | 関東 | 東京都 | 武蔵野市 | ○ |

| No. | 地域 | 都道府県 | 市区町村 | 停電対応型 CGS・GHP 導入状況 |
|-----|----|------|-------|--------------------------|
| 236 | 関東 | 東京都 | 三鷹市 | ○ |
| 237 | 関東 | 東京都 | 青梅市 | ○ |
| 238 | 関東 | 東京都 | 府中市 | ○ |
| 239 | 関東 | 東京都 | 昭島市 | ○ |
| 240 | 関東 | 東京都 | 調布市 | ○ |
| 241 | 関東 | 東京都 | 町田市 | ○ |
| 242 | 関東 | 東京都 | 小金井市 | × |
| 243 | 関東 | 東京都 | 小平市 | ○ |
| 244 | 関東 | 東京都 | 日野市 | ○ |
| 245 | 関東 | 東京都 | 東村山市 | ○ |
| 246 | 関東 | 東京都 | 国分寺市 | ○ |
| 247 | 関東 | 東京都 | 国立市 | ○ |
| 248 | 関東 | 東京都 | 福生市 | ○ |
| 249 | 関東 | 東京都 | 狛江市 | ○ |
| 250 | 関東 | 東京都 | 東大和市 | ○ |
| 251 | 関東 | 東京都 | 清瀬市 | ○ |
| 252 | 関東 | 東京都 | 東久留米市 | ○ |
| 253 | 関東 | 東京都 | 武蔵村山市 | × |
| 254 | 関東 | 東京都 | 多摩市 | ○ |
| 255 | 関東 | 東京都 | 稲城市 | ○ |
| 256 | 関東 | 東京都 | 羽村市 | × |
| 257 | 関東 | 東京都 | あきる野市 | × |
| 258 | 関東 | 東京都 | 西東京市 | ○ |
| 259 | 関東 | 東京都 | 瑞穂町 | × |
| 260 | 関東 | 東京都 | 日の出町 | × |
| 261 | 関東 | 神奈川県 | 横浜市 | ○ |
| 262 | 関東 | 神奈川県 | 川崎市 | ○ |
| 263 | 関東 | 神奈川県 | 相模原市 | ○ |
| 264 | 関東 | 神奈川県 | 横須賀市 | ○ |
| 265 | 関東 | 神奈川県 | 平塚市 | ○ |
| 266 | 関東 | 神奈川県 | 鎌倉市 | ○ |
| 267 | 関東 | 神奈川県 | 藤沢市 | ○ |
| 268 | 関東 | 神奈川県 | 小田原市 | ○ |
| 269 | 関東 | 神奈川県 | 茅ヶ崎市 | ○ |

| No. | 地域 | 都道府県 | 市区町村 | 停電対応型 CGS・GHP 導入状況 |
|-----|----|------|------|--------------------------|
| 270 | 関東 | 神奈川県 | 逗子市 | × |
| 271 | 関東 | 神奈川県 | 三浦市 | × |
| 272 | 関東 | 神奈川県 | 秦野市 | ○ |
| 273 | 関東 | 神奈川県 | 厚木市 | ○ |
| 274 | 関東 | 神奈川県 | 大和市 | ○ |
| 275 | 関東 | 神奈川県 | 伊勢原市 | ○ |
| 276 | 関東 | 神奈川県 | 海老名市 | ○ |
| 277 | 関東 | 神奈川県 | 座間市 | ○ |
| 278 | 関東 | 神奈川県 | 南足柄市 | ○ |
| 279 | 関東 | 神奈川県 | 綾瀬市 | × |
| 280 | 関東 | 神奈川県 | 葉山町 | × |
| 281 | 関東 | 神奈川県 | 寒川町 | ○ |
| 282 | 関東 | 神奈川県 | 大磯町 | × |
| 283 | 関東 | 神奈川県 | 二宮町 | × |
| 284 | 関東 | 神奈川県 | 中井町 | × |
| 285 | 関東 | 神奈川県 | 大井町 | ○ |
| 286 | 関東 | 神奈川県 | 開成町 | ○ |
| 287 | 関東 | 神奈川県 | 箱根町 | × |
| 288 | 関東 | 神奈川県 | 湯河原町 | × |
| 289 | 関東 | 神奈川県 | 愛川町 | × |
| 290 | 関東 | 新潟県 | 新潟市 | ○ |
| 291 | 関東 | 新潟県 | 長岡市 | ○ |
| 292 | 関東 | 新潟県 | 三条市 | ○ |
| 293 | 関東 | 新潟県 | 柏崎市 | × |
| 294 | 関東 | 新潟県 | 新発田市 | × |
| 295 | 関東 | 新潟県 | 小千谷市 | × |
| 296 | 関東 | 新潟県 | 加茂市 | × |
| 297 | 関東 | 新潟県 | 見附市 | × |
| 298 | 関東 | 新潟県 | 村上市 | × |
| 299 | 関東 | 新潟県 | 燕市 | × |
| 300 | 関東 | 新潟県 | 糸魚川市 | × |
| 301 | 関東 | 新潟県 | 妙高市 | × |
| 302 | 関東 | 新潟県 | 五泉市 | ○ |
| 303 | 関東 | 新潟県 | 上越市 | ○ |

| No. | 地域 | 都道府県 | 市区町村 | 停電対応型 CGS・GHP 導入状況 |
|-----|-------|------|--------|--------------------------|
| 304 | 関東 | 新潟県 | 阿賀野市 | × |
| 305 | 関東 | 新潟県 | 佐渡市 | ○ |
| 306 | 関東 | 新潟県 | 魚沼市 | × |
| 307 | 関東 | 新潟県 | 胎内市 | × |
| 308 | 関東 | 新潟県 | 聖籠町 | × |
| 309 | 関東 | 新潟県 | 弥彦村 | × |
| 310 | 関東 | 新潟県 | 田上町 | × |
| 311 | 関東 | 新潟県 | 刈羽村 | × |
| 312 | 東海／北陸 | 富山県 | 富山市 | ○ |
| 313 | 東海／北陸 | 富山県 | 高岡市 | × |
| 314 | 東海／北陸 | 富山県 | 射水市 | ○ |
| 315 | 東海／北陸 | 石川県 | 金沢市 | ○ |
| 316 | 東海／北陸 | 石川県 | 小松市 | × |
| 317 | 近畿 | 福井県 | 福井市 | × |
| 318 | 近畿 | 福井県 | 敦賀市 | × |
| 319 | 近畿 | 福井県 | 越前市 | × |
| 320 | 関東 | 山梨県 | 甲府市 | ○ |
| 321 | 関東 | 山梨県 | 富士吉田市 | ○ |
| 322 | 関東 | 山梨県 | 甲斐市 | × |
| 323 | 関東 | 山梨県 | 中央市 | × |
| 324 | 関東 | 山梨県 | 昭和町 | ○ |
| 325 | 関東 | 山梨県 | 忍野村 | ○ |
| 326 | 関東 | 山梨県 | 山中湖村 | × |
| 327 | 関東 | 山梨県 | 富士河口湖町 | × |
| 328 | 関東 | 長野県 | 長野市 | ○ |
| 329 | 関東 | 長野県 | 松本市 | ○ |
| 330 | 関東 | 長野県 | 上田市 | × |
| 331 | 関東 | 長野県 | 岡谷市 | × |
| 332 | 関東 | 長野県 | 飯田市 | × |
| 333 | 関東 | 長野県 | 諏訪市 | ○ |
| 334 | 関東 | 長野県 | 須坂市 | × |
| 335 | 関東 | 長野県 | 小諸市 | × |
| 336 | 関東 | 長野県 | 中野市 | × |
| 337 | 関東 | 長野県 | 大町市 | × |

| No. | 地域 | 都道府県 | 市区町村 | 停電対応型 CGS・GHP 導入状況 |
|-----|-------|------|-------|--------------------------|
| 338 | 関東 | 長野県 | 茅野市 | × |
| 339 | 関東 | 長野県 | 塩尻市 | × |
| 340 | 関東 | 長野県 | 佐久市 | ○ |
| 341 | 関東 | 長野県 | 千曲市 | × |
| 342 | 関東 | 長野県 | 東御市 | × |
| 343 | 関東 | 長野県 | 御代田町 | × |
| 344 | 関東 | 長野県 | 下諏訪町 | × |
| 345 | 関東 | 長野県 | 小布施町 | × |
| 346 | 関東 | 長野県 | 山ノ内町 | × |
| 347 | 東海／北陸 | 岐阜県 | 岐阜市 | ○ |
| 348 | 東海／北陸 | 岐阜県 | 大垣市 | × |
| 349 | 東海／北陸 | 岐阜県 | 多治見市 | × |
| 350 | 東海／北陸 | 岐阜県 | 羽島市 | × |
| 351 | 東海／北陸 | 岐阜県 | 美濃加茂市 | × |
| 352 | 東海／北陸 | 岐阜県 | 土岐市 | × |
| 353 | 東海／北陸 | 岐阜県 | 各務原市 | ○ |
| 354 | 東海／北陸 | 岐阜県 | 可児市 | ○ |
| 355 | 東海／北陸 | 岐阜県 | 山県市 | × |
| 356 | 東海／北陸 | 岐阜県 | 瑞穂市 | ○ |
| 357 | 東海／北陸 | 岐阜県 | 本巣市 | × |
| 358 | 東海／北陸 | 岐阜県 | 岐南町 | × |
| 359 | 東海／北陸 | 岐阜県 | 笠松町 | ○ |
| 360 | 東海／北陸 | 岐阜県 | 安八町 | × |
| 361 | 東海／北陸 | 岐阜県 | 大野町 | × |
| 362 | 東海／北陸 | 岐阜県 | 北方町 | × |
| 363 | 東海／北陸 | 岐阜県 | 御嵩町 | ○ |
| 364 | 東海／北陸 | 静岡県 | 静岡市 | ○ |
| 365 | 東海／北陸 | 静岡県 | 浜松市 | ○ |
| 366 | 東海／北陸 | 静岡県 | 沼津市 | ○ |
| 367 | 東海／北陸 | 静岡県 | 熱海市 | × |
| 368 | 東海／北陸 | 静岡県 | 三島市 | ○ |
| 369 | 東海／北陸 | 静岡県 | 富士宮市 | ○ |
| 370 | 東海／北陸 | 静岡県 | 伊東市 | × |
| 371 | 東海／北陸 | 静岡県 | 島田市 | × |

| No. | 地域 | 都道府県 | 市区町村 | 停電対応型 CGS・GHP 導入状況 |
|-----|-------|------|------|--------------------------|
| 372 | 東海／北陸 | 静岡県 | 富士市 | ○ |
| 373 | 東海／北陸 | 静岡県 | 磐田市 | ○ |
| 374 | 東海／北陸 | 静岡県 | 焼津市 | ○ |
| 375 | 東海／北陸 | 静岡県 | 掛川市 | × |
| 376 | 東海／北陸 | 静岡県 | 藤枝市 | × |
| 377 | 東海／北陸 | 静岡県 | 御殿場市 | × |
| 378 | 東海／北陸 | 静岡県 | 袋井市 | × |
| 379 | 東海／北陸 | 静岡県 | 下田市 | × |
| 380 | 東海／北陸 | 静岡県 | 裾野市 | × |
| 381 | 東海／北陸 | 静岡県 | 湖西市 | ○ |
| 382 | 東海／北陸 | 静岡県 | 函南町 | × |
| 383 | 東海／北陸 | 静岡県 | 清水町 | × |
| 384 | 東海／北陸 | 静岡県 | 長泉町 | ○ |
| 385 | 東海／北陸 | 愛知県 | 名古屋市 | ○ |
| 386 | 東海／北陸 | 愛知県 | 豊橋市 | ○ |
| 387 | 東海／北陸 | 愛知県 | 岡崎市 | × |
| 388 | 東海／北陸 | 愛知県 | 一宮市 | ○ |
| 389 | 東海／北陸 | 愛知県 | 瀬戸市 | ○ |
| 390 | 東海／北陸 | 愛知県 | 半田市 | ○ |
| 391 | 東海／北陸 | 愛知県 | 春日井市 | × |
| 392 | 東海／北陸 | 愛知県 | 豊川市 | × |
| 393 | 東海／北陸 | 愛知県 | 津島市 | × |
| 394 | 東海／北陸 | 愛知県 | 碧南市 | × |
| 395 | 東海／北陸 | 愛知県 | 刈谷市 | ○ |
| 396 | 東海／北陸 | 愛知県 | 豊田市 | ○ |
| 397 | 東海／北陸 | 愛知県 | 安城市 | ○ |
| 398 | 東海／北陸 | 愛知県 | 西尾市 | ○ |
| 399 | 東海／北陸 | 愛知県 | 蒲郡市 | × |
| 400 | 東海／北陸 | 愛知県 | 犬山市 | × |
| 401 | 東海／北陸 | 愛知県 | 常滑市 | ○ |
| 402 | 東海／北陸 | 愛知県 | 江南市 | × |
| 403 | 東海／北陸 | 愛知県 | 小牧市 | ○ |
| 404 | 東海／北陸 | 愛知県 | 稲沢市 | ○ |
| 405 | 東海／北陸 | 愛知県 | 東海市 | ○ |

| No. | 地域 | 都道府県 | 市区町村 | 停電対応型 CGS・GHP 導入状況 |
|-----|-------|------|-------|--------------------------|
| 406 | 東海／北陸 | 愛知県 | 大府市 | ○ |
| 407 | 東海／北陸 | 愛知県 | 知多市 | × |
| 408 | 東海／北陸 | 愛知県 | 知立市 | ○ |
| 409 | 東海／北陸 | 愛知県 | 尾張旭市 | × |
| 410 | 東海／北陸 | 愛知県 | 高浜市 | ○ |
| 411 | 東海／北陸 | 愛知県 | 岩倉市 | × |
| 412 | 東海／北陸 | 愛知県 | 豊明市 | ○ |
| 413 | 東海／北陸 | 愛知県 | 日進市 | × |
| 414 | 東海／北陸 | 愛知県 | 田原市 | × |
| 415 | 東海／北陸 | 愛知県 | 愛西市 | × |
| 416 | 東海／北陸 | 愛知県 | 清須市 | × |
| 417 | 東海／北陸 | 愛知県 | 北名古屋市 | × |
| 418 | 東海／北陸 | 愛知県 | 弥富市 | × |
| 419 | 東海／北陸 | 愛知県 | みよし市 | ○ |
| 420 | 東海／北陸 | 愛知県 | あま市 | × |
| 421 | 東海／北陸 | 愛知県 | 長久手市 | ○ |
| 422 | 東海／北陸 | 愛知県 | 東郷町 | × |
| 423 | 東海／北陸 | 愛知県 | 豊山町 | × |
| 424 | 東海／北陸 | 愛知県 | 大口町 | ○ |
| 425 | 東海／北陸 | 愛知県 | 扶桑町 | × |
| 426 | 東海／北陸 | 愛知県 | 大治町 | × |
| 427 | 東海／北陸 | 愛知県 | 蟹江町 | × |
| 428 | 東海／北陸 | 愛知県 | 飛島村 | × |
| 429 | 東海／北陸 | 愛知県 | 阿久比町 | × |
| 430 | 東海／北陸 | 愛知県 | 東浦町 | × |
| 431 | 東海／北陸 | 愛知県 | 武豊町 | ○ |
| 432 | 東海／北陸 | 愛知県 | 幸田町 | ○ |
| 433 | 東海／北陸 | 三重県 | 津市 | ○ |
| 434 | 東海／北陸 | 三重県 | 四日市市 | × |
| 435 | 東海／北陸 | 三重県 | 伊勢市 | ○ |
| 436 | 東海／北陸 | 三重県 | 松阪市 | × |
| 437 | 東海／北陸 | 三重県 | 桑名市 | ○ |
| 438 | 東海／北陸 | 三重県 | 鈴鹿市 | × |
| 439 | 東海／北陸 | 三重県 | 名張市 | ○ |

| No. | 地域 | 都道府県 | 市区町村 | 停電対応型 CGS・GHP 導入状況 |
|-----|-------|------|-------|--------------------------|
| 440 | 東海／北陸 | 三重県 | 亀山市 | × |
| 441 | 東海／北陸 | 三重県 | いなべ市 | ○ |
| 442 | 東海／北陸 | 三重県 | 伊賀市 | ○ |
| 443 | 東海／北陸 | 三重県 | 木曾岬町 | × |
| 444 | 東海／北陸 | 三重県 | 東員町 | ○ |
| 445 | 東海／北陸 | 三重県 | 朝日町 | × |
| 446 | 東海／北陸 | 三重県 | 川越町 | × |
| 447 | 近畿 | 滋賀県 | 大津市 | ○ |
| 448 | 近畿 | 滋賀県 | 彦根市 | ○ |
| 449 | 近畿 | 滋賀県 | 長浜市 | ○ |
| 450 | 近畿 | 滋賀県 | 近江八幡市 | ○ |
| 451 | 近畿 | 滋賀県 | 草津市 | ○ |
| 452 | 近畿 | 滋賀県 | 守山市 | ○ |
| 453 | 近畿 | 滋賀県 | 栗東市 | ○ |
| 454 | 近畿 | 滋賀県 | 甲賀市 | ○ |
| 455 | 近畿 | 滋賀県 | 野洲市 | ○ |
| 456 | 近畿 | 滋賀県 | 湖南市 | ○ |
| 457 | 近畿 | 滋賀県 | 東近江市 | ○ |
| 458 | 近畿 | 滋賀県 | 米原市 | ○ |
| 459 | 近畿 | 滋賀県 | 日野町 | ○ |
| 460 | 近畿 | 滋賀県 | 竜王町 | × |
| 461 | 近畿 | 滋賀県 | 愛荘町 | × |
| 462 | 近畿 | 滋賀県 | 甲良町 | × |
| 463 | 近畿 | 滋賀県 | 多賀町 | ○ |
| 464 | 近畿 | 京都府 | 京都市 | ○ |
| 465 | 近畿 | 京都府 | 福知山市 | ○ |
| 466 | 近畿 | 京都府 | 舞鶴市 | × |
| 467 | 近畿 | 京都府 | 宇治市 | ○ |
| 468 | 近畿 | 京都府 | 亀岡市 | × |
| 469 | 近畿 | 京都府 | 城陽市 | ○ |
| 470 | 近畿 | 京都府 | 向日市 | ○ |
| 471 | 近畿 | 京都府 | 長岡京市 | ○ |
| 472 | 近畿 | 京都府 | 八幡市 | ○ |
| 473 | 近畿 | 京都府 | 京田辺市 | ○ |

| No. | 地域 | 都道府県 | 市区町村 | 停電対応型 CGS・GHP 導入状況 |
|-----|----|------|-------|--------------------------|
| 474 | 近畿 | 京都府 | 木津川市 | ○ |
| 475 | 近畿 | 京都府 | 大山崎町 | ○ |
| 476 | 近畿 | 京都府 | 久御山町 | ○ |
| 477 | 近畿 | 京都府 | 井手町 | × |
| 478 | 近畿 | 京都府 | 精華町 | ○ |
| 479 | 近畿 | 大阪府 | 大阪市 | ○ |
| 480 | 近畿 | 大阪府 | 堺市 | ○ |
| 481 | 近畿 | 大阪府 | 岸和田市 | ○ |
| 482 | 近畿 | 大阪府 | 豊中市 | ○ |
| 483 | 近畿 | 大阪府 | 池田市 | ○ |
| 484 | 近畿 | 大阪府 | 吹田市 | ○ |
| 485 | 近畿 | 大阪府 | 泉大津市 | ○ |
| 486 | 近畿 | 大阪府 | 高槻市 | ○ |
| 487 | 近畿 | 大阪府 | 貝塚市 | ○ |
| 488 | 近畿 | 大阪府 | 守口市 | ○ |
| 489 | 近畿 | 大阪府 | 枚方市 | ○ |
| 490 | 近畿 | 大阪府 | 茨木市 | ○ |
| 491 | 近畿 | 大阪府 | 八尾市 | ○ |
| 492 | 近畿 | 大阪府 | 泉佐野市 | ○ |
| 493 | 近畿 | 大阪府 | 富田林市 | ○ |
| 494 | 近畿 | 大阪府 | 寝屋川市 | ○ |
| 495 | 近畿 | 大阪府 | 河内長野市 | ○ |
| 496 | 近畿 | 大阪府 | 松原市 | ○ |
| 497 | 近畿 | 大阪府 | 大東市 | ○ |
| 498 | 近畿 | 大阪府 | 和泉市 | ○ |
| 499 | 近畿 | 大阪府 | 箕面市 | ○ |
| 500 | 近畿 | 大阪府 | 柏原市 | ○ |
| 501 | 近畿 | 大阪府 | 羽曳野市 | ○ |
| 502 | 近畿 | 大阪府 | 門真市 | ○ |
| 503 | 近畿 | 大阪府 | 摂津市 | ○ |
| 504 | 近畿 | 大阪府 | 高石市 | ○ |
| 505 | 近畿 | 大阪府 | 藤井寺市 | ○ |
| 506 | 近畿 | 大阪府 | 東大阪市 | ○ |
| 507 | 近畿 | 大阪府 | 泉南市 | ○ |

| No. | 地域 | 都道府県 | 市区町村 | 停電対応型 CGS・GHP 導入状況 |
|-----|----|------|-------|--------------------------|
| 508 | 近畿 | 大阪府 | 四條畷市 | ○ |
| 509 | 近畿 | 大阪府 | 交野市 | ○ |
| 510 | 近畿 | 大阪府 | 大阪狭山市 | ○ |
| 511 | 近畿 | 大阪府 | 阪南市 | × |
| 512 | 近畿 | 大阪府 | 島本町 | ○ |
| 513 | 近畿 | 大阪府 | 豊能町 | × |
| 514 | 近畿 | 大阪府 | 能勢町 | × |
| 515 | 近畿 | 大阪府 | 忠岡町 | ○ |
| 516 | 近畿 | 大阪府 | 熊取町 | ○ |
| 517 | 近畿 | 大阪府 | 田尻町 | ○ |
| 518 | 近畿 | 大阪府 | 岬町 | × |
| 519 | 近畿 | 大阪府 | 太子町 | × |
| 520 | 近畿 | 大阪府 | 河南町 | × |
| 521 | 近畿 | 兵庫県 | 神戸市 | ○ |
| 522 | 近畿 | 兵庫県 | 姫路市 | ○ |
| 523 | 近畿 | 兵庫県 | 尼崎市 | ○ |
| 524 | 近畿 | 兵庫県 | 明石市 | ○ |
| 525 | 近畿 | 兵庫県 | 西宮市 | ○ |
| 526 | 近畿 | 兵庫県 | 洲本市 | ○ |
| 527 | 近畿 | 兵庫県 | 芦屋市 | ○ |
| 528 | 近畿 | 兵庫県 | 伊丹市 | ○ |
| 529 | 近畿 | 兵庫県 | 豊岡市 | ○ |
| 530 | 近畿 | 兵庫県 | 加古川市 | ○ |
| 531 | 近畿 | 兵庫県 | 西脇市 | × |
| 532 | 近畿 | 兵庫県 | 宝塚市 | ○ |
| 533 | 近畿 | 兵庫県 | 三木市 | ○ |
| 534 | 近畿 | 兵庫県 | 高砂市 | ○ |
| 535 | 近畿 | 兵庫県 | 川西市 | ○ |
| 536 | 近畿 | 兵庫県 | 三田市 | ○ |
| 537 | 近畿 | 兵庫県 | 加西市 | × |
| 538 | 近畿 | 兵庫県 | 篠山市 | × |
| 539 | 近畿 | 兵庫県 | 加東市 | × |
| 540 | 近畿 | 兵庫県 | たつの市 | × |
| 541 | 近畿 | 兵庫県 | 猪名川町 | × |

| No. | 地域 | 都道府県 | 市区町村 | 停電対応型 CGS・GHP 導入状況 |
|-----|-------|------|-------|--------------------------|
| 542 | 近畿 | 兵庫県 | 稲美町 | × |
| 543 | 近畿 | 兵庫県 | 播磨町 | ○ |
| 544 | 近畿 | 兵庫県 | 太子町 | × |
| 545 | 近畿 | 兵庫県 | 上郡町 | × |
| 546 | 近畿 | 兵庫県 | 佐用町 | × |
| 547 | 近畿 | 奈良県 | 奈良市 | ○ |
| 548 | 近畿 | 奈良県 | 大和高田市 | ○ |
| 549 | 近畿 | 奈良県 | 大和郡山市 | × |
| 550 | 近畿 | 奈良県 | 天理市 | ○ |
| 551 | 近畿 | 奈良県 | 橿原市 | ○ |
| 552 | 近畿 | 奈良県 | 桜井市 | × |
| 553 | 近畿 | 奈良県 | 五條市 | × |
| 554 | 近畿 | 奈良県 | 御所市 | × |
| 555 | 近畿 | 奈良県 | 生駒市 | ○ |
| 556 | 近畿 | 奈良県 | 香芝市 | ○ |
| 557 | 近畿 | 奈良県 | 葛城市 | ○ |
| 558 | 近畿 | 奈良県 | 平群町 | × |
| 559 | 近畿 | 奈良県 | 三郷町 | ○ |
| 560 | 近畿 | 奈良県 | 斑鳩町 | × |
| 561 | 近畿 | 奈良県 | 安堵町 | ○ |
| 562 | 近畿 | 奈良県 | 川西町 | × |
| 563 | 近畿 | 奈良県 | 明日香村 | × |
| 564 | 近畿 | 奈良県 | 上牧町 | × |
| 565 | 近畿 | 奈良県 | 王寺町 | ○ |
| 566 | 近畿 | 奈良県 | 広陵町 | ○ |
| 567 | 近畿 | 奈良県 | 河合町 | × |
| 568 | 近畿 | 和歌山県 | 和歌山市 | ○ |
| 569 | 近畿 | 和歌山県 | 海南市 | × |
| 570 | 近畿 | 和歌山県 | 新宮市 | ○ |
| 571 | 近畿 | 和歌山県 | 岩出市 | ○ |
| 572 | 中国／四国 | 鳥取県 | 鳥取市 | ○ |
| 573 | 中国／四国 | 鳥取県 | 米子市 | × |
| 574 | 中国／四国 | 島根県 | 松江市 | ○ |
| 575 | 中国／四国 | 島根県 | 浜田市 | ○ |

| No. | 地域 | 都道府県 | 市区町村 | 停電対応型 CGS・GHP 導入状況 |
|-----|-------|------|--------|--------------------------|
| 576 | 中国／四国 | 島根県 | 出雲市 | × |
| 577 | 中国／四国 | 岡山県 | 岡山市 | ○ |
| 578 | 中国／四国 | 岡山県 | 倉敷市 | ○ |
| 579 | 中国／四国 | 岡山県 | 津山市 | × |
| 580 | 中国／四国 | 岡山県 | 玉野市 | × |
| 581 | 中国／四国 | 岡山県 | 総社市 | × |
| 582 | 中国／四国 | 岡山県 | 赤磐市 | × |
| 583 | 中国／四国 | 岡山県 | 早島町 | ○ |
| 584 | 中国／四国 | 岡山県 | 里庄町 | × |
| 585 | 中国／四国 | 広島県 | 広島市 | ○ |
| 586 | 中国／四国 | 広島県 | 呉市 | × |
| 587 | 中国／四国 | 広島県 | 三原市 | × |
| 588 | 中国／四国 | 広島県 | 尾道市 | × |
| 589 | 中国／四国 | 広島県 | 福山市 | × |
| 590 | 中国／四国 | 広島県 | 東広島市 | ○ |
| 591 | 中国／四国 | 広島県 | 廿日市市 | × |
| 592 | 中国／四国 | 広島県 | 府中町 | × |
| 593 | 中国／四国 | 広島県 | 海田町 | × |
| 594 | 中国／四国 | 広島県 | 熊野町 | × |
| 595 | 中国／四国 | 広島県 | 坂町 | × |
| 596 | 中国／四国 | 山口県 | 下関市 | ○ |
| 597 | 中国／四国 | 山口県 | 宇部市 | ○ |
| 598 | 中国／四国 | 山口県 | 山口市 | ○ |
| 599 | 中国／四国 | 山口県 | 防府市 | ○ |
| 600 | 中国／四国 | 山口県 | 下松市 | × |
| 601 | 中国／四国 | 山口県 | 光市 | ○ |
| 602 | 中国／四国 | 山口県 | 周南市 | × |
| 603 | 中国／四国 | 山口県 | 山陽小野田市 | ○ |
| 604 | 中国／四国 | 徳島県 | 徳島市 | × |
| 605 | 中国／四国 | 香川県 | 高松市 | ○ |
| 606 | 中国／四国 | 香川県 | 丸亀市 | ○ |
| 607 | 中国／四国 | 香川県 | 坂出市 | ○ |
| 608 | 中国／四国 | 香川県 | 善通寺市 | × |
| 609 | 中国／四国 | 香川県 | 宇多津町 | × |

| No. | 地域 | 都道府県 | 市区町村 | 停電対応型 CGS・GHP 導入状況 |
|-----|-------|------|------|--------------------------|
| 610 | 中国／四国 | 香川県 | 琴平町 | ○ |
| 611 | 中国／四国 | 香川県 | 多度津町 | × |
| 612 | 中国／四国 | 愛媛県 | 松山市 | × |
| 613 | 中国／四国 | 愛媛県 | 今治市 | ○ |
| 614 | 中国／四国 | 愛媛県 | 宇和島市 | ○ |
| 615 | 中国／四国 | 愛媛県 | 松前町 | × |
| 616 | 中国／四国 | 高知県 | 高知市 | ○ |
| 617 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 北九州市 | ○ |
| 618 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 福岡市 | ○ |
| 619 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 大牟田市 | × |
| 620 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 久留米市 | × |
| 621 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 直方市 | ○ |
| 622 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 飯塚市 | × |
| 623 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 柳川市 | × |
| 624 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 八女市 | × |
| 625 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 中間市 | × |
| 626 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 小郡市 | × |
| 627 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 筑紫野市 | × |
| 628 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 春日市 | × |
| 629 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 大野城市 | × |
| 630 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 宗像市 | × |
| 631 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 太宰府市 | ○ |
| 632 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 古賀市 | × |
| 633 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 福津市 | × |
| 634 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 宮若市 | × |
| 635 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 糸島市 | × |
| 636 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 那珂川市 | × |
| 637 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 志免町 | × |
| 638 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 新宮町 | ○ |
| 639 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 粕屋町 | × |
| 640 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 芦屋町 | × |
| 641 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 水巻町 | × |
| 642 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 岡垣町 | × |
| 643 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 遠賀町 | × |

| No. | 地域 | 都道府県 | 市区町村 | 停電対応型 CGS・GHP 導入状況 |
|-----|-------|------|------|--------------------------|
| 644 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 筑前町 | × |
| 645 | 九州／沖縄 | 福岡県 | 苅田町 | × |
| 646 | 九州／沖縄 | 佐賀県 | 佐賀市 | ○ |
| 647 | 九州／沖縄 | 佐賀県 | 唐津市 | × |
| 648 | 九州／沖縄 | 佐賀県 | 鳥栖市 | × |
| 649 | 九州／沖縄 | 佐賀県 | 伊万里市 | × |
| 650 | 九州／沖縄 | 佐賀県 | 基山町 | × |
| 651 | 九州／沖縄 | 長崎県 | 長崎市 | ○ |
| 652 | 九州／沖縄 | 長崎県 | 佐世保市 | × |
| 653 | 九州／沖縄 | 長崎県 | 島原市 | × |
| 654 | 九州／沖縄 | 長崎県 | 諫早市 | × |
| 655 | 九州／沖縄 | 長崎県 | 大村市 | × |
| 656 | 九州／沖縄 | 長崎県 | 雲仙市 | × |
| 657 | 九州／沖縄 | 長崎県 | 長与町 | ○ |
| 658 | 九州／沖縄 | 長崎県 | 時津町 | × |
| 659 | 九州／沖縄 | 熊本県 | 熊本市 | ○ |
| 660 | 九州／沖縄 | 熊本県 | 八代市 | ○ |
| 661 | 九州／沖縄 | 熊本県 | 荒尾市 | × |
| 662 | 九州／沖縄 | 熊本県 | 山鹿市 | × |
| 663 | 九州／沖縄 | 熊本県 | 天草市 | × |
| 664 | 九州／沖縄 | 熊本県 | 合志市 | × |
| 665 | 九州／沖縄 | 熊本県 | 大津町 | × |
| 666 | 九州／沖縄 | 熊本県 | 菊陽町 | ○ |
| 667 | 九州／沖縄 | 熊本県 | 御船町 | × |
| 668 | 九州／沖縄 | 熊本県 | 嘉島町 | × |
| 669 | 九州／沖縄 | 熊本県 | 益城町 | × |
| 670 | 九州／沖縄 | 大分県 | 大分市 | ○ |
| 671 | 九州／沖縄 | 大分県 | 別府市 | × |
| 672 | 九州／沖縄 | 大分県 | 中津市 | × |
| 673 | 九州／沖縄 | 大分県 | 由布市 | × |
| 674 | 九州／沖縄 | 宮崎県 | 宮崎市 | ○ |
| 675 | 九州／沖縄 | 宮崎県 | 都城市 | × |
| 676 | 九州／沖縄 | 宮崎県 | 延岡市 | × |
| 677 | 九州／沖縄 | 宮崎県 | 三股町 | × |

| No. | 地域 | 都道府県 | 市区町村 | 停電対応型 CGS・GHP 導入状況 |
|-----|-------|------|-------|--------------------------|
| 678 | 九州／沖縄 | 鹿児島県 | 鹿児島市 | ○ |
| 679 | 九州／沖縄 | 鹿児島県 | 阿久根市 | × |
| 680 | 九州／沖縄 | 鹿児島県 | 出水市 | × |
| 681 | 九州／沖縄 | 鹿児島県 | 薩摩川内市 | × |
| 682 | 九州／沖縄 | 鹿児島県 | 霧島市 | × |
| 683 | 九州／沖縄 | 鹿児島県 | 奄美市 | × |
| 684 | 九州／沖縄 | 鹿児島県 | 姶良市 | × |
| 685 | 九州／沖縄 | 沖縄県 | 那覇市 | ○ |
| 686 | 九州／沖縄 | 沖縄県 | 浦添市 | × |
| 687 | 九州／沖縄 | 沖縄県 | 豊見城市 | × |
| 688 | 九州／沖縄 | 沖縄県 | 中城村 | × |
| 689 | 九州／沖縄 | 沖縄県 | 西原町 | × |
| 690 | 九州／沖縄 | 沖縄県 | 南風原町 | × |

9 - 1 . 交付申請・実施計画
・発注計画関係

(別紙①)

(様式第1)

| | | | | |
|----------------|--|--|--|--|
| 受理番号 (センターで記入) | | | | |
| | | | | |

| | | | |
|----------|---|--|---|
| 番号 | | | |
| | | | |
| 申請日(記入日) | | | |
| 令和 | 2 | | |
| | 年 | | 月 |
| | | | 日 |

申請者の社内上申番号を記入する。(空欄可)

令和元年度災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

募集期間内であることを確認。

災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

申請者が複数の場合
下記の※参照。

1. 申請者

| | | | | |
|------|--------------|------------|--|--|
| 法人名 | 虎ノ門リゾート株式会社 | | | 印  社印  代表者印 |
| 代表者名 | 虎ノ門 一郎 | | | |
| 役職 | 代表取締役社長 | | | |
| 住所 | 郵便番号 | 105 - 0004 | | |
| | 東京都港区新橋3-7-X | | | |

※ 申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入のうえ押印すること。
記入順序は所有者、使用者、その他の順とし、複数の申請者が補助対象設備を所有する予定の場合は補助金交付申請金額が多い申請者を先に記入すること。

(別紙②-1)
(様式第2)

令和元年度災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
実施計画書

本書類は全ての項目を記入すること。
該当しない場合は、「なし」や「0(ゼロ)」と記入すること。

1. 補助事業の実施計画

(1) 実施場所

| | | |
|--------|--------------------------------|-------------------|
| 住所 | (105 - 0004) 東京都港区新橋3-7-X | 都道府県から記入する。 |
| 最寄り駅 | JR新橋駅 | 〇〇線、〇〇駅等を記入する。 |
| 施設の名称 | 虎ノ門リゾート株式会社 新橋ホテル | 〇〇(株)、〇〇工場等を記入する。 |
| 施設の所有者 | 虎ノ門リゾート株式会社 | |

※地図を添付し、施設の位置を明記すること。

(2) 補助事業の概要

| | | |
|--------------------------|--|--------------------------------|
| 従来方式と補助事業方式の燃料消費設備の種類と能力 | | 更新の場合には更新前の機器を記入する。 |
| 従来方式 | ガスヒートポンプエアコン (停電非対応型) 56kW×3台、85kW×1台 (計 253kW) | |
| 補助事業方式 | ガスヒートポンプエアコン (停電対応型) 56kW×3台、85kW×1台 (計 253kW) | |
| 付帯設備の補助対象範囲 | | |
| 撤去 | なし | |
| 更新 | 室内機、冷媒配管、防振架台、リモコン | |
| 新設 | 専用ガス流量計 | |
| 設備の用途 | 建物内空調用 | |
| 支払い方法 | | 該当する項目にマークする。 |
| 設備使用者の計画 | 金融機関振込 ・ リース ・ 賃貸 ・ エネルギーサービス(含むESCO) ・ 支払い委託(金融機関名称：) | |
| 共同申請情報 | ××××リース株式会社 (設備所有者) 株式会社▲▲▲▲ (設備使用者) | 共同申請の場合、関係につき記入する。 |
| その他特記事項 | ガス管按分あり | ガス管按分等、見積書と申請金額に差異がある場合等は記入する。 |

※ 共同申請にかかる相互の契約や役割分担が分かる資料を添付すること。

2. 補助事業の具体的な内容

(1) 設備詳細

< a. コージェネレーション・燃料電池 >

| 設備名称 | 燃料消費量 (Nm ³ /h) | 単位発熱量 (GJ/千Nm ³) (低位基準) | 燃料消費量 (MJ/h) | 定格発電出力 (kW) | 発電効率 (LHV %) | 総合効率 (LHV %) | 台数 | 停電対応 | |
|---------------------|----------------------------|-------------------------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|----|------|---|
| | ① | ② | ①×②=③ | ④ | ⑤=④÷③×3.6 | | | | |
| プルダウンから選択 ジェネライト | 10 | 40.6 | 406 | 40 | 35.5% | 35.0% | 1 | ○ | |
| 合計欄は自動出力 | 合計 | 10 | - | - | 40 | - | - | 1 | - |

LHVであることに注意。

プルダウンから選択

低位発熱量(LHV)であることに注意。

LHVであることに注意。

- ※ 効率は低位発熱量基準定格運転時のもので、小数点第2位を四捨五入した値を記載すること。
- ※ 「燃料消費量」及び「定格発電出力」は設備の定格値を記載すること。
- ※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数をコピーすること。

< b. GHP >

| 設備名称 | 燃料消費量 発電時 (kW) | 燃料消費量 非発電時 (kW) | 単位発熱量 (GJ/千Nm ³) (高位基準) | 燃料消費量 発電時 (MJ/h) | 燃料消費量 非発電時 (MJ/h) | 定格出力 (kW) | 台数 | 停電対応 |
|---------------------------|----------------|-----------------|-------------------------------------|------------------|-------------------|-----------|----|------|
| | ① | ② | ③ | ④=①×③×3.6 | ⑤=②×③×3.6 | | | |
| プルダウンから選択 ガスヒートポンプエアコン | 46 | 48 | 45 | 7,452 | 7,776 | 56 | 3 | ○ |
| ガスヒートポンプエアコン | 78 | 80 | 45 | 12,636 | 12,960 | 85 | 1 | ○ |
| 合計欄は自動出力 | 合計 | 124 | - | - | - | 253 | 4 | - |

プルダウンから選択

高位発熱量(HHV)であることに注意。

- ※ 「燃料消費量」及び「定格出力」は設備の定格値を記載すること。
- ※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数をコピーすること。

(2) 審査に係る事項

a. 設置場所

| 都道府県 | 市区町村 | 導入状況 |
|--------|------|------|
| 13_東京都 | 港区 | ○ |

プルダウンから選択

定格冷房能力を記入する。

自動的に入力される

- ・CGSの場合、発電定格出力を使用する。
- ・GHPの場合、定格冷房能力を使用する。
- ・CGS+GHPの場合、CGSの発電定格出力を使用する。

b. 省CO₂性と費用対効果

| 評価項目 | 導入効果 |
|-----------------------|---|
| CO ₂ 排出削減量 | ▲t - CO ₂ /年 計算シート(別紙⑩)から転記する |
| CO ₂ 削減率 | % GHPの場合、CO ₂ 排出削減量・削減率欄に「-」を記入 |
| 費用対効果 | 千円/kW |

- ※ CO₂排出削減量、CO₂削減率はコージェネ(燃料電池含む)のみ記入すること。
- ※ 費用対効果は(補助対象経費/定格出力(kW))を記入すること。

c. 災害時の役割

*該当する項目にチェック（括弧に○を記入）すること。

プルダウンから該当する項目を選択。

| 評価項目 | チェック | 内容 | | | | |
|--------|------|----|---|--|--|--|
| 災害時の役割 | (○) | ① | 耐震性を向上させた低圧導管でガス供給を受けること 本支管：ポリエチレン管 引込管：ポリエチレン管 見込 | | | |
| | (○) | ② | 災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第3条第2項(6)(ア)～(ウ)のいずれかの施設であること エ 空間等を提供する施設 協定による避難所等 既 | | | |
| | (○) | | ZEB（平均でエネルギー消費量が正味でおおむねゼロ以下となる建築物）ではないこと | | | |
| | (○) | | 相当程度の揺れのある地震が発生した場合は、ガスの供給が停止し天然ガス利用設備が起動しなくなることについて了承していること | | | |

プルダウンから選択。

プルダウンから該当する項目を選択。

高耐震・低圧供給が「既」か「見込み」で申請するかプルダウンから該当する項目を選択。

協定が「既」か、「見込み」で申請するかプルダウンから該当する項目を選択。

「その他」を選択した場合、右欄に具体的な内容を記入。

- ※ 実績報告時にチェックした内容を満たしていない場合、補助金が交付されません。
- ※ 災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第3条第2項(6)のいずれかの施設。ただし、ZEBを除く。
 - (ア) 災害時に避難所として活用される国や地方公共団体の防災計画指定の施設、国や地方公共団体と協定を締結している（見込みも含む）地域住民に空間等を提供する施設
 - (イ) 災害時に活動拠点となる防災上中核となる施設
 - (ウ) 災害時に機能を維持する必要性のある施設
 - ・救急指定病院、地域医療支援病院など国や地方公共団体が認定又は指定する医療施設（ただし、①災害拠点病院、②周産期母子医療センター、③救命救急センター、④災害拠点精神科病院、⑤へき地医療拠点病院、⑥へき地診療所を除く。）
 - ・社会福祉施設（高齢者・障害者入所施設※（ただし、①特別養護老人ホーム、②介護老人保健施設、③養護老人ホーム、④軽費老人ホーム、⑤介護医療院を除く。）及び保育所） ※通い施設は除く
 - (エ) 国や地方公共団体と協定を締結している（見込みも含む）地域住民に空間等を提供する施設
- ※ 災害時に寄与できる設備は上記(ア)～(エ)の施設において災害時に補助対象設備が施設の該当する機能維持に資することをいう。

(3) 事業実施工程表

- ・別紙「発注計画書」のとおり。
- ・補助事業の開始及び完了予定日

開始予定日は最初の工事等の契約締結予定日、完了予定日は最終の支払完了予定日を記入する。

| | | | | | | | | |
|------|-------|----|---|---|---|---|----|---|
| 事業全体 | 開始予定日 | 令和 | 2 | 年 | 8 | 月 | 1 | 日 |
| | 完了予定日 | 令和 | 3 | 年 | 1 | 月 | 30 | 日 |

3. 補助事業担当窓口

(1) 申請者

| | | | | |
|------------|--------------------------------|-------|------------------|--|
| 法人名 | 虎ノ門リゾート株式会社 | | | 担当者 |
| 部署名 | 〇〇部△△課 | | |  |
| (フリガナ) | トラノモン ハナコ | | | |
| 実施責任者名 | 虎ノ門 花子 | | | 申請者が複数の場合は、補助対象設備を所有する 予定の申請者を筆頭に記入し、続いて使用者を記入 する。その他の書類についても連名で記載する場 合は、この順番で記入する。 |
| 役職 | 課長 | | | |
| 住所 | (105 - 0004) 東京都港区新橋3-7-X | | | |
| 電話番号 | 03 - 6435 - 76XX | FAX番号 | 03 - 6435 - XX33 | |
| E-mailアドレス | h.toranomon@toranomon.co.jp | | | |

※申請者が複数の場合、全ての申請者の担当者連絡先について記入のうえ押印すること。

(2) 補助事業後の都市ガス供給事業者

| | | | |
|------------|---------------------------------|-------|------------------|
| 法人名 | 虎ノ門ガス株式会社 | | |
| 部署名 | ※※部◇◇課 | | |
| (フリガナ) | シンバシ ジロウ | | |
| 担当者名 | 新橋 二郎 | | |
| 役職 | | | |
| 住所 | (105 - 0004) 東京都港区虎ノ門3-5-X | | |
| 電話番号 | 03 - 1234 - 5678 | FAX番号 | 03 - 9876 - 5432 |
| E-mailアドレス | j.shinbashi@toranomongas.co.jp | | |

(3) 補助事業後の都市ガス導管事業者

| | | | | |
|------------|-------|-------|---|--|
| 法人名 | 同上 | | | ガス会社の担当者が小売り部門と導管部門で 担当窓口が同じ場合には「同上」で可。 |
| 部署名 | | | | |
| (フリガナ) | | | | |
| 担当者名 | | | | |
| 役職 | | | | |
| 住所 | (-) | | | |
| 電話番号 | - | FAX番号 | - | |
| E-mailアドレス | | | | |

4. 補助対象経費の算出根拠

別紙「申請金額整理表」のとおり。

消費税等は補助対象外のため、
税抜きで記入。

該当する経費がない場合は、「0」を記入する。

補助事業に要する経費、補助対象経費及 補助金の配分額

| 区分 | 補助事業に 要する経費 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金交付申請額 |
|---------------|-----------------|-----------------|-----|-----------------|
| I. 設 計 費 | 300,000 円 | 300,000 円 | 2/3 | 200,000 円 |
| II. 既存設備撤去費 | 700,000 円 | 600,000 円 | 2/3 | 400,000 円 |
| III. 新規設備機器費 | 12,000,000 円 | 12,000,000 円 | 2/3 | 8,000,000 円 |
| IV. 新規設備設置工事費 | 4,000,000 円 | 3,000,000 円 | 2/3 | 2,000,000 円 |
| V. 敷地内ガス管敷設費 | 0 円 | 0 円 | 2/3 | 0 円 |
| 合 計 | 17,000,000 円 | 15,900,000 円 | | 10,600,000 円 |

※「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。
なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

※「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費につ
いて、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

※「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、
その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（1円未満は切捨て）をいいます。

※ 申請者が複数の場合、合計金額を記入してください。

プルダウンから「補
助率」を選択

「補助対象経費」×
「補助率」の金額を
記入。但し、1円未
満は切り捨てとする。

補助事業に要する経費のうち、補助対象外の経費を除外した金額を記入する。
見積書は対象範囲・対象外範囲の内訳が分かるものとし、経費の区分等が
分かりにくい場合は注釈をつける。

5. 補助事業者の概要

| | | | |
|--------------------------|---|--|--|
| 法人名 | 虎ノ門リソ | 法人名、代表者名、 役職、住所は履歴事 項全部事項証明書 に記載の通りとする。 | 申請者が複数の場合は、補助対象設備を 所有する予定の申請者を筆頭に記入し、 続いて使用者を記入する。 その他の書類についても連名で記載する 場合は、この順番で記入する。 |
| 代表者名 | 虎ノ門 | | |
| 役職 | 代表取締役社長 | | |
| 住所 | (105 - 0004) 東京都港区新橋3-7-X | 業種は、日本標準産業分類(別紙⑥)より選択すること。 左欄をプルダウンで選択すると、右欄は自動表示される。 | |
| 電話番号 | 03 - 6435 - 76XX | FAX番号 | 03 - 6435 - XX33 |
| 業種 | 宿泊業 | : | サービス業 |
| 資本金※ | 10,000,000 円 | 従業員数※ | 1,200 人 |
| 決算情報※ | 前年度 | 売上高 | 12,345,678,000 円 |
| | | 経常利益 | 123,456,789 円 |
| 補助対象設備 に対する申請 者の役割 | (○) 所有者 (○) 使用者 () エネルギーサービス事業者(補助対象設備を使用し電力や熱を販売する) () その他() | | |

※各項目について直近決算年度末の数値を補助事業者の単体ベースで記入すること。

6. 資金調達計画(補助事業に要する経費)

借入金がない場合は、「0」を記入する。

| 調達先 | 補助金 | 自己資金 | 借入金 | 合計 |
|------|--------------|-------------|-----|--------------|
| 調達金額 | 10,600,000 円 | 6,400,000 円 | 0 円 | 17,000,000 円 |

※金額に消費税等は含まないこと。

※申請者が複数の場合、合計金額を記入し、申請者ごとの計画が分かる書類を添付すること

7. 確認事項

*該当する項目にチェック(括弧に○を記入)すること。

申請する設備が他の補助金と重複する場合には○を記入し、補助金名称を記入する。

| | |
|-----|---------------------------------------|
| () | 他の補助金との重複または併願(予定含む) 該当する場合、補助金名称: |
| () | 自社製品の調達等 |

※補助対象経費に、国からの補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。)の対象経費を含む事業ではないこと(法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く)。

該当する項目にすべてチェック(括弧に○を記入する。)

(別紙②-2)

令和元年度災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
審査事項整理表

| 設置機器 | | CGS+GHP | | |
|------|------------------------|--------------------|-----------------|----------|
| 対象施設 | | 未導入 行政区 (※3) | 導入済行政区 (※3) | |
| | | | 指定の 17県 (※4) | 左記 以外 |
| ア | 避難所 (公立学校) | | | |
| | 避難所 (公立学校以外) | | | |
| | 福祉避難所、避難場所等 | | | |
| イ | 地方公共団体施設等 | | | |
| ウ | 特定の社会福祉施設 (※1) | | | |
| | 上記以外の社会福祉施設 | | | |
| | 医療施設 (※2) | | | |
| エ | 協定による避難所等 (ア、イ、ウ以外) | | | ○ |

プルダウンから選択

該当する箇所に
プルダウンから
1つ○印を選択。

- ア : 災害時に避難所として活用される国や地方公共団体の防災計画指定の施設
- イ : 災害時に活動拠点となる防災上中核となる施設 (市役所、警察署、消防署等)
- ウ : 災害時に機能を維持する必要性のある施設
- エ : 国や地方公共団体と協定を締結している (見込みも含む) 地域住民に空間等を提供する施設
 - (※1) 介護療養型医療施設、サービス付高齢者向け住宅、有料老人ホーム、認知症対応型グループホーム
 - (※2) 救急指定病院、地域医療支援病院など国や地方公共団体が認定又は指定する医療施設次の医療施設は除く
災害拠点病院、周産期母子医療センター、救命救急センター、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所
 - ・その他施設分類の詳細は、交付規程、公募説明会資料、解説資料を参照すること。
- (※3) 停電対応型 CGS・GHPの未導入・導入済行政区は、公募説明会資料P. 22～42を参照すること。
- (※4) 指定の17県は、公募説明会資料P. 9に記載の、公立学校において自家発設備の整備率が5割に満たない17県のことをいう。

(別紙③-1)

令和元年度災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金 申請金額整理表

| 見積件名 | 見積会社 | 補助事業に 要する経費 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金交付申請額 |
|---------|------|-----------------|-----------------|-----|-----------------|
| 設計・基礎工事 | A社 | 300,000 円 | 300,000 円 | 2/3 | 200,000 円 |
| 機器設置工事 | B社 | 16,700,000 円 | 15,600,000 円 | 2/3 | 10,400,000 円 |
| | | 0 円 | 0 円 | 2/3 | 0 円 |
| | | 0 円 | 0 円 | 2/3 | 0 円 |
| | | 0 円 | 0 円 | 2/3 | 0 円 |
| 合 計 | | 17,000,000 円 | 15,900,000 円 | | 10,600,000 円 |

(別紙③-2)

申請者が複数の場合に作成する。

記入例

補助事業に要する経費等の申請者別内訳について

※「補助対象経費」×「補助率」の金額を記入。
但し、1円未満は切り捨てとする。

合計

| 区 分 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金交付申請額 |
|---------------|--------------|--------------|-----|--------------|
| I. 設 計 費 | 300,000 円 | 300,000 円 | 2/3 | 200,000 円 |
| II. 既存設備撤去費 | 700,000 円 | 600,000 円 | 2/3 | 400,000 円 |
| III. 新規設備機器費 | 12,000,000 円 | 12,000,000 円 | 2/3 | 8,000,000 円 |
| IV. 新規設備設置工事費 | 4,000,000 円 | 3,000,000 円 | 2/3 | 2,000,000 円 |
| V. 敷地内ガス管敷設費 | 0 円 | 0 円 | 2/3 | 0 円 |
| 合 計 | 17,000,000 円 | 15,900,000 円 | | 10,600,000 円 |

〇〇〇〇株式会社

| 区 分 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金交付申請額 |
|---------------|--------------|--------------|-----|--------------|
| I. 設 計 費 | 300,000 円 | 300,000 円 | 2/3 | 200,000 円 |
| II. 既存設備撤去費 | 700,000 円 | 600,000 円 | 2/3 | 400,000 円 |
| III. 新規設備機器費 | 12,000,000 円 | 12,000,000 円 | 2/3 | 8,000,000 円 |
| IV. 新規設備設置工事費 | 4,000,000 円 | 3,000,000 円 | 2/3 | 2,000,000 円 |
| V. 敷地内ガス管敷設費 | 0 円 | 0 円 | 2/3 | 0 円 |
| 合 計 | 17,000,000 円 | 15,900,000 円 | | 10,600,000 円 |

「補助対象経費」×「補助率」の金額を記入。合計の各区分の経費の金額に合うように申請者間で1円単位の切捨て切上げは調整する。

△△△△株式会社

| 区 分 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金交付申請額 |
|---------------|------------|--------|-----|----------|
| I. 設 計 費 | 0 円 | 0 円 | 2/3 | 0 円 |
| II. 既存設備撤去費 | 0 円 | 0 円 | 2/3 | 0 円 |
| III. 新規設備機器費 | 0 円 | 0 円 | 2/3 | 0 円 |
| IV. 新規設備設置工事費 | 0 円 | 0 円 | 2/3 | 0 円 |
| V. 敷地内ガス管敷設費 | 0 円 | 0 円 | 2/3 | 0 円 |
| 合 計 | 0 円 | 0 円 | | 0 円 |

※ 金額に消費税等は含まないこと。

※ 申請者が複数の場合、申請者ごとに作成し、合表も作成すること。

申請者別の資金調達計画について

申請者が複数の場合、下記を参考に記入。

〇〇〇〇株式会社

| 調達先 | 補助金 | 自己資金 | 借入金 | 合計 |
|------|--------------|-------------|-----|--------------|
| 調達金額 | 10,600,000 円 | 6,400,000 円 | 0 円 | 17,000,000 円 |

借入金がない場合は、「0」を記入する。

△△△△株式会社

| 調達先 | 補助金 | 自己資金 | 借入金 | 合計 |
|------|-----|------|-----|-----|
| 調達金額 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 |

※ 金額に消費税等は含まないこと。

(別紙⑤)

記入例

令和元年度災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
発注計画書

見積依頼書の件名を記入すること。

補助事業に要する経費を構成するすべての発注について、件名(契約)ごとに本紙を作成すること。

件名：

| No | 年 月 日 | 発 注 計 画 |
|----|----------|---|
| 1 | 令和〇年〇月〇日 | 概算見積依頼 (〇〇(株)) 金額は税別価格とすること。 |
| 2 | 令和〇年〇月〇日 | 概算見積回答 (〇〇(株)) : 〇〇, 〇〇〇円税別 |
| 3 | 令和〇年〇月〇日 | 交付申請 交付申請以降は、予定を記入すること。 |
| 4 | 令和〇年〇月〇日 | 実施見積依頼 (〇〇(株)、 (株)△△、 □□(株)) |
| 5 | 令和〇年〇月〇日 | 実施見積回答 (〇〇(株)、 (株)△△、 □□(株)) |
| 6 | 令和〇年〇月〇日 | 契約締結 |
| 7 | 令和〇年〇月〇日 | 中間報告 |
| 8 | 令和〇年〇月〇日 | 納品 |
| 9 | 令和〇年〇月〇日 | 検収 |
| 10 | 令和〇年〇月〇日 | 請求 |
| 11 | 令和〇年〇月〇日 | 支払い完了 |
| 12 | 令和〇年〇月〇日 | 実績報告 |
| 13 | | |
| 14 | | |
| 15 | | |
| 16 | | |
| 17 | | |
| 18 | | |
| 19 | | |
| 20 | | |

日本標準産業分類(平成25年10月改定)

| 分類 | 業種 | 業種分類 |
|----------------------|-------------------|--------|
| 農業、林業 | | |
| A01 | 農業 | 製造業その他 |
| A02 | 林業 | 製造業その他 |
| 漁業 | | |
| B03 | 漁業(水産養殖業を除く) | 製造業その他 |
| B04 | 水産養殖業 | 製造業その他 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | |
| C05 | 鉱業、採石業、砂利採取業 | 製造業その他 |
| 建設業 | | |
| D06 | 総合工事業 | 製造業その他 |
| D07 | 職別工事業(設備工事業を除く) | 製造業その他 |
| D08 | 設備工事業 | 製造業その他 |
| 製造業 | | |
| E09 | 食料品製造業 | 製造業その他 |
| E10 | 飲料・たばこ・飼料製造業 | 製造業その他 |
| E11 | 繊維工業 | 製造業その他 |
| E12 | 木材・木製品製造業(家具を除く) | 製造業その他 |
| E13 | 家具・装備品製造業 | 製造業その他 |
| E14 | パルプ・紙・紙加工品製造業 | 製造業その他 |
| E15 | 印刷・同関連業 | 製造業その他 |
| E16 | 化学工業 | 製造業その他 |
| E17 | 石油製品・石炭製品製造業 | 製造業その他 |
| E18 | プラスチック製品製造業 | 製造業その他 |
| E19 | ゴム製品製造業 | 製造業その他 |
| E20 | なめし革・同製品・毛皮製造業 | 製造業その他 |
| E21 | 窯業・土石製品製造業 | 製造業その他 |
| E22 | 鉄鋼業 | 製造業その他 |
| E23 | 非鉄金属製造業 | 製造業その他 |
| E24 | 金属製品製造業 | 製造業その他 |
| E25 | はん用機械器具製造業 | 製造業その他 |
| E26 | 生産用機械器具製造業 | 製造業その他 |
| E27 | 業務用機械器具製造業 | 製造業その他 |
| E28 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 製造業その他 |
| E29 | 電気機械器具製造業 | 製造業その他 |
| E30 | 情報通信機械器具製造業 | 製造業その他 |
| E31 | 輸送用機械器具製造業 | 製造業その他 |
| E32 | その他の製造業 | 製造業その他 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | | |
| F33 | 電気業 | 製造業その他 |
| F34 | ガス業 | 製造業その他 |
| F35 | 熱供給業 | 製造業その他 |
| F36 | 水道業 | 製造業その他 |

| 情報通信業 | | |
|-------------------|-------------------------|--------|
| G37 | 通信業 | 製造業その他 |
| G38 | 放送業 | サービス業 |
| G39 | 情報サービス業 | サービス業 |
| G40 | インターネット付随サービス業 | 製造業その他 |
| (映像・音声・文字情報制作業) | | |
| G410 | 管理、補助的経済活動を行う事業所 | 製造業その他 |
| G411 | 映像情報制作・配給業 | サービス業 |
| G412 | 音声情報制作業 | サービス業 |
| G413 | 新聞業 | 製造業その他 |
| G414 | 出版業 | 製造業その他 |
| G415 | 広告制作業 | サービス業 |
| G416 | 映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業 | サービス業 |
| 運輸業、郵便業 | | |
| H42 | 鉄道業 | 製造業その他 |
| H43 | 道路旅客運送業 | 製造業その他 |
| H44 | 道路貨物運送業 | 製造業その他 |
| H45 | 水運業 | 製造業その他 |
| H46 | 航空運輸業 | 製造業その他 |
| H47 | 倉庫業 | 製造業その他 |
| H48 | 運輸に付随するサービス業 | 製造業その他 |
| H49 | 郵便業(信書便事業を含む) | 製造業その他 |
| 卸売業、小売業 | | |
| I50 | 各種商品卸売業 | 卸売業 |
| I51 | 繊維・衣服等卸売業 | 卸売業 |
| I52 | 飲食料品卸売業 | 卸売業 |
| I53 | 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 | 卸売業 |
| I54 | 機械器具卸売業 | 卸売業 |
| I55 | その他の卸売業 | 卸売業 |
| I56 | 各種商品小売業 | 小売業 |
| I57 | 織物・衣服・身の回り品小売業 | 小売業 |
| I58 | 飲食料品小売業 | 小売業 |
| I59 | 機械器具小売業 | 小売業 |
| I60 | その他の小売業 | 小売業 |
| I61 | 無店舗小売業 | 小売業 |
| 金融業、保険業 | | |
| J62 | 銀行業 | 製造業その他 |
| J63 | 協同組織金融業 | 製造業その他 |
| J64 | 貸金業、クレジットカード業等非貯金信用機関 | 製造業その他 |
| J65 | 金融商品取引業、商品先物取引業 | 製造業その他 |
| J66 | 補助的金融業等 | 製造業その他 |
| J67 | 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む) | 製造業その他 |
| 不動産業、物品賃貸業 | | |
| K68 | 不動産取引業 | 製造業その他 |
| (不動産賃貸業・管理業) | | |
| K690 | 管理、補助的経済活動を行う事業所 | 製造業その他 |
| K691 | 不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く) | 製造業その他 |
| K692 | 貸家業、貸間業 | 製造業その他 |
| K693 | 駐車場業 | サービス業 |
| K694 | 不動産管理業 | 製造業その他 |
| K70 | 物品賃貸業 | サービス業 |

| 学術研究、専門・技術サービス業 | | |
|-------------------|---------------------------------|--------|
| L71 | 学術・開発研究機関 | サービス業 |
| L72 | 専門サービス業(他に分類されないもの) | サービス業 |
| L73 | 広告業 | サービス業 |
| L74 | 技術サービス業(他に分類されないもの) | サービス業 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | | |
| M75 | 宿泊業 | サービス業 |
| M76 | 飲食店 | 小売業 |
| M77 | 持ち帰り・配達飲食サービス業 | 小売業 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | | |
| N78 | 洗濯・理容・美容・浴場業 (その他の生活関連サービス業) | サービス業 |
| N790 | 管理、補助的経済活動を行う事業所 | サービス業 |
| N791 | 旅行業 | 製造業その他 |
| N792 | 家事サービス業 | サービス業 |
| N793 | 衣服裁縫修理業 | サービス業 |
| N794 | 物品預り業 | サービス業 |
| N795 | 火葬・墓地管理業 | サービス業 |
| N796 | 冠婚葬祭業 | サービス業 |
| N799 | 他に分類されない生活関連サービス業 | サービス業 |
| N80 | 娯楽業 | サービス業 |
| 教育、学習支援業 | | |
| O81 | 学校教育 | サービス業 |
| O82 | その他の教育、学習支援業 | サービス業 |
| 医療、福祉 | | |
| P83 | 医療業 | サービス業 |
| P84 | 保健衛生 | サービス業 |
| P85 | 社会保険・社会福祉・介護事業 | サービス業 |
| 複合サービス業 | | |
| Q86 | 郵便局 | サービス業 |
| Q87 | 協同組合(他に分類されないもの) | サービス業 |
| サービス業(他に分類されないもの) | | |
| R88 | 廃棄物処理業 | サービス業 |
| R89 | 自動車整備業 | サービス業 |
| R90 | 機械等修理業 | サービス業 |
| R91 | 職業紹介・労働者派遣業 | サービス業 |
| R92 | その他の事業サービス業 | サービス業 |
| R93 | 政治・経済・文化団体 | サービス業 |
| R94 | 宗教 | サービス業 |
| R95 | その他のサービス業 | サービス業 |
| R96 | 外国公務 | サービス業 |
| 公務(他に分類されるものを除く) | | |
| S97 | 国家公務 | 製造業その他 |
| S98 | 地方公務 | 製造業その他 |
| 分類不能の産業 | | |
| T99 | 分類不能の産業 | 製造業その他 |

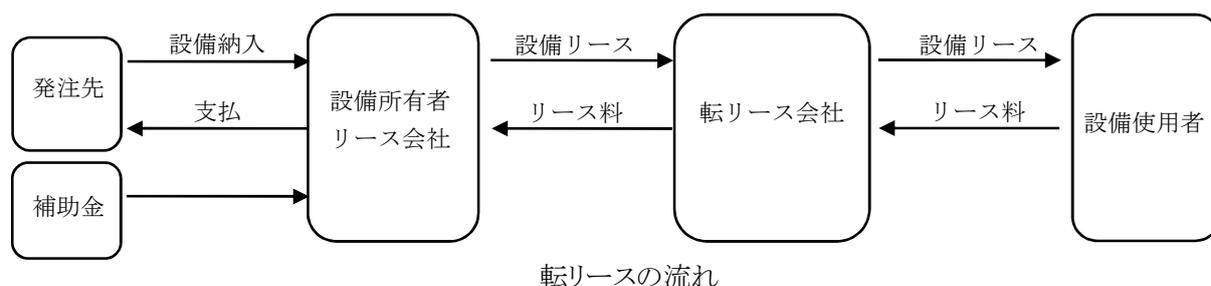
(別紙⑦)

共同申請となりうる各種契約の取扱い

1. 転リース

(1) 転リースとは

転リースとは、リース物件の所有者から当該物件のリースを受け、さらに同一物件を概ね同一の条件で第三者にリースする取引を指します。



(2) 転リースを利用した事業の扱い

① 転リース会社が補助事業に必要な一定の役割(※)を担う必要があります。単にリース会社から設備使用者の間に入ってリースするだけのものは認められません。

※ 操業管理・メンテナンス・電気や熱の販売等

② リース会社・転リース会社・設備使用者の3者共同申請とする必要があります。

③ 各リースの契約において、設備を財産処分期間使用できる契約とする必要があります。

④ 実施計画書(様式第2)に3者の関係と役割分担を添付して下さい。

⑤ 交付申請書および実績報告書に以下の書類を添付して下さい。

- ・リース会社と転リース会社、転リース会社と設備使用者、各リース契約書の写し
- ・各リース契約金額に関する料金計算書(補助金相当額が減額されていることを証明できる書類)

※ 交付申請書に添付する資料は案で可

⑥ 事業の完了は、設備所有者(リース会社)が発注者へ経費の支払いを行った日とします。

2. リースバック

(1) リースバックとは

使用者が事業用資産を売却し、それをそのまま使用しながら買い主(設備所有者=リース会社)に使用料を支払う方式を指します。

(2) リースバックの流れ

① 設備使用者が発注先から設備等を購入し支払います。

② 設備使用者は、リース会社に設備を売却します。

③ リース会社は設備使用者に対し、購入した設備をリースします。

(3) リースバックを利用した事業の扱い

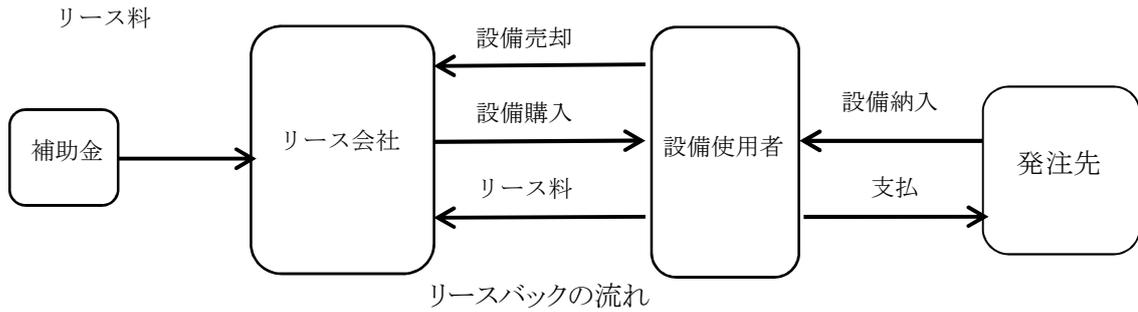
① リースバックを利用する場合は、事前にセンターに内容を説明し、事業形態について了解を得る必要があります。

② 補助金は、共同申請者のうちリース会社(設備の所有者)に支払われます。

- ③設備使用者がリース会社に支払う代金に補助金分が除外されており、かつ申請者間の転売で発生する手数料等は補助対象経費から除外されている必要があります。
- ④実施計画書(様式第2)に3者の関係と役割分担を添付して下さい。
- ⑤事業の完了は、事業者間の売買(所有権の移動)がなされた日とします。
- ⑥実績報告書には、以下の間で取り交わされた契約書(注文書、注文請書)、納品書、請求書、支払いを証明する書類の写しが追加で必要となります。

リース会社 ⇔ 設備使用者

設備使用者 ⇔ 発注先



9 - 2. 計算シート作成にあたっての
考え方

(別紙⑧)

省エネルギー性の評価について

1. 省エネルギー量、省エネルギー率の計算方法

(1) 省エネルギー量、省エネルギー率の計算方法

A : 補助事業設備を稼働させなかった場合の補助事業に係るシステムの年間1次エネルギー消費量(従来方式)

B : 補助事業設備を稼働させた場合の補助事業に係るシステムの1次エネルギー消費量

A - B : 省エネルギー量(補助事業設備を稼働させることによる導入対象エネルギーシステムの年間1次エネルギー削減量)

省エネルギー率とは、 $\{(A - B) / A\} \times 100$ をいいます。

*省エネルギー量の試算に際しては、十分な裕度を見込んで下さい。

代表的な事例

| | 従来方式 | 補助事業方式 |
|----------------------------|--|---|
| コージェネレーション設備(新設) + ボイラ(更新) | <p>系統電力 電力 C(GJ) 構外 C(GJ) 構内 ボイラ(既存) 燃料 A(GJ) 温熱 D(GJ)</p> | <p>系統電力 電力 C(GJ) 構外 C(GJ) 構内 コージェネレーション(新設) BOS電力 追焚ボイラ(更新) 排熱 温熱 D(GJ) 都市ガス B(GJ) ※補助対象 都市ガス X(GJ) ※補助対象</p> |
| 1次エネルギー消費量 | A(GJ)+C(GJ) | B(GJ)+X(GJ) |

(2) 従来方式の効率特例

従来方式の効率の算定として、省エネ法施行規則第4条第2項に定める「他人から供給された熱」の換算係数を使用することを可とします。その場合、以下の換算係数を使用します。

温水、冷水、産業用以外の蒸気の換算係数 1.36GJ/GJ

産業用蒸気の換算係数 1.02GJ/GJ

熱の発生量に、上記の数値をかけたものが一次エネルギー消費量となります。

(3) 電力の一次エネルギー換算、原油換算の扱い

・原則として、省エネ法施行規則第4条により以下の数値を使用します。

昼間(8~22時) 9,970kJ/kWh、 夜間(22~8時) 9,280kJ/kWh

上記以外の電力 9,760kJ/kWh (0.252kL/MWh)

- ・電力の一次換算は、省エネ法施行規則第 17 条に定める定期報告書における電気需要平準化評価単位を使用できます。すなわち、**電気需要平準化時間帯（7～9 月及び 12～3 月の 8～22 時）**において、**電力削減量を 1.3 倍して省エネルギー量を計算する**ものです。電力をこの時間帯で取りまとめることができない場合は、**電力の換算係数は一律に 9,760kJ/kWh と**します。

※参考： 単位の換算について

$$1\text{kW}=3,600\text{kJ/h}=3.6\text{MJ/h}=860\text{kcal/h}$$

$$\begin{aligned} \text{換算蒸気 } 1\text{kg} \text{ (} 100^{\circ}\text{C} \text{の飽和水を } 100^{\circ}\text{C} \text{の乾き飽和蒸気に蒸発させる熱量)} \\ = 2,257\text{kJ} = 0.627\text{kWh} \end{aligned}$$

- ・自家発電設備により削減される電力の CO2 排出係数には、以下の数値を用いること。
0.65kgCO2/kWh（出典：地球温暖化対策計画）

2. 排熱排熱投入型吸収冷温水機（ジェネリンク）による省エネルギー量の考え方と容量選定

(1) ジェネリンクによる省エネルギー量の考え方

【前提条件】

ジェネリンクの定格運転時の仕様値

冷凍能力：1,055kW、排熱回収量：330kW、

ガス量（排熱投入無しの場合）800kW(HHV)、（排熱投入有りの場合）600kW(HHV)

ジェネリンクへの年間排熱投入量 1,000GJ

とした場合

- ・ガス焚きの COP

$$1,055\text{kW} \div 800\text{kW} = 1.32$$

- ・排熱回収時のガス焚きによる冷凍能力寄与分

$$600\text{kW} \times 1.32 = 792\text{kW}$$

- ・排熱回収時の排熱による冷凍能力寄与分

$$1,055\text{kW} - 792\text{kW} = 263\text{kW}$$

- ・排熱の COP

$$263\text{kW} \div 330\text{kW} = 0.80$$

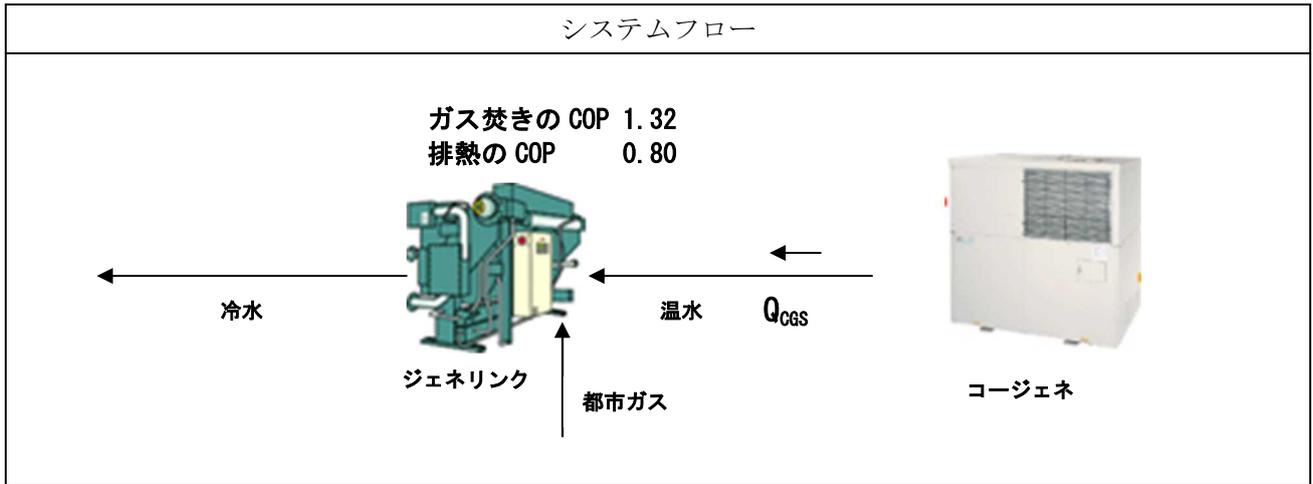
- ・排熱による年間冷熱発生量

$$1,000\text{GJ} \times 0.80 = 800\text{GJ}$$

- ・排熱による燃料削減分（省エネルギー量）

$$800\text{GJ} \div 1.32 = \underline{606\text{GJ}}$$

$$\Rightarrow \text{原油換算} : 606\text{GJ} \times 0.0258\text{kL/GJ} = \underline{15.6\text{kL}}$$



(2) ジェネリンクの容量選定について

コージェネが発生させる排熱量とジェネリンクの排熱回収可能量は必ずしも一致するわけではありません。コージェネ排熱量に対してジェネリンクの排熱回収可能量が過大となっている場合は、超過分は補助金対象外となりますのでご注意ください。

(機器仕様の一例)

| | | | | | | |
|-------|--------|-----|-----|------|------|------|
| 冷凍能力 | 能力(RT) | 200 | 250 | 300 | 350 | 400 |
| | kW | 703 | 879 | 1055 | 1266 | 1407 |
| 排熱回収量 | kW | 220 | 275 | 330 | 396 | 440 |

コージェネからの排熱量を 250kW とした場合、200RT では排熱に余剰が発生し、250RT なら排熱量を全量飲み込める量となり、250RT を直近上位で最適容量と判断します。これを超えた容量は能力按分し補助対象外とします。

申請時において直近上位の機種を選定する際は、候補となるメーカー・シリーズでの比較でかまいません。交付申請時と実際に採用した機種が異なった場合は、再度容量の検証・省エネルギー計算等を行って下さい。

(別紙⑨)

データ報告のための計測についての留意点

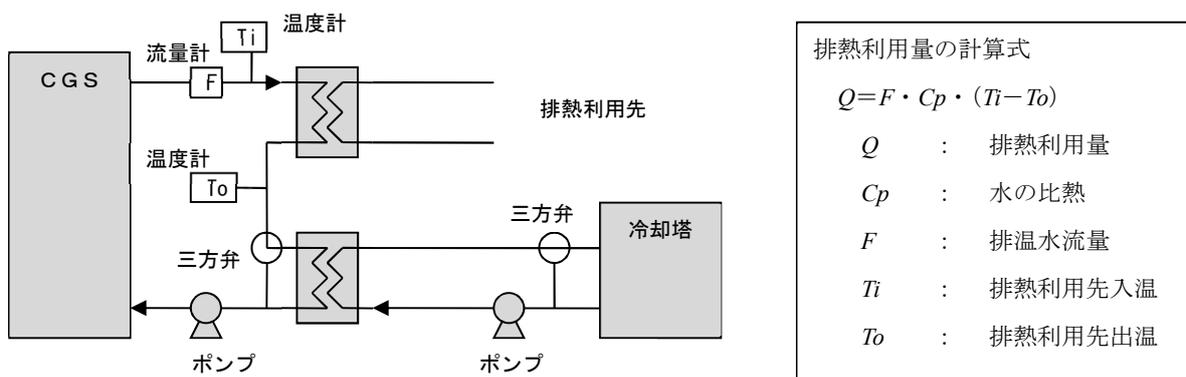
補助対象設備の所有者は、設備稼働後より、導入効果を報告するためのデータ計測を行っていただきます。そのための計測方法に関する留意点について、以下にまとめました。

①省エネルギー効果の計算は、自家発電設備の発電電力（発電端出力）ではなく、自家発電設備の稼働に必要な補機電力等を差し引いた送電電力（送電端出力）の数値を用いる必要があります。従って、以下のいずれかの計測が必要です。

- 1) 発電電力もしくは送電電力と、補機電力の両方を計測する。
- 2) 発電電力と送電電力を計測する。
- 3) 時間当たりの補機電力が明らかな場合、時間当たりの補機電力に運転時間をかけて補機電力量とする方法も可とする。この場合、送電電力のみの計測で可とする。

②燃料ガスの流量測定においては、温度、圧力補正が必要になります。通常は、燃料ガスの温度、圧力の計測が必要です。ただし、特に問題ない場合は、「温室効果ガス総排出量算定方法」（平成27年4月環境省地球環境局地球温暖化対策課制定）にもとづき、ガス温度 15℃、ガス圧力 1.02 気圧で代用することも可とします。

③排熱利用量の計測においては、排熱発生量全量ではなく、実際に利用された熱量を計測する必要があります。例えば、排熱の一部を冷却塔で放熱する場合、適切な熱量計測は次の図のようになります。

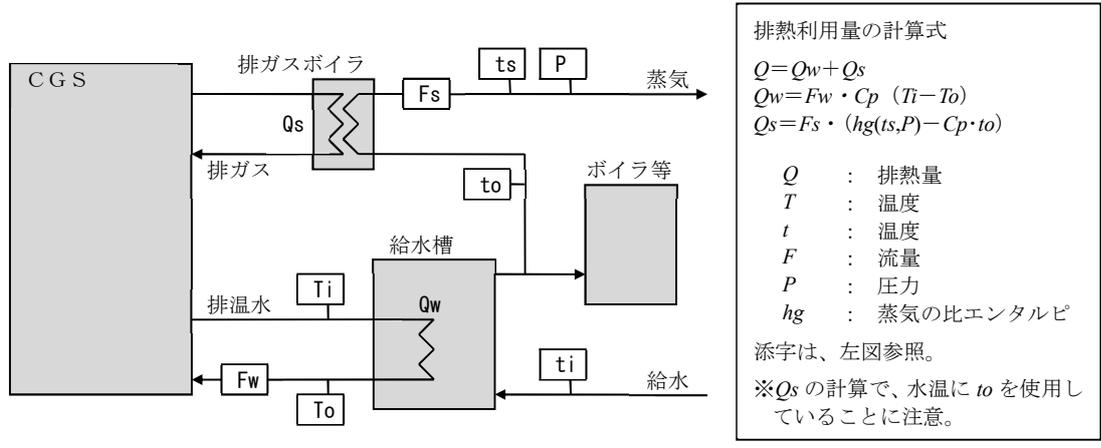


④排熱蒸気の熱量計測において、蒸気流量を給水流量で代用する場合、適切なブロー率を設定し、以下の通り求めるよう願います。

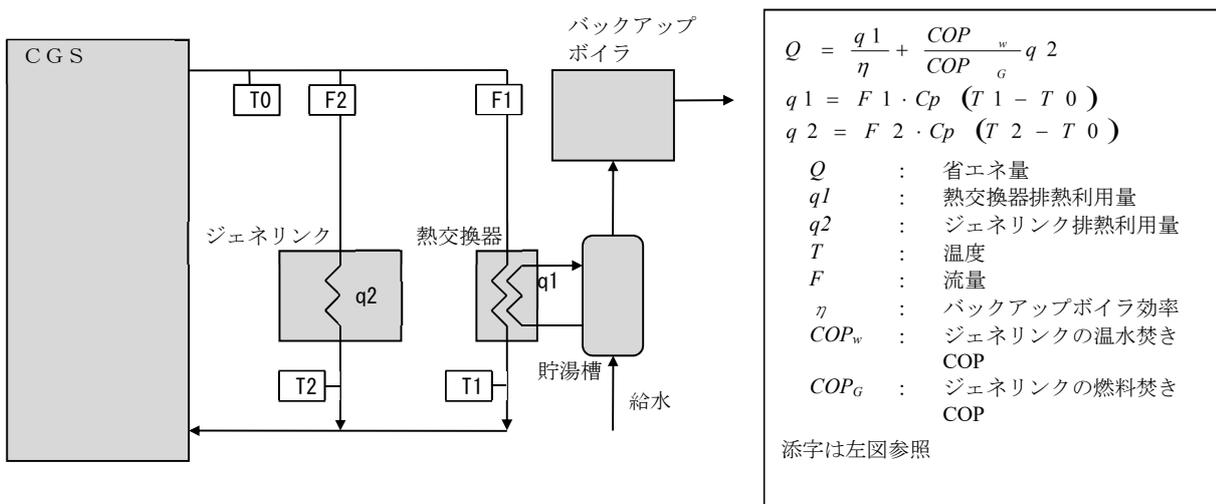
$$\text{排熱利用量} = \text{給水流量} \times (1 - \text{ブロー率}) \times (\text{蒸気エンタルピー} - \text{給水エンタルピー})$$

⑤蒸気の熱量計測においては、蒸気の流量だけでなく、給水の温度、蒸気の温度と圧力を計測し、両者のエンタルピ差を求める必要があります。なお、設備の制御等で蒸気の温度や圧力が一定に保たれている場合は、蒸気の温度、圧力の計測を省略してもかまいません。また、給水に水道水を用いる場合等で水道水の温度が公表されている場合、水温の計測を省略して当該公表値を用いてもかまいません。

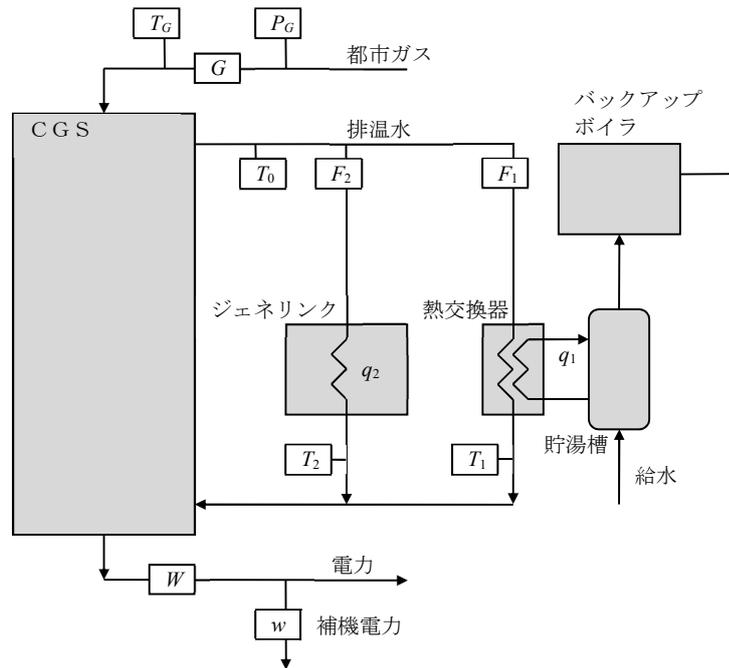
⑥自家発電設備が温水排熱と蒸気排熱を発生させ、温水排熱がボイラ給水予熱に使用される場合において、蒸気排熱量の計算に温水排熱が含まれないように配慮する必要があります。具体的には次の図を参照願います。



⑦排熱を複数の用途に利用し、それぞれで従来方式の効率が異なる場合（例えば排熱を給湯と冷房に利用する場合）、省エネ計算のためにそれぞれの用途に対し排熱利用量を計測する必要があります。具体的には次の図を参照願います。



⑦の補足



システムフロー図

計測装置より取得するデータの記号

| | | | |
|-------|---------------------|---|--------------------------------------|
| F_1 | [m ³ /s] | : | 排温水の熱交換器側流量 |
| F_2 | [m ³ /s] | : | 排温水のジェネリンク側流量 |
| T_0 | [°C] | : | 排温水のCGS出口温度 |
| T_1 | [°C] | : | 排温水の熱交換器出口温度 |
| T_2 | [°C] | : | 排温水のジェネリンク出口温度 |
| G | [m ³ /s] | : | 燃料消費量 (発熱量 45MJ/m ³ N) |
| T_g | [°C] | : | 燃料ガスの温度 |
| P_g | [Pa] | : | 燃料ガスの圧力 |
| W | [kW] | : | CGS 発電量 |
| w | [kW] | : | 補機電力 |

その他記号

| | | | |
|-------|------|---|-----------------|
| q_1 | [kW] | : | 熱交換器での排熱利用量 |
| q_2 | [kW] | : | ジェネリク排熱利用量 |
| Q_1 | [kW] | : | バックアップボイラの燃料削減量 |
| Q_2 | [kW] | : | ジェネリクの燃料削減量 |
| Q_0 | [kW] | : | 燃料消費量 |
| Q | [kW] | : | 燃料削減量 |

ジェネリクの温水利用時の COP=0.8 (機器仕様書より)、温水および冷水の換算係数 1.36[kJ/kJ]を使用する。

$$\text{熱交換機器の排熱利用量 } q_1 = 4.187[\text{kJ}/(\text{kg}\cdot\text{K})] \times 1,000[\text{kg}/\text{m}^3] \times F_1 \times (T_1 - T_0)$$

$$\text{ジェネリクの排熱利用量 } q_2 = 4.187[\text{kJ}/(\text{kg}\cdot\text{K})] \times 1,000[\text{kg}/\text{m}^3] \times F_2 \times (T_2 - T_0)$$

$$\text{排熱によるボイラのガス削減量 } Q_1 = 1.36 \times q_1$$

$$\text{排熱によるジェネリクの燃料削減量 } Q_2 = 1.36 \times 0.8 \times q_2 = 1.088 \times q_2$$

$$\text{発電による一次エネルギー削減量 } Q_3 = K \times (W - w)$$

※ K : 電力平準化時間帯 9,970×1.3=12,960[kJ/kWh]、その他昼間 9,970[kJ/kWh]、

夜間 9,280[kJ/kWh]、逆潮流電力 9,760[kJ/kWh] (時間帯に応じて適切な K を使用する。)

$$\text{燃料消費量 } Q_0 = 45,000 \times G \times 273.15 \div (273.15 + T_g) \times (101,325 + P_g) \div 101,325$$

※1気圧=101,325[Pa]

$$\text{燃料削減量 } Q = (Q_1 + Q_2 + Q_3) - Q_0$$

⑧自家発電設備等の内部に備えられたセンサーや弁開度等から熱量や流量を求め、遠隔監視等で計測するものにあつては、測定方法が妥当と認められるものであれば、報告データとして認めます。計算根拠資料に、計測値が自家発電設備からの遠隔監視データである旨、記載願います。

※計測方法の詳細を確認する場合がありますので、その際は必要な資料をご用意下さい。

9 - 3. 計算シート作成例

(別紙⑩-1)

【計算シート】

○注意事項：薄青欄に入力。

注意点については、印刷時には表示されません。

①: 補機動力の根拠を計算根拠シートで明確にすること。
例: 計測値or仕様値or発電量 × ●% 他

| | | | | | | |
|----------------|--------------------------|------------|------------------------|--------|---------|---|
| 機器仕様 | 発電出力 | kW | 70.0 | ① | | |
| | 送電出力 (発電出力 - 補機電力) | kW | 66.0 | ② | | |
| | 蒸気出力 | kW | 0.0 | ③ | | |
| | 温水出力 | kW | 80.0 | ④ | | |
| | 燃料消費量 | kW | 228.4 | ⑤ | | |
| 年間値 | 運転時間 | 合計 | 4~6月、10~11月の8:00~22:00 | h/年 | 2,500.0 | ⑥ |
| | 運転時間 | 電気需要平準化時間帯 | 昼間 (電気需要平準化時間帯以外) | h/年 | 1,100.0 | ⑦ |
| | | | 電気需要平準化時間帯 | h/年 | 1,400.0 | ⑧ |
| | | | 夜間 (22:00~翌日8:00) | h/年 | 0.0 | ⑨ |
| | 電力 | 合計 | 7~9月、12~3月の8:00~22:00 | MWh/年 | 165.0 | ⑩ |
| | | 構内使用電力 | 昼間 (電気需要平準化時間帯以外) | MWh/年 | 72.6 | ⑪ |
| | | | 電気需要平準化時間帯 | MWh/年 | 92.4 | ⑫ |
| | | | 夜間 (22:00~翌日8:00) | MWh/年 | 0.0 | ⑬ |
| | 逆潮流電力 | MWh/年 | 0.0 | ⑭ | | |
| | 蒸気出力量 (③×⑥×0.0036GJ/kWh) | GJ/年 | 0.0 | ⑮ | | |
| | 温水出力量 (④×⑥×0.0036GJ/kWh) | GJ/年 | 720.0 | ⑯ | | |
| | 燃料消費量 (HHV) | 高位発熱量 | ⑤×⑥×0.0036GJ/kWh | GJ/年 | 2,055.4 | ⑰ |
| | | 45.0 | ⑰×0.0258kL/GJ | kL/年 | 53.0 | ⑱ |
| | | GJ/千Nm3 | ⑰(燃料の高位発熱量)GJ/千Nm3 | 千Nm3/年 | 45.7 | ⑲ |
| CO2排出量 | tCO2/年 | 102.6 | ⑳ | | | |
| 負荷 | 蒸気利用量 (出力×利用率) | GJ/年 | 0.0 | ㉑ | ≤⑮ | |
| | 温水利用量 (出力×利用率) | GJ/年 | 504.0 | ㉒ | ≤⑯ | |
| | 冷水利用量 (出力×利用率) | GJ/年 | 0.0 | ㉓ | ≤⑯ | |
| 換算係数 | 電力 | 構内使用電力 | 昼間 (電気需要平準化時間帯以外) | GJ/MWh | 9.97 | ㉔ |
| | | | 電気需要平準化時間帯 | GJ/MWh | 12.96 | ㉕ |
| | | | 夜間 | GJ/MWh | 9.28 | ㉖ |
| | 逆潮流電力 | GJ/MWh | 9.76 | ㉗ | | |
| | 蒸気 | GJ/GJ | | ㉘ | | |
| | 温水 | GJ/GJ | 1.36 | ㉙ | | |
| | 冷水 | GJ/GJ | | ㉚ | | |
| 従来方式一次エネルギー消費量 | GJ/年 | 2,606.9 | ㉛ | | | |
| 省エネルギー量 | kL/年 | 67.3 | ㉜ | | | |
| | GJ/年 | 551.5 | ㉝ | | | |
| 省エネルギー率 | % | 21.2 | ㉞ | | | |
| 従来方式CO2排出量 | tCO2/年 | 141.4 | ㉟ | | | |
| CO2排出削減量 | ▲tCO2/年 | 38.8 | ㊱ | | | |
| CO2削減率 | % | 27.4 | ㊲ | | | |
| 費用対効果 | 千円/kW | 357.1 | ㊳ | | | |
| 補助対象経費 | 円 | 25,000,000 | ㊴ | | | |

⑬: 逆潮流電力がある場合のみ記入すること。

㉔~㉖: 時間帯に応じた計量が困難な場合、電力の換算係数はすべて9.76とすること。

- ※1 ①~⑤の機器仕様は、各設備ごとの合計値を記入する。
- ※2 ⑧の電気需要平準化時間帯：7~9月、12~3月の昼間時間帯（8時から22時）
- ※3 ㉓の冷水利用量はジェネリンク等の冷水出力を記入する。

(別紙⑩-2)

・省エネルギー量の根拠、計算の前提となる数値、単位及び式等を具体的に示して記入する。
 ・原則として、国際単位系(SI)で記入すること。

計算根拠 (少数点以下は四捨五入)

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

「省エネ計算に使用した設備の仕様値」との整合をとること。

1. 導入する停電対応型CGSの仕様

| 項目 | 数値 | 単位 |
|-------|------------|-----|
| 発電出力 | 35.0 kW/台 | (a) |
| 補機動力 | 2.0 kW/台 | (b) |
| 蒸気発生量 | 0.0 kW/台 | (c) |
| 温水発生量 | 40.0 kW/台 | (d) |
| 燃料消費量 | 100.0 kW/台 | (e) |
| 台数 | 2台 | (f) |

2. 計算シート入力値の計算根拠

| 番号 | 数値 | 計算過程 |
|----|--------------|--|
| ① | 70.0 kW | = (a) × (f) |
| ② | 66.0 kW | = ① - (b) × (f) |
| ③ | 0.0 kW | = (c) |
| ④ | 80.0 kW | = (d) × (f) |
| ⑤ | 228.4 kW | = (e) × (f) ÷ 0.902 ^{※1} × 1.03 ^{※2} |
| ⑦ | 1,100.0 h/年 | 表1より、中間期の昼間稼働時間 |
| ⑧ | 1,400.0 h/年 | 表1より、夏季及び冬季の昼間稼働時間 |
| ⑨ | 0.0 h/年 | 表1より、夜間稼働時間 |
| ⑭ | 0.0 MWh/年 | 逆潮なし |
| ⑰ | 0.0 GJ/年 | 蒸気利用なし |
| ⑳ | 504.0 GJ/年 | = ⑭ × 70% ^{※3} |
| ㉓ | 0.0 GJ/年 | 冷水利用なし |
| ㉔ | 0.00 GJ/MWh | 蒸気利用なし |
| ㉕ | 1.36 GJ/MWh | 温水の換算係数 |
| ㉖ | 0.00 GJ/MWh | 冷水利用なし |
| ④① | 25,000,000 円 | 様式第2 実施計画書より |

※1 40.6MJ/m³N (低位発熱量) ÷ 45MJ/m³N (高位発熱量) = 0.902

※2 DSS運転のため、発停時のエネルギーロスを含み、裕度3%とした。

※3 現状のエネルギー負荷より、温水の利用量を70%と想定。

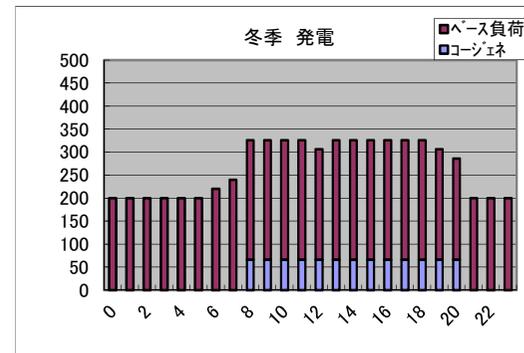
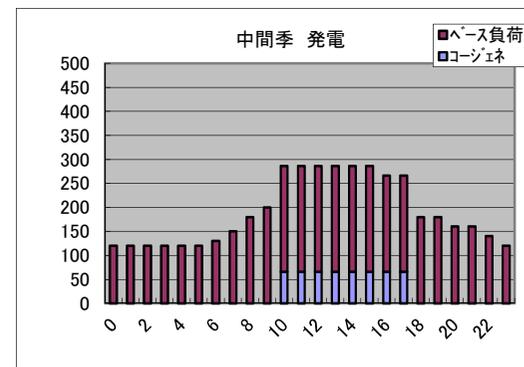
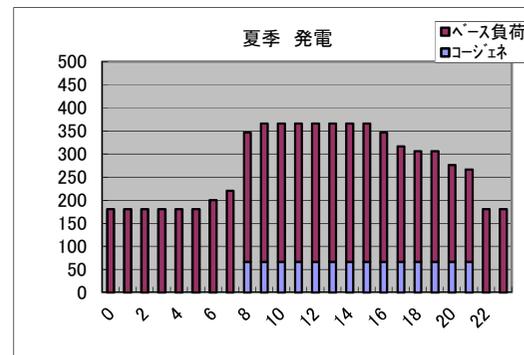
表1 停電対応型CGS設備稼働時間

| | 稼働時間 (h/年) | |
|-----|------------|----|
| | 昼間 | 夜間 |
| 夏季 | 600 | 0 |
| 冬季 | 800 | 0 |
| その他 | 1,100 | 0 |
| 合計 | 2,500 | 0 |

(別紙⑩-3) 計算に使用した電力の想定負荷データとコージェネレーション設備の想定稼働データ

| 時 | 夏季電力負荷(7~9月) | | | 中間季電力負荷(4~6月, 10~11月) | | | 冬季電力負荷(12~3月) | | |
|----|--------------|-----|-------|-----------------------|-----|-------|---------------|-----|-------|
| | 現状 | 導入後 | | 現状 | 導入後 | | 現状 | 導入後 | |
| | 電力量 | 送電量 | 買電量 | 電力量 | 送電量 | 買電量 | 電力量 | 送電量 | 買電量 |
| | kW | kW | kW | kW | kW | kW | kW | kW | kW |
| 0 | 180 | 0 | 180 | 120 | 0 | 120 | 200 | 0 | 200 |
| 1 | 180 | 0 | 180 | 120 | 0 | 120 | 200 | 0 | 200 |
| 2 | 180 | 0 | 180 | 120 | 0 | 120 | 200 | 0 | 200 |
| 3 | 180 | 0 | 180 | 120 | 0 | 120 | 200 | 0 | 200 |
| 4 | 180 | 0 | 180 | 120 | 0 | 120 | 200 | 0 | 200 |
| 5 | 180 | 0 | 180 | 120 | 0 | 120 | 200 | 0 | 200 |
| 6 | 200 | 0 | 200 | 130 | 0 | 130 | 220 | 0 | 220 |
| 7 | 220 | 0 | 220 | 150 | 0 | 150 | 240 | 0 | 240 |
| 8 | 280 | 66 | 214 | 180 | 0 | 180 | 260 | 66 | 194 |
| 9 | 300 | 66 | 234 | 200 | 0 | 200 | 260 | 66 | 194 |
| 10 | 300 | 66 | 234 | 220 | 66 | 154 | 260 | 66 | 194 |
| 11 | 300 | 66 | 234 | 220 | 66 | 154 | 260 | 66 | 194 |
| 12 | 300 | 66 | 234 | 220 | 66 | 154 | 240 | 66 | 174 |
| 13 | 300 | 66 | 234 | 220 | 66 | 154 | 260 | 66 | 194 |
| 14 | 300 | 66 | 234 | 220 | 66 | 154 | 260 | 66 | 194 |
| 15 | 300 | 66 | 234 | 220 | 66 | 154 | 260 | 66 | 194 |
| 16 | 280 | 66 | 214 | 200 | 66 | 134 | 260 | 66 | 194 |
| 17 | 250 | 66 | 184 | 200 | 66 | 134 | 260 | 66 | 194 |
| 18 | 240 | 66 | 174 | 180 | 0 | 180 | 260 | 66 | 194 |
| 19 | 240 | 66 | 174 | 180 | 0 | 180 | 240 | 66 | 174 |
| 20 | 210 | 66 | 144 | 160 | 0 | 160 | 220 | 66 | 154 |
| 21 | 200 | 66 | 134 | 160 | 0 | 160 | 200 | 0 | 200 |
| 22 | 180 | 0 | 180 | 140 | 0 | 140 | 200 | 0 | 200 |
| 23 | 180 | 0 | 180 | 120 | 0 | 120 | 200 | 0 | 200 |
| 合計 | 5,660 | 924 | 4,736 | 4,040 | 528 | 3,512 | 5,560 | 858 | 4,702 |

注) 電力負荷に加え、熱負荷のデータも同様に作成し、添付すること。



9 - 4. 図面の作成例

(別紙①)

添付書類Ⅲの「補助事業方式の設備に関する図面」について

下記①～⑥の6種類の図面を添付する。

各図面の枚数は、必要に応じて用意する。

各図面は、色分け等により申請範囲（以下の区分等）を明示すること。

- ・補助対象範囲、及び補助対象外範囲
※補助事業と補助事業外の工事が混在する場合は、補助事業外の範囲区分も明示すること。
- ・補助対象範囲内の、新設部、及び既設撤去部
※原則、**新設部を青線**、**既設撤去部を赤**で色分けし、図面内に凡例を記載する。
- ・複数の申請者に所有区分が分かれる場合は、所有者ごとの範囲区分

各図面には、補助事業実施場所の施設名称、図面の名称を記載すること。

その他、各図面における注意点は以下の通り。

① 全体図 :

- ・敷地内の全ての建屋が記載されており、対象設備の位置を明示すること。
- ・敷地内へのガス管の引き込み箇所及びガスメーター位置を明示すること。
- ・更新の場合、配管の撤去部が広範囲にわたる場合は明示すること。

② 機器配置図、③ システム図 :

- ・対象設備（主な付帯設備を含む）、配管の種別（ガス配管、温水配管等）、専用の計測装置を明記すること。
- ・補助対象範囲と補助対象外範囲の境は、バルブ等を記載し、明示すること。
- ・更新の場合は、更新前後それぞれの図面を作成し、補助対象範囲を明示すること。

④ 単線結線図 :

- ・停電時(災害時)に給電する負荷を明示すること。また、対象要件を満たす負荷であることを明示すること。
- ・系統連系に関わる継電器や、連系保護装置の位置を明記すること。【停電対応型CGSのみ】
- ・発電出力計測のための電力量計の位置を明記すること。【停電対応型CGSのみ】

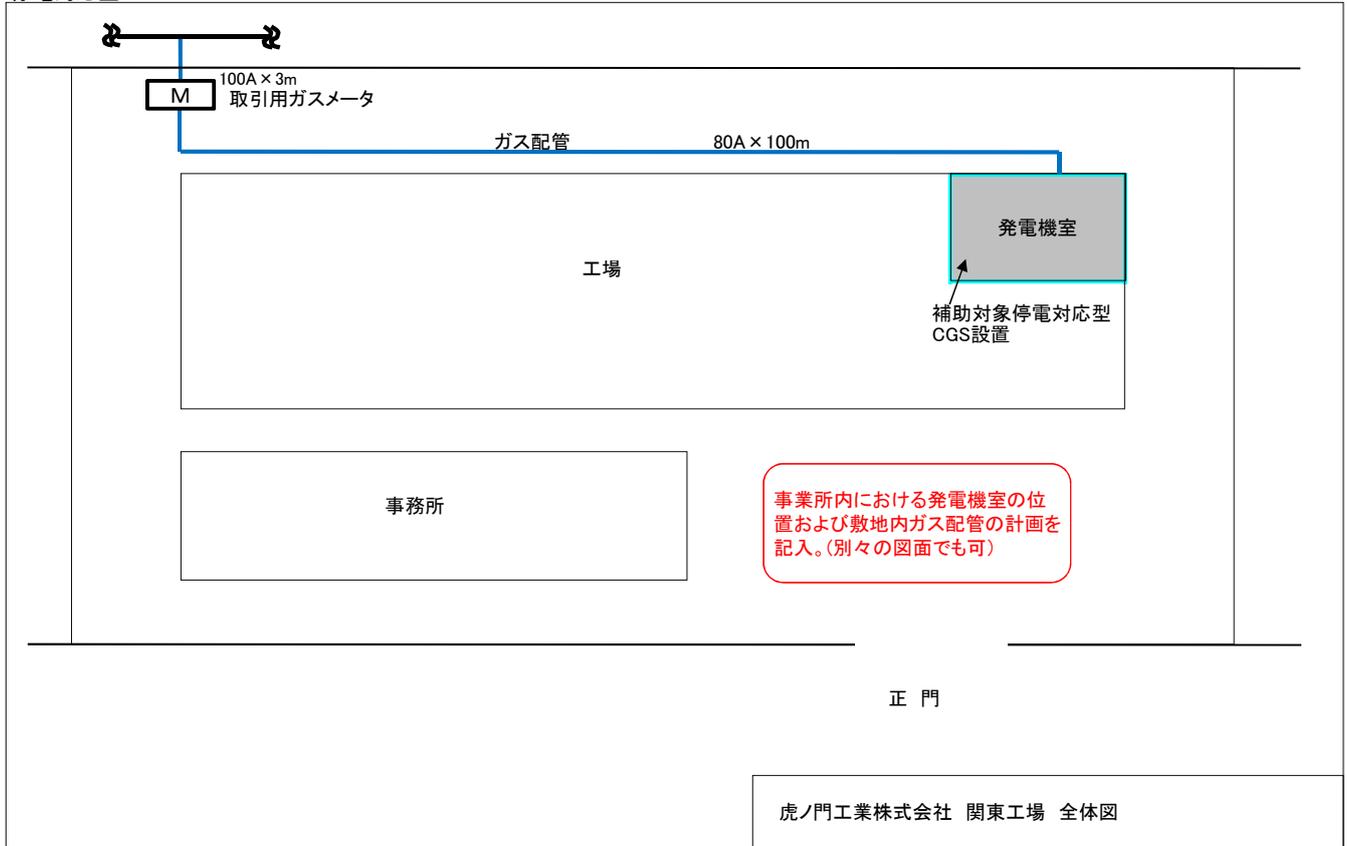
⑤ 敷地内ガス配管平面図、⑥ 敷地内ガス配管のアイソメ図 :

- ・口径、延長、分岐箇所、補助事業設備を明記すること。
※補助対象設備と対象外設備がある場合には特に、口径、延長、分岐等を詳細に記入し、専用配管、共用配管、対象外配管を色分け等で明記する。
- ・低圧ガスメーター、専用ガス計測装置それぞれの位置を明記すること。

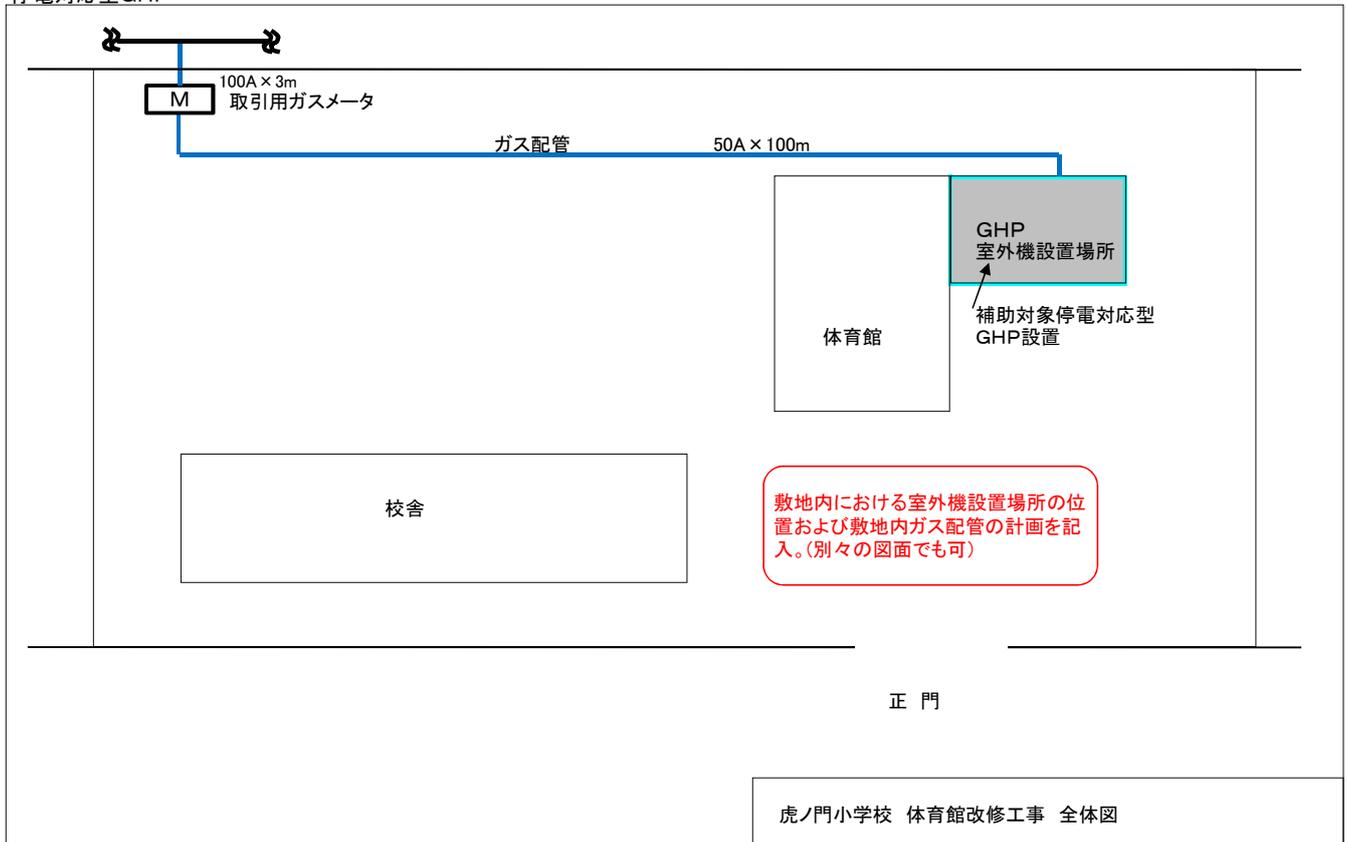
(別紙①-1)

「補助事業方式の設備に関する全体図」の例

停電対応型CGS



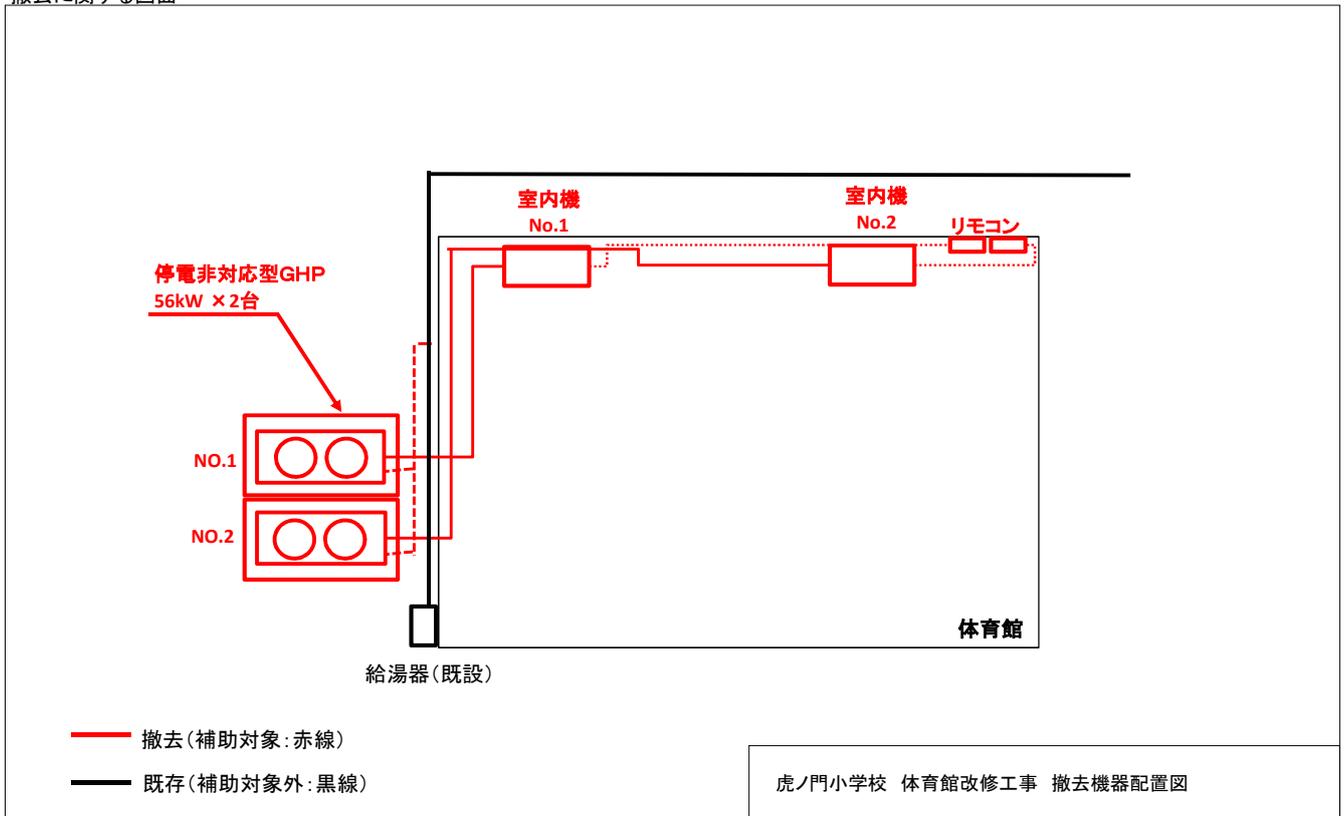
停電対応型GHP



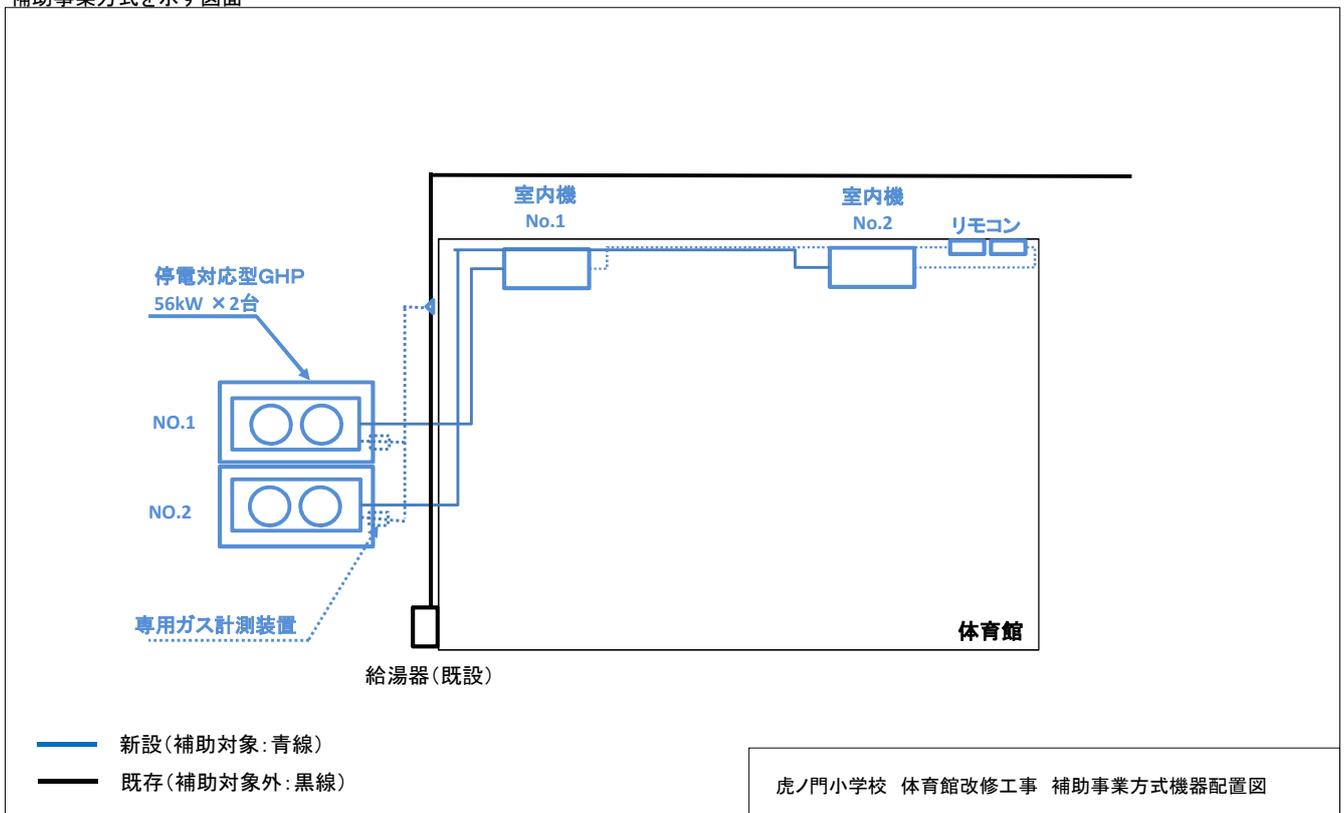
(別紙①-2)

「補助事業方式の設備に関する配置図」の例

撤去に関する図面



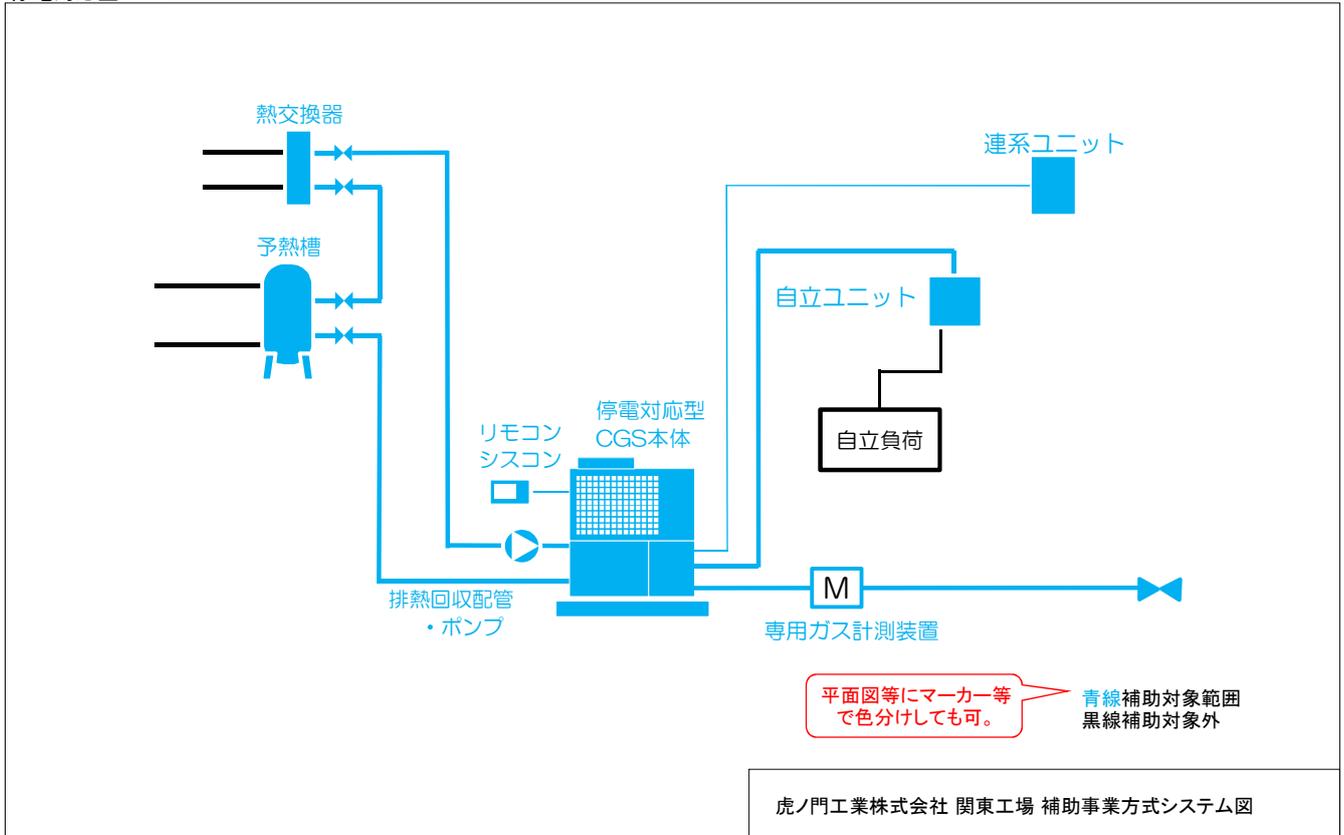
補助事業方式を示す図面



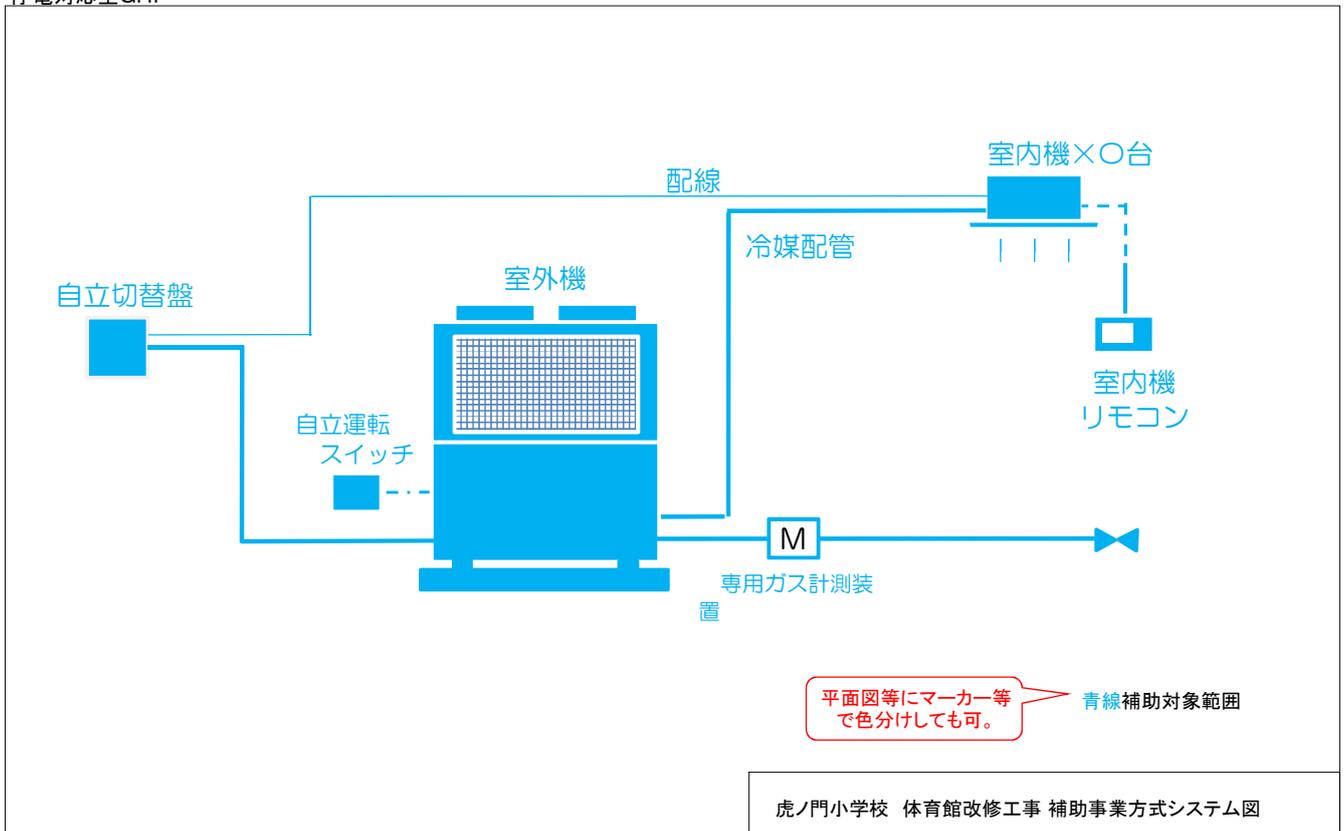
(別紙①-3)

「補助事業方式の設備に関するシステム図」の例

停電対応型CGS



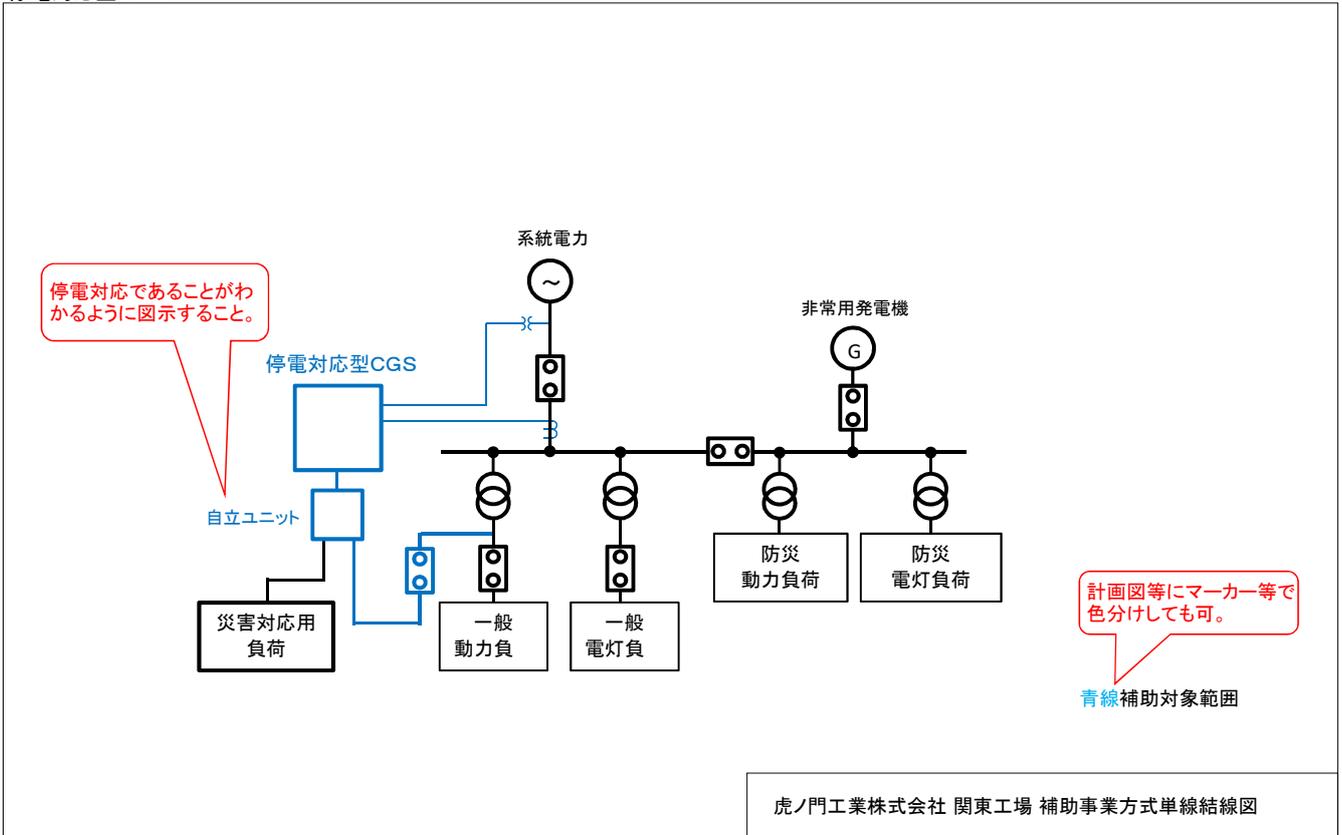
停電対応型GHP



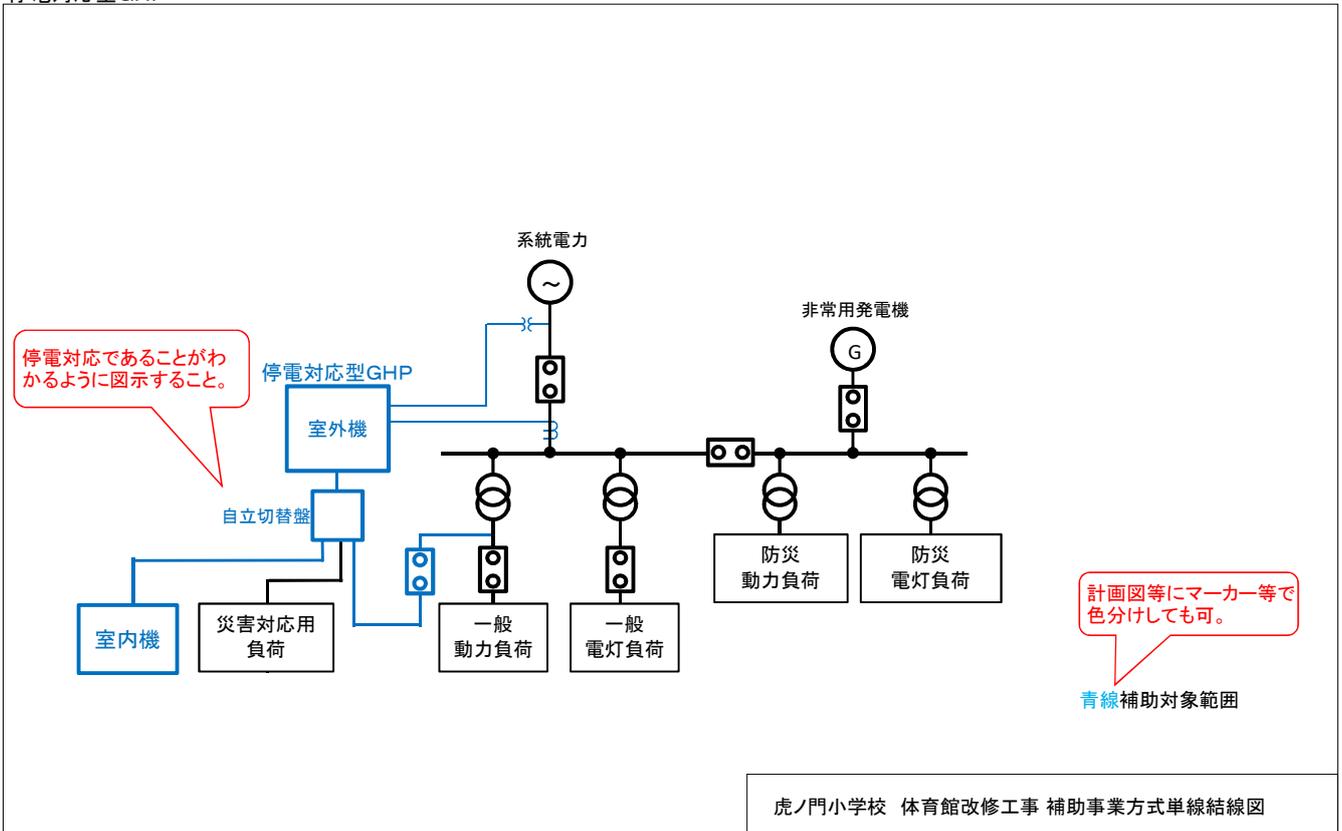
(別紙①-4)

「補助事業方式の設備に関する単線結線図」の例

停電対応型CGS



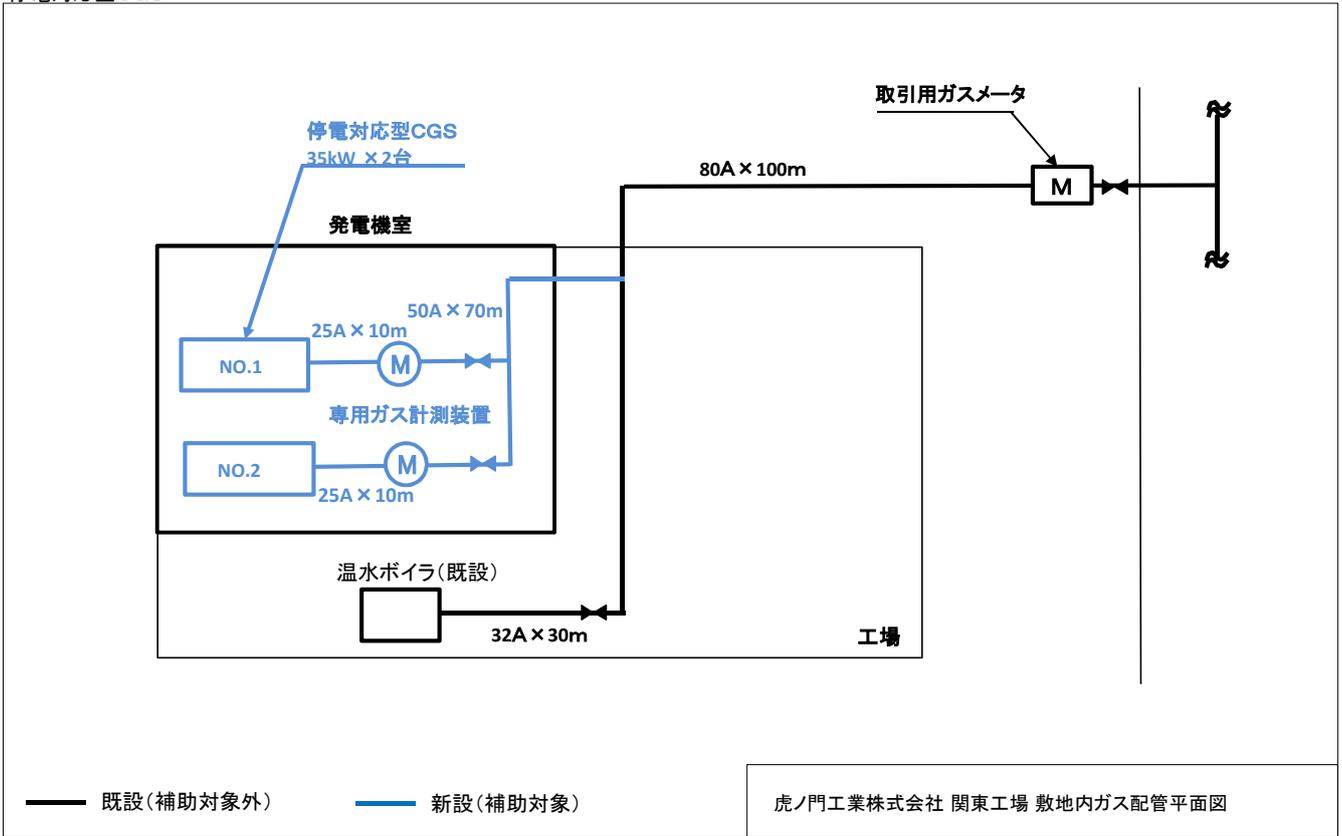
停電対応型GHP



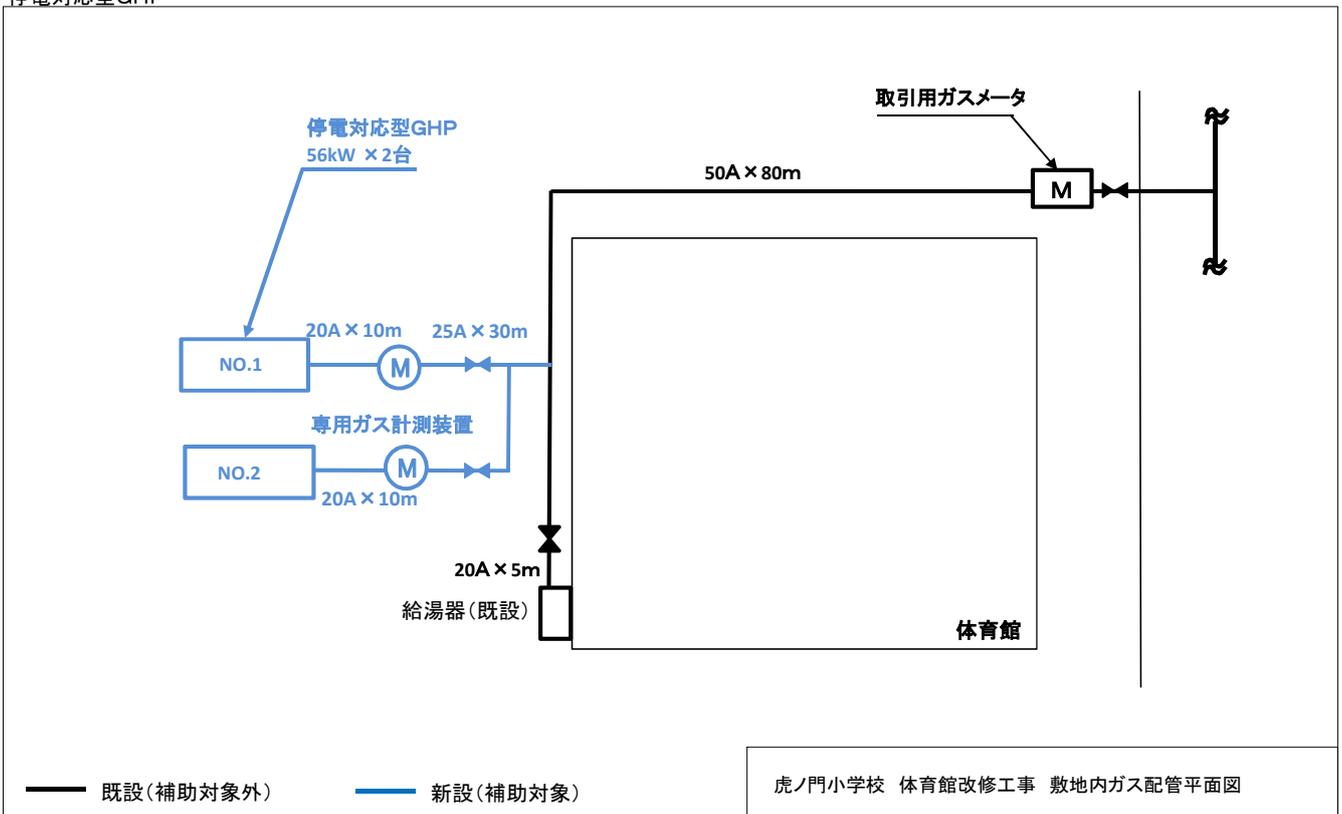
(別紙①-5)

「敷地内ガス配管平面図」の例

停電対応型CGS



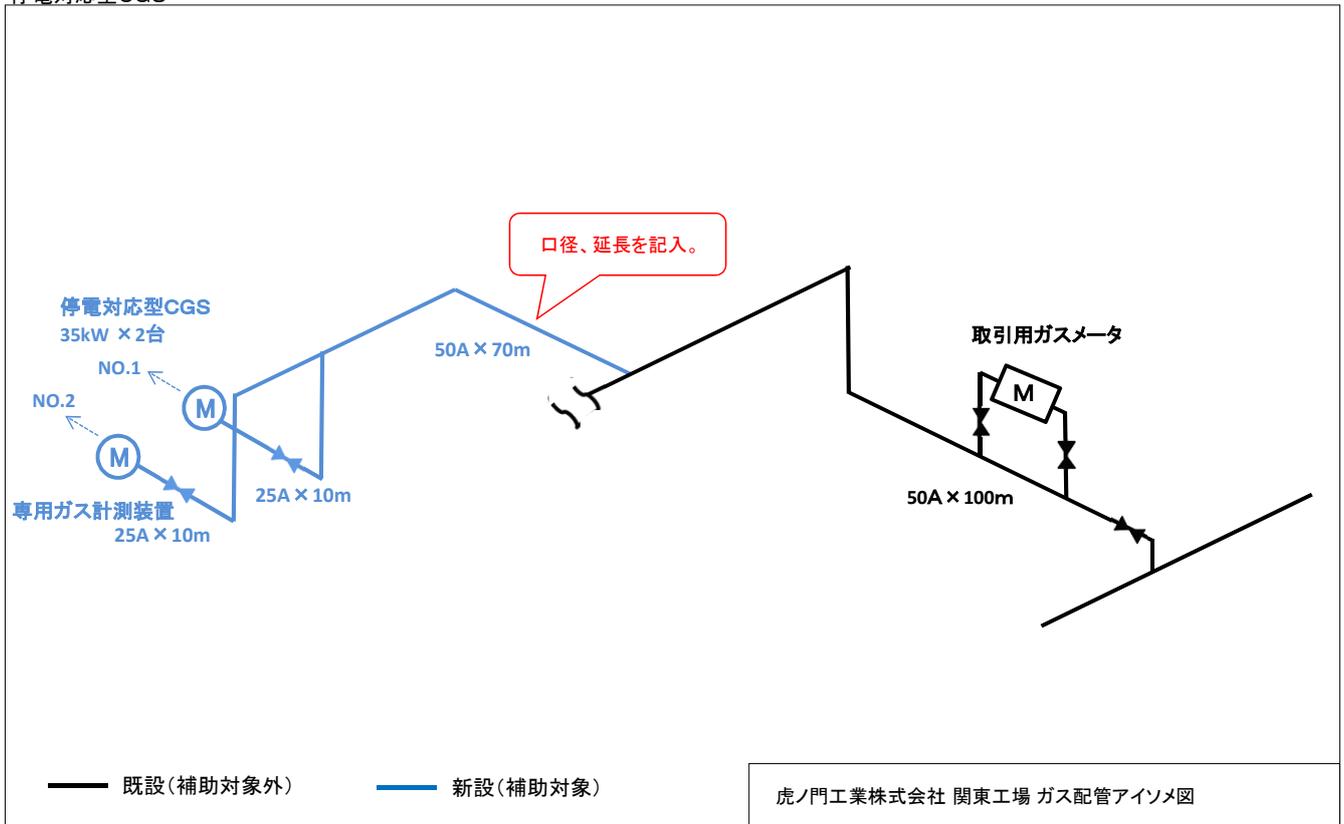
停電対応型GHP



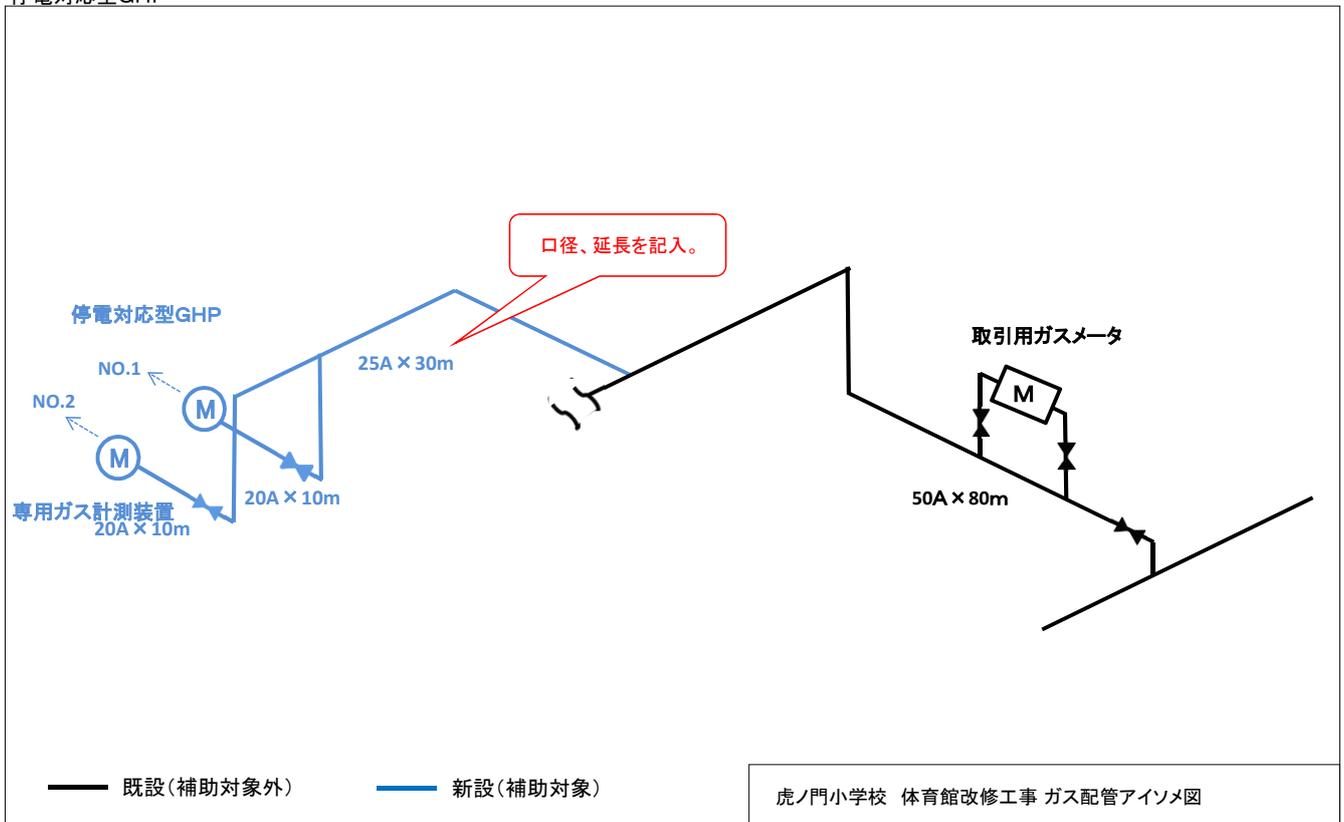
(別紙①-6)

「敷地内ガス配管アイソメ図」の例

停電対応型CGS



停電対応型GHP



9－5. 見積関係及び補助対象経費
の考え方

(別紙⑫-1)

依頼日：令和〇年〇月〇日

依頼書は、見積件名ごと、見積依頼先ごとに作成すること。

〇〇〇株式会社 御中

見積依頼書

原則として、発注者が
見積依頼すること。

以後、見積書、契約書、納品書、受領書、請求書、領収書
にも同一の名称を使用すること。

虎ノ門リゾート株式会社
〇〇部 △△課
虎ノ門 花子 印

担当者印で可。

日付で記入すること。
(●●営業日以内は不可)

| | |
|---------|---|
| 見積件名 | コージェネレーション設備新設工事 |
| 納入場所 | 虎ノ門ホテル株式会社 |
| 工期 | 令和2年11月30日～令和3年1月10日 |
| 見積書提出期限 | 令和2年7月27日 |
| 引き合い仕様書 | 有り 無し |
| 添付図面 | 有り 無し |
| 見積条件 | |
| 1 | 見積書の件名は、見積依頼書の件名を使用すること。(納品書、請求書、領収書も同様) |
| 2 | 見積区分は、設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費の区分に分類すること。また、区分毎に補助対象と対象外を明確にすること。 |
| 3 | 見積範囲・導入設備仕様 別添の引合仕様書及び添付図面を参照のこと。 本書式を用いる場合は、以下どちらかが必要です。 ①本項目に見積範囲や導入設備の仕様を記載 ②引き合い仕様書及び図面の添付 (記入例は②のケース) |
| 4 | 工事費の見積は、別紙⑭-2-2「工事費見積における参考項目」以上に細分化すること。 |
| 5 | 一式50万円以上の見積項目が含まれている場合は見積項目の内訳を記載すること。 (単体でも50万円以上の機器は除く) |
| 6 | 値引きを行う際は、どの見積項目に対して行うか明確にすること。 |
| 7 | 見積項目ごとに、補助対象経費と対象外の区分を明確にすること。 補助対象経費の合計を明示すること。 ※補助対象範囲について、見積依頼者の確認を受けること。 |
| 8 | 見積書には、見積有効期限、納期または工期、支払条件の項目を必ず記載すること。 |
| 9 | 按分計算にて補助対象範囲を算出した場合、根拠資料を添付すること。 |
| 10 | 「諸経費」の項目を入れる場合、必ず内訳を記載すること。(例：見積上のどの項目に対し〇%等) |
| 11 | 見積書、見積内訳書の電子データ(EXCELファイル)も提出すること。 |
| 12 | その他 別紙⑭-2参照 |

見積項目の範囲が広く、対象・対象外を判断できない場合、全て補助対象外となります。

補助対象範囲の区分を見積先に依頼するのは可としますが、申請者が責任をもって確認願います。

交付決定後に3社見積を取る際、2の見積区分は、概算見積の金額が上限となりますので、ご注意ください。

工事費見積における参考項目

| 大項目 | 小項目 |
|-----------------|---------------|
| 基礎工事 | 土工事（屋外基礎の場合） |
| | 鉄筋工事 |
| | コンクリート工事 |
| | 鉄骨架台工事 |
| | 防水工事（屋上設置の場合） |
| 仮設工事 | |
| 搬入、据付工事 | |
| 機械設備工事 | 冷温水配管工事 |
| | 冷却水配管工事 |
| | 蒸気配管工事 |
| | 給水配管工事 |
| | 排水配管工事 |
| | 燃料配管工事 |
| | 排煙工事 |
| | 電気設備工事 |
| | 配線工事 |
| 計測・表示装置 取付工事 | 制御盤工事 |
| | 計測器取付工事 |
| | 表示装置取付工事 |
| | 制御配線工事 |
| 試運転調整費 | |

能力按分、ガス管按分の考え方

| | |
|---|---|
| ① | 本補助事業で専用を使用する部分を対象とし、補助事業外設備との共通部分がある場合には、原則、定格流量比による按分相当額を対象 |
| ② | 本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共通部分がある場合には、原則、断面積比による按分相当額を対象 |

※補助対象と補助対象外がある項目については、区分がわかるように項目を細分化すること。

以下の項目は補助対象外とすること

- ・ 事前調査費、見積費用（現場測量費も補助対象外）
- ・ 建屋ならびに建屋に付属する設備（部品倉庫、電気室、制御室等）
※発電機パッケージは、建築申請する場合、建屋とみなし補助対象外
- ・ 土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事
- ・ 移設、撤去工事（ただし補助対象設備設置のために必要な工事は対象）
- ・ 植栽及び外構工事
- ・ 容易に移動または他用途に転用できるもの（消火器、柵、屋外照明等）
- ・ 補助事業外の設備と共有するもの（配管、配線及びそれらの架台等）
- ・ 消耗品（当該事業のみで使用されることが確認できないもの）
- ・ 通信運搬費（書類等）、ユーティリティ費（電気、ガス、水道、燃料等）
- ・ 仮設事務所、部材置場の建設費もしくは使用料
- ・ 振込手数料

作成例

※見積書の書式を、本書式に限定するものではありません

見積番号: ○○○○○○○○
令和○年○月○日

御見積書

宛先 _____

件名 _____

引渡場所 _____

納期 _____

見積有効期限 _____

支払い条件 _____

件名は見積依頼書と一致させること。

会社名
住所

TEL:
FAX:

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

見積金額

(上記金額に消費税は含みません。)

| 番号 | 品名 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 |
|-------|----------------|----|----|----|----|
| 1 | 設計費 | | | | |
| 1-1 | 補助対象 | | | | |
| | (1)○○○ | | | | |
| | (2)△△△ | | | | |
| 1-2 | 補助対象外 | | | | |
| | (1)●●● | | | | |
| | (2)▲▲▲ | | | | |
| | 合計 | | | | |
| | (内補助対象 小計) | | | | |
| 2 | 既存設備撤去費 | | | | |
| 2-1 | 補助対象 | | | | |
| | (1)○○○ | | | | |
| | (2)△△△ | | | | |
| | 補助対象外 | | | | |
| 2-1-2 | (1)●●● | | | | |
| | (2)▲▲▲ | | | | |
| | 合計 | | | | |
| | (内補助対象 小計) | | | | |
| 3 | 新規設備機器費 | | | | |
| 3-1 | 補助対象 | | | | |
| | (1)○○○ | | | | |
| | (2)△△△ | | | | |
| 3-2 | 補助対象外 | | | | |
| | (1)●●● | | | | |
| | (2)▲▲▲ | | | | |
| | 合計 | | | | |
| | (内補助対象 小計) | | | | |
| 4 | 新規設備設置工事費 | | | | |
| 4-1 | 補助対象 | | | | |
| | (1)○○○ | | | | |
| | (2)△△△ | | | | |
| 4-2 | 補助対象外 | | | | |
| | (1)●●● | | | | |
| | (2)▲▲▲ | | | | |
| | 合計 | | | | |
| | (内補助対象 小計) | | | | |
| 5 | 敷地内ガス管敷設費 | | | | |
| 5-1 | 補助対象 | | | | |
| | (1)○○○ | | | | |
| | (2)△△△ 【按分相当額】 | | | | |
| 5-2 | 補助対象外 | | | | |
| | (1)●●● | | | | |
| | (2)▲▲▲ 【按分相当額】 | | | | |
| | 合計 | | | | |
| | (内補助対象 小計) | | | | |
| | 合計 ① | | | | |
| | (内補助対象 合計) | | | | |
| | 合計 ① | | | | |
| | 消費税 | | | | |

見積作成の際は、例示した構成で記入すること。

①補助対象経費は、1. 設計費～5. 敷地内ガス管敷設費の5つの区分で作成すること。

②補助対象と補助対象外の経費は、区分毎に明確にすること。
また、それぞれの合計金額を明記すること。

敷地内ガス管の補助対象経費算定方法（ホームページ掲載の計算システム参照）

敷地内ガス配管敷設工事で、対象設備と対象外設備（将来増設用分岐バルブ設置含む）に接続する工事を行う場合は、**断面積比按分**にて補助対象経費を決定する。

1. まず、専用配管と共用配管について個別に見積を行うか、一括見積の中で専用配管、共用配管、および対象外配管についての区分費用を明確にすることが可能な場合、以下の方法で按分します。

【配管例での敷地内ガス管の補助対象経費算出】

【配管例】

| 区間 | 適用 | 管種 | 口径 (A) | 延長 (m) | [計算例1] 区間見積 | [計算例2] 一括見積 |
|----|------|----|--------|--------|-------------|-------------|
| ① | 専用 | G | 50A | 4.0m | 100,000円 | / |
| ② | 専用 | G | 80A | 5.0m | 200,000円 | |
| ③ | 対象外 | G | 50A | 4.0m | 100,000円 | |
| ④ | 共用 | G | 80A | 5.0m | 200,000円 | |
| ⑤ | 専用 | G | 50A | 4.0m | 100,000円 | |
| ⑥ | 共用 | G | 80A | 10.0m | 400,000円 | |
| ⑦ | 共用連続 | G | 100A | 18.0m | 900,000円 | |
| 合計 | | | | | 2,000,000円 | 2,000,000円 |

表1 口径と断面積(G)

| 口径 | 断面積 (cm ²) |
|------|------------------------|
| 6A | 0.332 |
| 8A | 0.664 |
| 10A | 1.27 |
| 15A | 2.03 |
| 20A | 3.66 |
| 25A | 5.98 |
| 32A | 10.0 |
| 40A | 13.6 |
| 50A | 22.0 |
| 65A | 36.2 |
| 80A | 51.1 |
| 90A | 68.2 |
| 100A | 87.0 |
| 125A | 134.0 |
| 150A | 189.0 |
| 175A | 255.0 |
| 200A | 329.0 |
| 225A | 413.0 |
| 250A | 507.0 |
| 300A | 729.0 |
| 350A | 906.0 |
| 400A | 1200.0 |
| 450A | 1530.0 |
| 500A | 1900.0 |

表2 口径と断面積(PE)

| 口径 | 断面積 (cm ²) |
|-----|------------------------|
| 25 | 5.8 |
| 30 | 9.2 |
| 50 | 19.0 |
| 75 | 42.0 |
| 100 | 73.9 |
| 150 | 166.0 |
| 200 | 285.0 |
| 300 | 605.0 |

(JIS K 6774 1998による計算値)

尚、表1、2に記載のない実使用のガス管の断面積を用いても可。その場合は、根拠資料等の添付必須。

(JIS配管用炭素鋼管G3452 1997による計算値)

--- 【計算例1】 ---

各区間対象断面積の算出

対象断面積：共用配管の断面積のうち、対象設備に供される仮想断面積。対象外配管は0cm²。

区間① 対象断面積 = 22.0cm² (断面積)

区間② 対象断面積 = 51.1cm² (断面積)

区間③ 対象断面積 = 0cm²

区間④ 対象断面積 = 区間④の断面積 × (区間②の対象断面積 + 区間③の対象断面積) ÷ (区間②の断面積 + 区間③の断面積)
= 51.1 × (51.1 + 0) ÷ (51.1 + 22.0)
= 35.7211 cm² (小数点第5位以下四捨五入)

区間⑤ 対象断面積 = 22.0cm² (断面積)

区間⑥ 対象断面積 = 区間⑥の断面積 × (区間④の対象断面積 + 区間⑤の対象断面積) ÷ (区間④の断面積 + 区間⑤の断面積)
= 51.1 × (35.7211 + 22.0) ÷ (51.1 + 22.0)
= 40.3495 cm² (小数点第5位以下四捨五入)

区間⑦ 対象断面積 = 区間⑦の断面積 × 区間⑥と同様の按分 (共用連続)
= 87.0 × (35.7211 + 22.0) ÷ (51.1 + 22.0)
= 68.6968 cm² (小数点第5位以下四捨五入)

$$\text{補助対象経費} = \text{①見積金額} + \text{②見積金額} + \text{④見積金額} \times \frac{\text{④の対象断面積}}{\text{④の断面積}} + \text{⑤見積金額}$$

$$+ \text{⑥見積金額} \times \frac{\text{⑥の対象断面積}}{\text{⑥の断面積}} + \text{⑦見積金額} \times \frac{\text{⑦の対象断面積}}{\text{⑦の断面積}}$$

$$= 100,000\text{円} + 200,000\text{円} + 200,000\text{円} \times \frac{35.7211\text{cm}^2}{51.1\text{cm}^2} + 100,000\text{円}$$

$$+ 400,000\text{円} \times \frac{40.3495\text{cm}^2}{51.1\text{cm}^2} + 900,000\text{円} \times \frac{68.6968\text{cm}^2}{87.0\text{cm}^2}$$

$$= 1,566,312 \text{ 円 (小数点以下切り捨て)}$$

(別紙⑬-2)

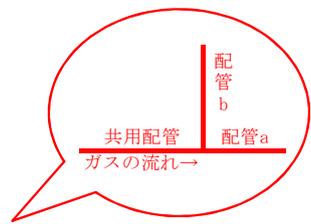
2. 次に、専用配管、共用配管、および対象外配管と分割して見積が不可能な場合は、一括の見積金額を配管口径、配管延長、および配管断面積より按分します。

【按分手順】

- A. 配管区間の専用・共用・対象外の配管区分を明確にする
- B. アイソメ図、あるいは配管模式図に区間毎の口径、および延長を記載
- C. 配管区間毎の口径×延長を算出
- D. 区間割合の算出

$$\text{区間割合} = \frac{\text{区間 (口径} \times \text{延長)}}{\text{全区間 (口径} \times \text{延長) の合計}} \times 100$$

- E. 【按分前】区間割当費用の算出
【按分前】区間割当費用 = 敷地内ガス管敷設費 × 区間割合
- F. 区間配管口径の断面積の確認 (前項表1、2参照)



- G. 対象断面積の算出
 - ・専用配管対象断面積 = 断面積
 - ・共用配管対象断面積 = 共用配管実断面積 × $\frac{\text{分岐後aの対象断面積} + \text{分岐後bの対象断面積}}{\text{分岐後aの断面積} + \text{分岐後bの断面積}}$
 - ・対象外配管対象断面積 = 0cm²

- H. 【按分後】区間割当費用の算出
【按分後】区間割当費用 = 【按分前】区間割当費用 × $\frac{\text{対象断面積}}{\text{断面積}}$

補助対象経費は、H. 【按分後】区間割当費用合計の小数点以下を切り捨てし決定

【配管例での敷地内ガス管の補助対象経費算出】

【計算例2】

配管例の断面積按分計算を按分手順 A～Hに基づき、表にまとめると以下の通りとなります。

敷地内ガス管敷設費 2,000,000 円

| 区間 | A | | B | | C | D | E | F | G | H |
|----|------|----|--------|--------|---------|-----------|-------------|------|---------|-------------|
| | 適用 | 管種 | 口径 (A) | 延長 (m) | | | | | | |
| ① | 専用 | G | 50 | 4.0 | 200.0 | 5.0000% | 100,000.0 | 22.0 | 22.0000 | 100,000.0 |
| ② | 専用 | G | 80 | 5.0 | 400.0 | 10.0000% | 200,000.0 | 51.1 | 51.1000 | 200,000.0 |
| ③ | 対象外 | G | 50 | 4.0 | 200.0 | 5.0000% | 100,000.0 | 22.0 | 0.0000 | 0.0 |
| ④ | 共用 | G | 80 | 5.0 | 400.0 | 10.0000% | 200,000.0 | 51.1 | 35.7211 | 139,808.6 |
| ⑤ | 専用 | G | 50 | 4.0 | 200.0 | 5.0000% | 100,000.0 | 22.0 | 22.0000 | 100,000.0 |
| ⑥ | 共用 | G | 80 | 10.0 | 800.0 | 20.0000% | 400,000.0 | 51.1 | 40.3495 | 315,847.4 |
| ⑦ | 共用連続 | G | 100 | 18.0 | 1,800.0 | 45.0000% | 900,000.0 | 87.0 | 68.6968 | 710,656.6 |
| ⑧ | | | | | | | | | | |
| ⑨ | | | | | | | | | | |
| ⑩ | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | 4,000.0 | 100.0000% | 2,000,000.0 | | | 1,566,312.6 |

G. 各区間対象断面積の算出

- 区間① 対象断面積 = 22.0cm²(断面積)
- 区間② 対象断面積 = 51.1cm²(断面積)
- 区間③ 対象断面積 = 0cm²
- 区間④ 対象断面積 = 区間④の断面積 × (区間②の対象断面積 + 区間③の対象断面積) ÷ (区間②の断面積 + 区間③の断面積)
= 51.1 × (51.1 + 0) ÷ (51.1 + 22.0)
= 35.7211cm²(小数点第5位以下四捨五入)
- 区間⑤ 対象断面積 = 22.0cm²(断面積)
- 区間⑥ 対象断面積 = 区間⑥の断面積 × (区間④の対象断面積 + 区間⑤の対象断面積) ÷ (区間④の断面積 + 区間⑤の断面積)
= 51.1 × (35.7211 + 22.0) ÷ (51.1 + 22.0)
= 40.3495cm²(小数点第5位以下四捨五入)
- 区間⑦ 対象断面積 = 区間⑦の断面積 × 区間⑥と同様の按分 (共用連続)
= 87.0 × (35.7211 + 22.0) ÷ (51.1 + 22.0)
= 68.6968cm²(小数点第5位以下四捨五入)

敷地内ガス管敷設費補助対象経費 1,566,312 円 (小数点以下切り捨て)

9－6. 申請内容証明関係
記入例等

中小企業者『みなし大企業を除く』の申請確認書

法人名 虎ノ門リゾート株式会社
部署名 ○○部 △△課
連絡先(電話番号) 03-6435-76XX
担当窓口 氏名 虎ノ門 花子



弊社は、以下のごとく中小企業基本法に定める中小企業者(みなし大企業を除く)に該当します。

1. 中小企業者の基準に該当するかの確認

Table with 2 columns: Item and Value. Rows include: 業種※1 (宿泊業), 業種分類※1 (サービス業), 資本金(円) (10,000,000), 常時使用する従業員数(人)※2 (1,200).

実施計画書と同じ業種を選択すること。

資本金と常時使用する従業員数を入力すること。

※1業種、業種分類は、日本標準産業分類に基づく。複数の業種がある場合は直近の決算書において「売上高」が大きい方とする。
※2常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員 臨時の従業員は含まれない。
中小企業者の基準

Table with 3 columns: 業種分類, 資本金の額又は出資の総額, 常時使用する従業員の数. Rows include: 卸売業, 小売業, サービス業, 製造業その他.

※資本金規模又は従業員規模のどちらかに該当することが必要

「該当する」or「該当しない」を選択すること。

2. 「みなし大企業」に該当しないかの確認

Table with 2 columns: Question and Answer. Rows include: 発行株式数の総数又は出資価額の1/2以上を同一の大企業が所有している (該当しない), 発行株式数の総数又は出資価額の2/3以上を複数の大企業が所有している (該当しない), 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている (該当しない).

※大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって事業を営む者但し、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合に該当する者は大企業として扱わない

3. 中小企業(みなし大企業を除く)かどうかの判定[自動判定]

該当する

- 添付資料ア. ...
添付資料イ. ...
添付資料ウ. ...
添付資料エ. ...

提出する添付資料名を記載すること。説明会資料P. 17参照
必要に応じて該当部分にマーキングすること。

(別紙⑯)

法務省ホームページより

登記事項証明書
登記簿謄抄本
概要記録事項証明書

交付申請書

「発行日が申請日から3か月以内である履歴事項全部証明書」を取得する場合は、「①全部事項証明書(謄本)」の履歴事項証明書(閉鎖されていない登記事項の証明)にレ印をつけ、各法務局で交付申請して下さい。

会社法人用

登記事項証明書
登記簿謄抄本 交付申請書
概要記録事項証明書

※ 太枠の中に書いてください。

(地方)法務局

支局・出張所

平成 年 月 日 申請

| | | |
|---|------------------|----------|
| 窓口に来られた人 (申請人) | 住所 フリガナ 氏名 | 収入印紙欄 |
| 商号・名称 (会社等の名前) | | 収入 印紙 |
| 本店・主たる事務所 (会社等の住所) | | |
| 会社法人等番号 | | 収入 印紙 |
| ※ 必要なものの□にレ印をつけてください。 | | |
| 請 求 事 項 | 請求通数 | |
| ①全部事項証明書(謄本) <input checked="" type="checkbox"/> 履歴事項証明書 (閉鎖されていない登記事項の証明) ※現在効力がある登記事項に加えて、当該証明書の交付の請求があった日の3年前の日の属する年の1月1日から請求があった日までの間に抹消された事項等を記載したものです。 <input type="checkbox"/> 現在事項証明書 (現在効力がある登記事項の証明) <input type="checkbox"/> 閉鎖事項証明書 (閉鎖された登記事項の証明) ※当該証明書の交付の請求があった日の3年前の属する年の1月1日より前に抹消された事項等を記載したものです。 | 通 | |

収入印紙は割印
(登記印)

9－7 耐震性を向上させた
低圧導管の供給証明書

(別紙⑰)

●●株式会社

御中

ガス導管事業者
または
ガス小売事業者

令和 2年 4月 20日

申請者(設備使用者)

(会社名)
(部署)
(住所)

▲▲ガス株式会社
◆◆事業部長 ◇◇
××

印

供給証明書(検討結果)

所属長印

当該供給先に対し、耐震性を向上させた低圧導管でガスを供給している、又は供給する見込みであることを以下の通り証明します。

| 供給状況 | 既存(供給中) 入替不要 | 既存(供給中) 入替要 | 新規(供給見込み) |
|---|---|----------------|-----------|
| 供給先名称 | ●●株式会社 | | |
| 供給先住所 | 〇〇 | | |
| ガス管の材質 (既存) | 施設の前面道路の本・支管の材質 : その他 施設への供給管(引込管)の材質 : その他 | | |
| ガス管の材質 (入替後または新規) | 施設の前面道路の本・支管の材質 : ポリエチレン管 施設への供給管(引込管)の材質 : ポリエチレン管 | | |
| 低圧ガスメーター の写真 (本体、銘板) (別添可) | <p>プルダウンから該当の材質を選択</p> <p>ガスメーター本体と銘板の写真を添付。 別添でも可。</p> | | |

・不使用管は新規(供給見込み)を選択

・既存、供給中でも、本申請と別系統であれば、新規(供給見込み)を選択

プルダウンから該当の材質を選択

ガスメーター本体と銘板の写真を添付。
別添でも可。

入替もしくは、新規(供給見込み)の場合

| | |
|--------|-----------------------------------|
| ガス工事期間 | 令和 2年 11月 1日 ~ 令和 2年 11月 10日(見込み) |
| 供給開始時期 | 令和 2年 11月 10日(見込み) |

必要な添付書類

| 既存(入替不要) | 既存(入替要)または新規 |
|--|--|
| ■低圧ガス導管図(敷地内への引込み箇所をマーキング)本支管、供給管(引込管)の材質を図面に記載すること。 | ■低圧ガス導管図(敷地内への引込み予定箇所をマーキング)本支管、供給管(引込管)の材質を図面に記載すること。 |

9 - 8. その他

発注先選定理由書

| | |
|-------|------------------------|
| 申請者 | 〇〇〇株式会社△△△部 □□ □□ 印 |
| 見積件名 | 〇〇工事 |
| 発注予定先 | □□社 |
| 提出理由 | |
| 選定理由 | |

注)本理由書を使用する場合は、事前に都市ガス振興センターへ必ず問合せください。

センター内の審査で合理的理由として認められない場合、補助金額の確定作業において、該当部分を補助の対象から除外する場合があります。

合理的理由として原則認められない例

- ・導入したい設備の代理店なので
- ・メーカーに直接見積を取るのが最も安価
- ・構内業者だから
- ・施工の信頼性が高いから
- ・対応が早いから

9－9. 申請書提出時の確認
及びまとめ方

交付申請時提出書類チェックリスト

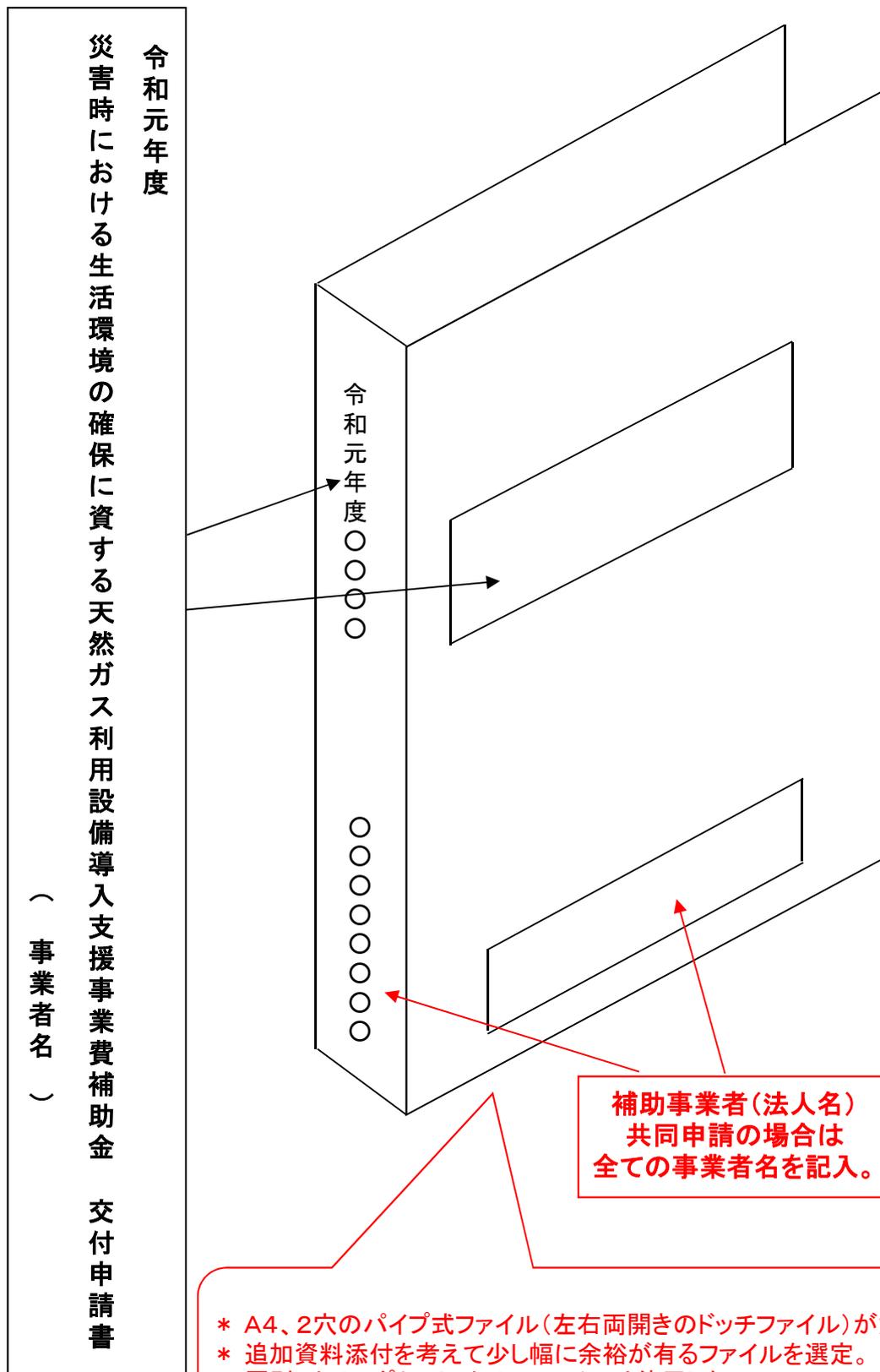
| 項 目 | | 確認 |
|---|---|----|
| 1. 交付申請書 | | |
| 1-1 | 「申請日」は、公募期間内(3月27日～5月8日)となっているか | |
| 1-2 | 共同申請の場合、申請者・担当者は全申請者分 記載されているか、押印されているか | |
| 2. 実施計画書 | | |
| 2-1 | 実施場所住所、最寄駅、施設名称、施設の所有者は正しく記載されているか | |
| 2-2 | 実施計画書に補助事業の具体的な内容は正しく記載されているか | |
| 2-3 | 請負会社等への支払いは”金融機関からの振込”として計画しているか | |
| 2-4 | 共同申請の場合、社名、役割等が記載されているか | |
| 2-5 | 設備詳細に計算シートによる計算結果が記載され、申請要件に該当することを判定できるか | |
| 2-6 | CO2排出削減量およびCO2削減率の計算は正しいか(停電対応型CGSのみ)、費用対効果の計算は正しいか | |
| 2-7 | 災害時の役割について、正しくチェック・選択され、供給証明書(検討結果)が添付されているか | |
| 2-8 | 「補助事業の開始予定日」は請負会社等との契約予定日となっており、「発注計画書」の記載と合致しているか | |
| 2-9 | 「補助事業の完了予定日」は請負会社等への支払い完了予定日(令和3年2月26日以前)となっているか | |
| 2-10 | 都市ガス供給事業者、都市ガス導管事業者が適切に記載されているか | |
| 2-11 | 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額は見積書と整合性がとれ、正しく算出されているか | |
| 2-12 | 各経費の欄に金額がない場合は、空欄とせず0と記載されているか | |
| 2-13 | 中小企業者の基準に該当するかの確認ができるよう「業種」「資本金」「従業員」が記入されているか | |
| 2-14 | 資金調達計画の補助金と補助金交付申請額が一致しており、補助事業に要する経費と合計額が一致しているか | |
| 2-15 | 国からの他の補助金と重複(予定含む)場合はチェック及び補助金名が記載されているか | |
| 2-16 | 審査事項整理表、地図、申請金額整理表、補助事業に要する経費と補助対象経費の差額が分かる資料を添付しているか | |
| 2-17 | 共同申請の場合、別紙③-2(申請者別経費等内訳)、④(申請者別資金計画)、役割分担体制表は添付されているか | |
| 3. 発注計画書 | | |
| 3-1 | 「補助事業の開始予定日」から「完了予定日」までのスケジュールが明記されているか | |
| 3-2 | 「補助事業の開始及び完了予定日」は「交付申請書」の記載と合致しているか | |
| 3-3 | 「補助事業の開始予定日」(請負会社等との契約予定日)が交付決定予定日以降であるか | |
| 3-4 | 「補助事業の完了予定日」(請負会社等への支払い完了予定日)は令和3年2月26日以前であるか | |
| 4. 補助事業方式の設備に関する仕様 | | |
| 4-1 | メーカー、型式、定格能力等を明記した仕様書等の写しがあるか | |
| 4-2 | 計算シートが添付されているか、入力している内容・数値は正しく記載されているか(停電対応型CGSのみ) | |
| 4-3 | 計算シートの計算根拠および想定稼働データ(熱と電気)が添付されているか(停電対応型CGSのみ) | |
| 4-4 | 室内機接続確認シートが添付されているか(停電対応型GHPのみ) | |
| 5. 補助事業方式の設備に関する図面 | | |
| 5-1 | 全体図・配置図・システム図・単線結線図が添付され、色分け等により補助対象部分が明記されているか | |
| 5-2 | 敷地内ガス配管の口径、延長、分岐等が明記されている平面図・アイソメ図が添付されているか | |
| 5-3 | 対象設備の運転状況を確認するために必要な専用の計測装置が明示されているか | |
| 6. 見積依頼書、見積書の写し | | |
| 6-1 | 見積依頼書の写しは添付されているか、機器仕様および工事内容は十分に表現されているか | |
| 6-2 | 見積依頼書に記載した内容は、メーカ指定や数量指定をしていないか | |
| 6-3 | 見積書に請負会社等の押印および日付があるか | |
| 6-4 | 見積書の件名は、見積依頼書と同じになっているか | |
| 6-5 | 見積書の宛名が申請者の法人名と同一であるか | |
| 6-6 | 指定された経費区分に分かれているか | |
| 6-7 | 経費区分毎の補助対象経費、補助対象経費合計が記載されているか、補助対象を明確にしているか | |
| 7. 会社情報 | | |
| 7-1 | 会社・事業所のパンフレット・役員名簿がそろっているか、役員名簿は規定の書式か | |
| 7-2 | 法人にあっては、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本等の写し、及び前年度の財務諸表がそろっているか | |
| 7-3 | 地方自治体等及び非営利民間団体にあつては、それらを証明する書類がそろっているか | |
| 8. 防災計画指定等の施設であることを証明できる書類 | | |
| 8-1 | 防災計画指定等の施設であることが分かる証明書類や契約書の写しが添付されているか | |
| 9. 耐震性を向上させた低圧導管でガス供給を受けていることを示す書類 | | |
| 9-1 | 既存設備のガス導管図面(引込(予定)箇所及び本支管・供給管(引込管)の材質が分かるもの)、ガスメーター及び銘板の写真等が添付されているか | |
| 9-2 | 都市ガス会社の押印付供給証明書(検討結果)の写しが添付されているか | |
| 10. 該当する場合に添付が必要な書類 | | |
| 10-1 | [補助率2/3以内での申請をおこなう場合]中小企業基本法に定める中小企業者(みなし大企業を除く)であるかを証明できる資料、中小企業者『みなし大企業を除く』の申請確認書 | |
| 10-2 | [リース、エネルギーサービス、賃貸借等による申請] 内容に関する契約書(案可)の写し、料金計算書等 | |
| 10-3 | [支払委託契約による申請] 支払委託契約書(案可)の写し | |
| 10-4 | [競争入札によらずに発注先選定する場合] 発注先選定理由書(認められた場合のみ) | |
| 10-5 | 必要な追加書類 | |
| 11. 交付申請時提出書類チェックリスト(本チェックリスト) | | |
| ※該当しない項目にも横棒「-」を記入し、空欄を作らないこと | | |
| | | 印 |

チェック者

印

(別紙⑳)

◇ 交付申請書ファイリング例



- * A4、2穴のパイプ式ファイル(左右両開きのドッチファイル)が好ましい。
- * 追加資料添付を考慮して少し幅に余裕が有るファイルを選定。
- * 原則、クリアポケット・クリアファイルは使用しない。

(別紙⑳)

◇ 交付申請書ファイリング

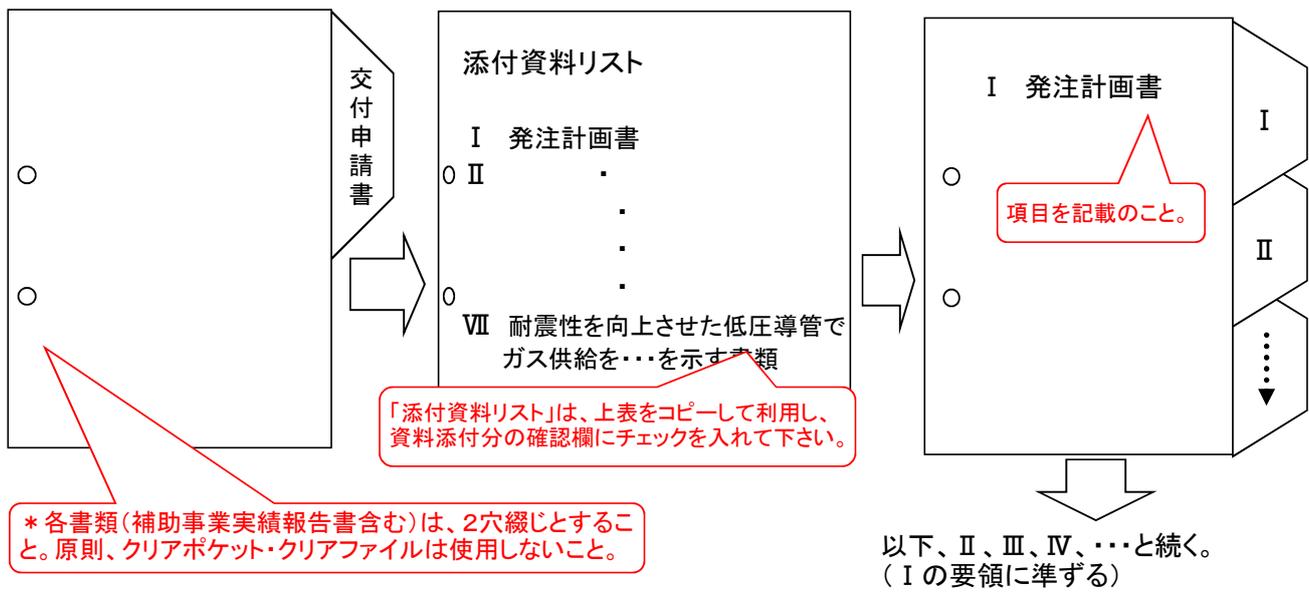
交付申請書・添付資料リスト

| No. | 項目事項 | 原本/写し | 確認 |
|---------------|--|----------|----|
| 1 | 交付申請書(様式第1) | 原本 | |
| 2 | 実施計画書(様式第2(別紙②-1)) | 原本 | |
| 3 | 審査事項整理表(別紙②-2) | 原本 | |
| 4 | 「申請金額整理表」(別紙③-1) | 原本 | |
| 5 | 補助事業に要する経費と補助対象経費に差異がある場合にその差額が分かる資料(対象外費用の内訳、能力按分、ガス管按分などの資料) | 原本 | |
| 6 | 地図を添付 | 原本/写し | |
| 共同申請の場合 | | | |
| 7 | 役割分担を示す体制表(A4 1枚、フォーマット自由) | 原本 | |
| 8 | 「補助事業に要する経費等の申請者別内訳について」(別紙③-2) | 原本 | |
| 9 | 「申請者別の資金調達計画について」(別紙④) | 原本 | |
| 添付No | 項目事項 | | |
| I | 発注計画書(別紙⑤) | 原本 | |
| II | 補助事業方式の設備に関する仕様 ①メーカー・型式・定格能力等を明記した仕様書等、 ②【停電対応型CGSのみ】計算シート(別紙⑩)、コージェネレーション設備の想定稼働データ ③【停電対応型GHPのみ】室内機接続確認シート | 原本 | |
| III | 補助事業方式の設備に関する図面 | 原本 | |
| IV | 見積依頼書、見積書の写し | 写し | |
| V | 会社情報 ①会社・事業所のパンフレット、役員名簿、 ②履歴事項全部証明書(※1)又は登記簿謄本等の写し、及び前年度の財務諸表、 ③地方自治体等及び非営利民間団体にあつては、それらを証明する書類 | 写し ※1 | |
| VI | 防災計画指定等の施設であることを証明できる書類の写し | 写し | |
| VII | 耐震性を向上させた低圧導管でガス供給を受けていることを示す書類 ①供給証明書(検討結果)(別紙⑦)、 ②低圧ガス導管図(引込み・材質明示)、 ③低圧メーター写真(外観・銘板) ※③は既設(供給中)のみ | 写し | |
| ※以下は該当する場合に添付 | | | |
| ① | 会社法上の会社が補助率2/3以内での申請をおこなう場合、中小企業者(みなし大企業を除く)であるかを証明できる資料 | 原本 | |
| ② | リース・エネルギーサービス・賃貸借等に関する契約書(案可)の写しと料金計算書等 | 写し | |
| ③ | 支払委託契約書(案可)の写し | 写し | |
| ④ | 発注先選定理由書(別紙⑱) | 原本 | |
| ⑤ | その他、必要な追加書類 | 原本/写し | |
| VIII | 交付申請時提出書類チェックリスト(別紙⑲) | 原本 | |

※1 履歴事項全部証明書は法務局等で取得したもの(=写し)を添付すること

※ 添付書類の詳細については「公募説明会資料」のP.15～P.17を参照

※ 必要に応じて中仕切りを挿入して整理すること



災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備

導入支援事業費補助金

交付規程

令和2年2月

災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金 交付規程

(通則)

第1条 災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付要綱（20200115財資第1号。以下「要綱」という。）の定めるところによるほか、この交付規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 この交付規程は、経済産業大臣（以下「大臣」という。）が定めた要綱第2条の交付の目的を達成するため、一般社団法人 都市ガス振興センター（以下「センター」という。）が行う補助金を交付する事業の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(交付対象要件)

第3条 センターは、避難所や防災上の中核となる施設等において、災害時の電力供給停止にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム及び停電対応型のガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン（GHP）の導入等を行う、災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費のうち、補助金交付の対象としてセンターが認める経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する事業を行う。ただし、別紙の暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当するものが行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 前項に定める補助事業については、次の要件に適合すること。

- (1) 家庭用需要を除く全業種を対象とすること。
- (2) 設備を導入して天然ガスを主原料とするガスを使用すること。
- (3) 耐震性を向上させた低圧導管でガス供給を受けること。
- (4) 系統電力の停電時に、発電又は空調を開始・継続できる設備であること。
- (5) 導入後の対象設備に運転状況を確認するために必要な専用の計測装置を取り付けること。
- (6) 以下のいずれかの施設に設置されること。ただし、ZEB（平均でエネルギー消費量が正味でおおむねゼロ以下となる建築物）を除く。

(ア) 災害時に避難所として活用される国や地方公共団体の防災計画指定の施設、国や地方公共団体と協定を締結している（見込みも含む）地域住民に空間等を提供する施設

(イ) 災害時に活動拠点となる防災上中核となる施設

(ウ) 災害時に機能を維持する必要性のある施設

- ・救急指定病院、地域医療支援病院など国や地方公共団体が認定又は指定する医療施設（ただし、①災害拠点病院、②周産期母子医療センター、③救命救急センター、④災害拠点精神科病院、⑤へき地医療拠点病院、⑥へき地診療所を除く。）

- ・社会福祉施設（高齢者、障害者入所施設*（ただし、①特別養護老人ホーム、②介護老人保健施設、③養護老人ホーム、④軽費老人ホーム、⑤介護医療院を除く。）及び保育所）、 ※通い施設は除く

(エ) その他第6条に定める審査委員会が認めた施設

（補助金交付の対象）

第4条 センターは、補助事業に要する経費のうち、補助金交付の対象としてセンターが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において当該補助事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため補助金を交付する。ただし、消費税及び地方消費税は補助の対象外とする。

2 前項に定める補助対象経費の区分は、別表1のとおりとする。

（補助率、補助金の上限額）

第5条 センターが補助事業者に対して交付する補助金の補助率、補助金の上限額は別表2のとおりとする。

（審査委員会）

第6条 センターは、学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、補助事業の採択等について審査のうえ決定する。

（補助事業者の募集及び申請方法）

第7条 センターは、別に定める募集期間中に補助事業者を募集する。

2 前項の募集期間中に補助金申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次の手続きを行うものとする。

(1) 申請者は、補助金交付申請書（様式第1）、実施計画書（様式第2）及び当該補助事業が補助金交付の要件に適合することを証する以下の書類を添付してセン

ターに提出する。

- (ア) 全体配置図（対象設備の位置が明示されているもの）
 - (イ) 対象設備の配置図及びシステムフロー図、配管図
 - (ウ) 対象設備の機器仕様
 - (エ) 停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステムにおいては、対象設備のCO₂削減量を算出した書類
 - (オ) 見積書の写し
 - (カ) 事業実施スケジュール
 - (キ) 申請者の会社概要及び役員名簿
 - (ク) 法人にあっては、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し（発行日が申請日から3ヵ月以内のもの）
 - (ケ) 非営利民間団体にあっては、それらを証明する書類
 - (コ) 中小企業基本法に定める中小企業者（「みなし大企業」を除く）又は会社法上の会社以外の法人であることを証明できる書類
（[別表2]2.（1）補助率2／3で申請しようとする場合）
 - (サ) 防災計画指定等の施設であることを証明できる書類
 - (シ) 耐震性を向上させた低圧導管でガス供給を受けている、又は補助事業完了までに供給開始する見込みであることを示す書類
 - (ス) その他、センターが提出を求める書類
- (2) リース、エネルギーサービス、賃貸借等において、対象設備の所有者及び使用者が異なる場合は、共同申請とすること。
- (3) 申込みは、センターに送付、又は持参することにより行い、送付の場合は消印日を受付日とし、持参の場合は持参日を受付日とする。

（交付の決定等）

第8条 センターは、前条第2項の補助金交付申請書を受付けたときは、当該申請書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に交付決定通知書（様式第3）を送付するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき必要な条件を付すことができるものとする。

- 2 前項において、第6条の規定による審査委員会が行う費用対効果と災害時の役割に対する審査に基づき、交付先の決定を行う。また、繰り上げによる追加交付決定及び追加公募を実施できるものとする。なお、その際の補助率は初回公募時と同率とする。
- 3 センターは、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下げ届出書(様式第4)をセンターに提出しなければならない。

(計画変更等の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書(様式第5)をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の範囲内で変更をする場合を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的の変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助事業の目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助事業の目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 センターは、前項に基づく計画変更等承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、計画変更等承認結果通知書(様式第6)を補助事業者に送付するものとする。

3 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

(契約等)

第11条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をするときは、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運用上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、若しくは随意契約によることができる。

2 補助事業者は、前項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

3 補助事業者は、第1項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、センターの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

- 4 センターは、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者はセンターから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 5 前4項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をセンターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 センターが第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がセンターに対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、センターは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がセンターに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) センターは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

- (3) センターは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、センターが行う弁済の効力は、センターが支出の決定の通知を行ったときに生

ずるものとする。

(遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに遅延等報告書(様式第7)をセンターに提出し、その指示に従わなければならない。

(実施状況の報告)

第14条 補助事業者は、センターが特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況について、指示する期日までに実施状況報告書(様式第8)をセンターに提出しなければならない。

(補助事業の承継)

第15条 センターは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、承継承認申請書(様式第9)をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができるものとする。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属するセンターの会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、次の手続きにより補助事業の実績報告を行う。

(1) 補助事業者は、実績報告書(様式第10)をセンターに提出しなければならない。

(2) 報告は、センターに送付、又は持参することにより行い、送付の場合は消印日を受付日とし、持参の場合は持参日を受付日とする。

2 補助事業者は、やむを得ない理由で補助事業がセンターの会計年度内に終了しなかったときは、翌会計年度の4月10日までに補助事業年度末実績報告書(様式第11)をセンターに提出しなければならない。

3 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 センターは、前条第1項の補助事業実績報告書を受領し、当該報告に係わる書類の審査及び必要に応じて実施する現地調査等により、その報告に係る補助事業の

内容が、補助金の交付の決定内容（第10条第2項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に対して支払確定通知書（様式第12）により通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、第8条第1項の交付決定通知における対象経費の区分ごとの補助金交付予定額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

（補助金の支払）

第18条 センターは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の精算払いを受けようとするときは、精算払請求書（様式第13）をセンターに提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第19条 センターは、第10条第1項第3号の規定による申請があった場合又は次の各号に該当すると認められる場合には、第8条第1項の規定による補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

- （1）補助事業者が法令、本交付規程に基づくセンターの処分又は指示に違反した場合
- （2）補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3）補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- （4）前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- （5）補助事業者及びその親会社、子会社、関連会社、役員並びに従業員が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、その他のセンター若しくは補助事業者が適用を受ける法令等に定める反社会的勢力等であることが判明した場合
- （6）補助事業者の重大な財務状況の悪化、支配権の移転等の事情により、補助事業の遂行に支障が生じた場合

- 2 センターは、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 3 センターは、前項に基づき補助金の返還を請求するときは、速やかに補助事業者へ

通知するものとする。

- 4 センターは、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 5 センターは、補助事業者が第2項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、返還報告書（様式第14）により報告させるものとする。
- 6 第2項の規定に基づく補助金の返還の期限については、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

（加算金の扱い）

第20条 センターは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（取得財産等の管理等）

- 第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳（様式第15）を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、取得財産等明細表（様式第15）を第16条第1項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。
 - 3 センターは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をセンターに納付させることができるものとする。

（取得財産等の処分の制限等）

- 第22条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、機械、器具、備品及びその他の財産とする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満のものであって、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要がないと認められるものは、この限りでない。
- 2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第1

5号)に定められた耐用年数の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第16)をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 4 前項の規定に基づく納付の期限については、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利5.0パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(補助金の経理)

第23条 補助事業者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(センターによる調査)

- 第24条 センターは、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者等に対して調査等を行うことができる。
- 2 補助事業者は、センターが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。
 - 3 第1項に規定する調査等は第18条に定める補助金の支払いの終了後であってもこれを適用できるものとする。

(個人情報に関する事項)

第25条 センターは、申請者等より取得した個人情報を適正に管理するとともに、その使用目的は補助事業に関する業務に限るものとする。

(裁判管轄)

第26条 本件に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第27条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第28条 この交付規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は経済産業省に協議の上、センターが別に定める。

附則

1. この交付規程は、大臣の承認を受けた日から施行し、令和2年2月12日から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

〔別表 1〕

第 4 条第 2 項に定める経費の区分は次のとおりとする。（ただし、本支管工事費、工事負担金及び L N G 用高圧製造所並びに高圧貯蔵所設置費は除く。）

| 区 分 | 内 容 |
|---------------------|--|
| 設計費 | 補助事業の実施に必要な〔別表 1－1〕に記載の設備の導入の設計に要する経費。 |
| 既存設備撤去費 | 補助事業の実施に必要な解体、運搬等に要する経費。 ただし、更新のための既存設備撤去に要する経費は除く。 |
| 新規設備機器費 (含む計測装置) | 補助事業の実施に必要な〔別表 1－1〕に記載の導入機器の購入等に要する経費。 |
| 新規設備設置工事費 | 補助事業の実施に必要な〔別表 1－1〕に記載の導入設備の設置に要する経費。 |
| 敷地内ガス管敷設費 | 補助事業の実施に必要な〔別表 1－1〕に記載の敷地内ガス管の敷設に要する経費。 |

[別表 1 - 1]

1. 設計費、既存設備撤去費（更新時は対象外）、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費の補助対象範囲

(1) 以下の設備に対する経費を対象とする。

① 停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム（ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池）

機器本体に加え、排熱回収に資する装置・機器、その他必要と判断される設備

② 停電対応型のガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン（GHP）

機器本体に加え、冷媒配管、室内機、その他必要と判断される設備

③ 熱交換器、煙道、煙突、安全装置、省エネを目的とした計測装置、ガスブースタ又はガスコンプレッサ、脱硝装置、基礎工事

（設備建屋及び建屋に付随する設備等は対象外とする。）

(2) 蒸気・温水配管については、対象設備間をつなぐものは対象とし、対象設備と対象外設備をつなぐものは対象外とする。

（配管に付随するポンプ等もこれに準ずるものとする。）

(3) 当該経費は、本補助事業で専用使用する部分とし、補助事業外設備との共用部分がある場合には、既存設備撤去費を除き、原則定格流量比による按分相当額を対象とする。

2. 敷地内ガス管敷設費の補助対象範囲

(1) ガス配管、ガバナ、ストレーナ、緊急遮断弁、ガス漏れ警報器等必要と判断される設備に対する経費を対象とする。

(2) 本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共用配管がある場合には、原則断面積比による按分相当額を対象とする。

[別表2]

第5条に定める補助金の補助率及び補助金の上限額は次のとおりとする。

| 算 定 方 法 | |
|---|----------------------------|
| 1. 補助対象経費の区分ごとに、以下2. の補助率を乗じた額の合計額とし、以下3. の額を限度とする。 | |
| 2. 補助率 | |
| (1) 中小企業者（みなし大企業を除く）、会社法上の会社以外の法人 | |
| 補助率 2 / 3 以内 | |
| (2) 上記以外 | |
| 補助率 1 / 2 以内 | |
| ※ 燃料電池は中小企業等以外も 2 / 3 以内 | |
| 3. 1 補助事業当たりの上限額 | |
| 上記2. (1)・・・ガスコージェネレーションシステム | 1. 0 億円 / 1 |
| 補助事業 | |
| ・・・ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン | 1. 4 億円 / 1 補助事業 |
| 上記2. (2) | |
| ・・・ガスコージェネレーションシステム | 0. 7 5 億円 / 1 補助事業 |
| ・・・ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン | 1. 0 5 億円 / 1 補助事業 |
| 燃料電池 | ・・・ 1 1 0 万円 / 定格発電出力 1 kW |
| | かつ 0. 2 2 億円 / 1 補助事業 |

(様式第1)

| | | | | |
|----------------|--|--|--|--|
| 受理番号 (センターで記入) | | | | |
| | | | | |

| | | | |
|----------|---|---|-----|
| 番 号 | | | |
| | | | |
| 申請日(記入日) | | | |
| 令和 | 2 | 年 | 月 日 |

令和元年度災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
交付申請書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第7条第2
項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 申請者

| | | | | |
|------|----------|---|--|---|
| 法人名 | | | | 印 |
| 代表者名 | | | | |
| 役 職 | | | | |
| 住 所 | 郵便 番号 | - | | |
| | | | | |

※ 申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入のうえ押印すること。
記入順序は所有者、使用者、その他の順とし、複数の申請者が補助対象設備を所有する予定の場合は
補助金交付申請金額が多い申請者を先に記入すること。

2. 補助事業の具体的な内容

(1) 設備詳細

< a. コージェネレーション・燃料電池 >

| 設備名称 | 燃料消費量 (Nm ³ /h) | 単位発熱量 (GJ/千Nm ³) (低位基準) | 燃料消費量 (MJ/h) | 定格発電出力 (kW) | 発電効率 (LHV %) | 総合効率 (LHV %) | 台数 | 停電 対応 |
|------|-------------------------------|---|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|----|----------|
| | ① | ② | ①×②=③ | ④ | ⑤=④÷③×3.6 | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

※ 効率は低位発熱量基準定格運転時のもので、小数点第2位を四捨五入した値を記載すること。

※ 「燃料消費量」及び「定格発電出力」は設備の定格値を記載すること。

※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数をコピーすること。

< b. GHP >

| 設備名称 | 燃料消費量 発電時 (kW) | 燃料消費量 非発電時 (kW) | 単位発熱量 (GJ/千Nm ³) (低位基準) | 燃料消費量 発電時 (MJ/h) | 燃料消費量 非発電時 (MJ/h) | 定格出力 (kW) | 台数 | 停電 対応 |
|------|----------------------|-----------------------|---|------------------------|-------------------------|--------------|----|----------|
| | ① | ② | ③ | ④=①×③×3.6 | ⑤=②×③×3.6 | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

※ 「燃料消費量」及び「定格出力」は設備の定格値を記載すること。

※ 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数をコピーすること。

(2) 審査に係る事項

a. 設置場所

| 都道府県 | 市区町村 | BOS 設置済 |
|------|------|------------|
| | | |

b. 省CO₂性と費用対効果

| 評価項目 | 導入効果 | |
|-----------------------|------|-------------------------|
| CO ₂ 排出削減量 | | ▲t - CO ₂ /年 |
| CO ₂ 削減率 | | % |
| 費用対効果 | | 千円/kW |

※ CO₂排出削減量、CO₂削減率はコージェネ（燃料電池含む）のみ記入すること。

※ 費用対効果は（補助対象経費/定格出力(kW)）を記入すること。

c. 災害時の役割

*該当する項目にチェック（括弧に○を記入）すること。

| 評価項目 | チェック | 内容 | | | |
|--------|------|--|---|------|--|
| 災害時の役割 | () | ① | 耐震性を向上させた低圧導管でガス供給を受けること | | |
| | | | 本支管： | 引込管： | |
| | () | ② | 災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第3条第2項(6)(ア)～(ウ)のいずれかの施設であること | | |
| | () | | | | |
| () | | ZEB（平均でエネルギー消費量が正味でおおむねゼロ以下となる建築物）ではないこと | | | |
| () | | 相当程度の揺れのある地震が発生した場合は、ガスの供給が停止し天然ガス利用設備が起動しなくなることについて了承していること | | | |

※ 実績報告時にチェックした内容を満たしていない場合、補助金が交付されません。

※ 災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第3条第2項(6)(ア)～(ウ)のいずれかの施設。ただし、ZEBを除く。

(ア) 災害時に避難所として活用される国や地方公共団体の防災計画指定の施設、
国や地方公共団体と協定を締結している（見込みも含む）地域住民に空間等を提供する施設

(イ) 災害時に活動拠点となる防災上中核となる施設

(ウ) 災害時に機能を維持する必要性のある施設

- ・ 救急指定病院、地域医療支援病院など国や地方公共団体が認定又は指定する医療施設
（ただし、①災害拠点病院、②周産期母子医療センター、③救命救急センター、
④災害拠点精神科病院、⑤へき地医療拠点病院、⑥へき地診療所を除く。）
- ・ 社会福祉施設（高齢者、障害者入所施設※（ただし、①特別養護老人ホーム、
②介護老人保健施設、③養護老人ホーム、④軽費老人ホーム、⑤介護医療院を
除く。）及び保育所） ※通い施設は除く

※ 災害時に寄与できる設備は上記(ア)～(ウ)の施設において災害時に補助対象設備が施設の該当する機能維持に資することをいう。

(3) 事業実施工程表

・別紙「発注計画書」のとおり。

・補助事業の開始及び完了予定日

| | | | | | | | | |
|------|-------|----|--|---|--|---|--|---|
| 事業全体 | 開始予定日 | 令和 | | 年 | | 月 | | 日 |
| | 完了予定日 | 令和 | | 年 | | 月 | | 日 |

4. 補助対象経費の算出根拠
別紙「申請金額整理表」のとおり。

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

| 区分 | 補助事業に 要する経費 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金交付申請額 |
|---------------|----------------|--------|-----|----------|
| I. 設 計 費 | 円 | 円 | | 円 |
| II. 既存設備撤去費 | 円 | 円 | | 円 |
| III. 新規設備機器費 | 円 | 円 | | 円 |
| IV. 新規設備設置工事費 | 円 | 円 | | 円 |
| V. 敷地内ガス管敷設費 | 円 | 円 | | 円 |
| 合 計 | 円 | 円 | | 円 |

- ※ 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。
なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。
- ※ 「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費につ
いて、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。
- ※ 「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、
その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（1円未満は切捨て）をいいます。
- ※ 申請者が複数の場合、合計金額を記入してください。

(様式第3)

令和 年 月 日

| |
|--------------------|
| 申請者 法人名 代表者名 |
|--------------------|

一般社団法人
都市ガス振興センター
会長

令和元年度災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日付け 番をもって申請のあった、令和元年度災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金については、災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金交付の対象となる事業及び内容は交付申請書のとおりとします。

2. 補助金交付予定額

| | |
|------------|---|
| 補助事業に要する経費 | 円 |
| 補助対象経費 | 円 |
| 補助金交付予定額 | 円 |

- ※ 金額に消費税等は含みません。
- ※ 申請者が複数の場合は、合計額を記載しています。

3. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付予定額並びに区分ごとの配分

| 区分 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金交付予定額 |
|---------------|------------|--------|-----|----------|
| I. 設計費 | 円 | 円 | | 円 |
| II. 既存設備撤去費 | 円 | 円 | | 円 |
| III. 新規設備機器費 | 円 | 円 | | 円 |
| IV. 新規設備設置工事費 | 円 | 円 | | 円 |
| V. 敷地内ガス管敷設費 | 円 | 円 | | 円 |
| 合計 | 円 | 円 | | 円 |

- ※ 金額に消費税等は含みません。
- ※ 申請者が複数の場合は、合計額を記載しています。

4. 交付の条件

| |
|--|
| |
|--|

当該案件の補助金交付番号は、 です。

(注) 補助金交付予定額は申請書の内容に基づき審査した結果による補助金の交付限度額です。実際の交付額は「実績報告書」に基づき確定しますので予めご了承ください。

(様式第4)

| | | | | |
|---------|-------------------------|----------|---|---|
| 補助金交付番号 | ←交付決定通知書に 記載の補助金交付番号 | 届出日(記入日) | | |
| | | 令和 | 年 | 月 |

**令和元年度災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
交付申請取下げ届出書**

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助金の申請取下げについて、災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 申請者

| | | | | |
|------|------|---|--|---|
| 法人名 | | | | 印 |
| 代表者名 | | | | |
| 役職 | | | | |
| 住所 | 郵便番号 | - | | |
| | | | | |

※ 申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入のうえ押印すること。

2. 補助金申請取下げ理由

| |
|--|
| |
|--|

(様式第5)

| | | | | |
|---------|-------------------------|----------|---|---|
| 補助金交付番号 | ←交付決定通知書に 記載の補助金交付番号 | 申請日(記入日) | | |
| | | 令和 | 年 | 月 |

**令和元年度災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
計画変更等承認申請書**

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の計画変更等について、災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 補助事業者

| | | | | |
|------|------|---|--|---|
| 法人名 | | | | 印 |
| 代表者名 | | | | |
| 役職 | | | | |
| 住所 | 郵便番号 | - | | |
| | | | | |

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 計画変更等の内容

| |
|--|
| |
|--|

3. 計画変更等を必要とする理由

| |
|--|
| |
|--|

4. 計画変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

| 区 分 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金額 |
|---------------|------------|--------|-----|------|
| I. 設 計 費 | 円 | 円 | | 円 |
| II. 既存設備撤去費 | 円 | 円 | | 円 |
| III. 新規設備機器費 | 円 | 円 | | 円 |
| IV. 新規設備設置工事費 | 円 | 円 | | 円 |
| V. 敷地内ガス管敷設費 | 円 | 円 | | 円 |
| 合 計 | 円 | 円 | / | 円 |

- ※ 計画変更により補助事業に要する経費等が交付決定の内容と異なる場合のみ記入すること。
- ※ 補助事業者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。
- ※ 見積書の写しを添付すること。（上記金額根拠が明確に分かるように別途注釈をつけること。）
- ※ 補助金交付予定額を上回らないこと。

(注) 交付決定時に条件が付されている場合は、計画変更後もその条件を遵守すること。

(様式第6)

| |
|----------------------|
| 補助事業者 法人名 代表者名 |
|----------------------|

令和 年 月 日

一般社団法人
都市ガス振興センター
会長

令和元年度災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
計画変更等承認結果通知書

| | | | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| 補助金交付番号 | | | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|--|--|

上記補助事業の計画変更等については、災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 審査結果

| | | | | | |
|--|----|--|--------|--|-----|
| | 承認 | | 条件付き承認 | | 不承認 |
|--|----|--|--------|--|-----|

2. 承認の条件

| |
|--|
| |
|--|

3. 不承認の理由

| |
|--|
| |
|--|

(様式第7)

| |
|---------|
| 補助金交付番号 |
| |

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

| |
|----------|
| 報告日(記入日) |
| 令和 年 月 日 |

令和元年度災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
遅延等報告書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の遅延等について、災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備
導入支援事業費補助金交付規程第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

| | | | |
|------|------|---|---|
| 法人名 | | 印 | |
| 代表者名 | | | |
| 役職 | | | |
| 住所 | 郵便番号 | | - |
| | | | |

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 遅延等に係る金額

| |
|---|
| 円 |
|---|

※ 金額に消費税等は含まないこと。

※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

3. 遅延等の理由及び採った措置

| |
|--|
| |
|--|

4. 補助事業の遂行及び完了予定日

| | |
|---------|----------|
| 補助事業の遂行 | |
| ①契約締結 | 令和 年 月 日 |
| ②納品 | 令和 年 月 日 |
| ③検収 | 令和 年 月 日 |
| ④請求 | 令和 年 月 日 |
| 完了予定日 | 令和 年 月 日 |

(様式第8)

| 補助金交付番号 | | | | |
|---------|--|--|--|--|
| | | | | |

←交付決定通知書に記載の補助金交付番号

| 報告日(記入日) | | |
|----------|---|---|
| 令和 | | |
| | 年 | 月 |
| | | 日 |

令和元年度災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
実施状況報告書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の実施状況について、災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

| 法人名 | | 印 | | | |
|------|------|---|--|---|--|
| 代表者名 | | | | | |
| 役職 | | | | | |
| 住所 | 郵便番号 | | | - | |
| | | | | | |

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 補助事業の実施状況の内容

| |
|--|
| |
|--|

(様式第9)

| | | |
|---------|-------------------------|-------------------------|
| 補助金交付番号 | ←交付決定通知書に 記載の補助金交付番号 | 申請日(記入日) |
| | | 令和 年 月 日 |

**令和元年度災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
承継承認申請書**

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の承継について、災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第15条の規定に基づき、補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 承継を受ける事業者名

| | | | |
|------|------|---|---|
| 法人名 | | | 印 |
| 代表者名 | | | |
| 役職 | | | |
| 住所 | 郵便番号 | - | |
| | | | |

2. 交付を決定した補助事業者名

| |
|--|
| |
|--|

3. 承継理由

| |
|--|
| |
|--|

4. 交付決定通知書に掲げられた補助金の額

| |
|---|
| 円 |
|---|

5. 既に交付を受けている補助金の額

| |
|---|
| 円 |
|---|

(様式第10)

| | |
|---------|-------------------------|
| 補助金交付番号 | ←交付決定通知書に 記載の補助金交付番号 |
| | |

| | | | |
|----------|---|---|---|
| 報告日(記入日) | | | |
| 令和 | | | |
| | 年 | 月 | 日 |

令和元年度災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
実績報告書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業が完了しましたので、災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

| | | | |
|------|------|---|---|
| 法人名 | | | 印 |
| 代表者名 | | | |
| 役職 | | | |
| 住所 | 郵便番号 | - | |
| | | | |

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 実施した補助事業の内容

| | |
|---------------------|--|
| 1. 補助事業設備の用途 | |
| 2. 補助事業設備の仕様確認表 | |
| 3. 請負会社選定のための見積額比較表 | |
| 4. 請負会社選定理由 | |
| 5. 契約先と契約金額 | |

3. 補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

| 区 分 | 補助事業に要した経費 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金額 |
|---------------|------------|--------|-----|------|
| I. 設 計 費 | 円 | 円 | | 円 |
| II. 既存設備撤去費 | 円 | 円 | | 円 |
| III. 新規設備機器費 | 円 | 円 | | 円 |
| IV. 新規設備設置工事費 | 円 | 円 | | 円 |
| V. 敷地内ガス管敷設費 | 円 | 円 | | 円 |
| 合 計 | 円 | 円 | | 円 |

※ 補助事業者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

※ 見積書、支払い証明書の写しを添付すること。
 (上記金額根拠が明確に分かるように別途注釈をつけること。)

4. 補助事業開始日及び完了日

| | | | | | | | | | |
|-----|----|---|---|---|-----|----|---|---|---|
| 開始日 | 令和 | 年 | 月 | 日 | 完了日 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
|-----|----|---|---|---|-----|----|---|---|---|

(注) 実績報告の際には本様式の外、別に定める資料を添付して報告すること。

(様式第 1 1)

| 補助金交付番号 | | | | |
|---------|--|--|--|--|
| | | | | |

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

| 報告日(記入日) | | | |
|----------|---|--|---|
| 令和 | | | |
| | 年 | | 月 |
| | | | 日 |

令和元年度災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
年度末実績報告書

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業の年度末実績について、災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

| 法人名 | | | 印 | |
|------|------|--|---|--|
| | | | | |
| 代表者名 | | | | |
| | | | | |
| 役職 | | | | |
| | | | | |
| 住所 | 郵便番号 | | | |
| | | | | |

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 交付予定額と翌年度への繰越額

| 区分 | 交付予定額 | | 交付予定額のうち翌年度への繰越額 | |
|---------------|--------|-------|------------------|-------|
| | 補助対象経費 | 交付予定額 | 補助対象経費 | 交付予定額 |
| I. 設計費 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| II. 既存設備撤去費 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| III. 新規設備機器費 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| IV. 新規設備設置工事費 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| V. 敷地内ガス管敷設費 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 合計 | 円 | 円 | 円 | 円 |

※ 金額に消費税等は含まないこと。

※ 補助事業者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

3. 補助事業開始日及び完了予定日

| | | | | | | | | | |
|-----|----|---|--|---|-------|----|---|--|---|
| 開始日 | 令和 | | | | 完了予定日 | 令和 | | | |
| | | 年 | | 月 | | | 年 | | 月 |
| | | | | 日 | | | | | 日 |

(様式第12)

令和 年 月 日

| |
|----------------------|
| 補助事業者 法人名 代表者名 |
|----------------------|

一般社団法人
都市ガス振興センター
会長

令和元年度災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
支払確定通知書

| | | | | | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 補助金交付番号 | | | | | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

上記補助金の交付について、災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金交付確定額並びに区分ごとの配分

| 区分 | 補助事業に要した経費 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金交付確定額 |
|---------------|------------|--------|-----|----------|
| I. 設計費 | 円 | 円 | | 円 |
| II. 既存設備撤去費 | 円 | 円 | | 円 |
| III. 新規設備機器費 | 円 | 円 | | 円 |
| IV. 新規設備設置工事費 | 円 | 円 | | 円 |
| V. 敷地内ガス管敷設費 | 円 | 円 | | 円 |
| 合計 | 円 | 円 | | 円 |

※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額及び事業者ごとの内訳を記載しています。

2. 補助金精算払額

| |
|---|
| 円 |
|---|

※ 金額に消費税等は含みません。

※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額及び事業者ごとの内訳を記載しています。

(様式第13)

| | | |
|---------|-------------------------|----------|
| 補助金交付番号 | ←交付決定通知書に 記載の補助金交付番号 | 請求日(記入日) |
| | | 令和 年 月 日 |

**令和元年度災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
精算払請求書**

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助金に係る補助金の精算払を受けたいので、災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業者

| | | | |
|------|------|---|---|
| 法人名 | | | 印 |
| 代表者名 | | | |
| 役職 | | | |
| 住所 | 郵便番号 | - | |
| | | | |

2. 精算払請求金額

| |
|---|
| 円 |
|---|

※ 金額に消費税等は含まないこと。
※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

3. 補助金の振込先

| | | | | | | |
|--------------|-----|--|------|-------------------|-----|--|
| 金融機関名 | コード | | フリガナ | | コード | |
| | | | 支店名 | | | |
| 口座番号 | コード | | 預金種別 | 1. 普通 2. 当座 9. 別段 | | |
| 口座名義 (カナ) | | | | | | |
| | | | | | | |
| (漢字) | | | | | | |
| | | | | | | |

(様式第14)

| | |
|---------|-------------------------|
| 補助金交付番号 | ←交付決定通知書に 記載の補助金交付番号 |
| | |

| | | | |
|----------|---|---|---|
| 報告日(記入日) | | | |
| 令和 | 年 | 月 | 日 |

令和元年度災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
返還報告書(取消しに係るもの)

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

上記補助事業について、災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第19条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者

| | | | |
|------|------|---|---|
| 法人名 | | | 印 |
| 代表者名 | | | |
| 役職 | | | |
| 住所 | 郵便番号 | - | |
| | | | |

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての補助事業者について記入のうえ押印すること。

2. 既に交付を受けている補助金の額

| | |
|--|---|
| | 円 |
|--|---|

3. 返還を請求された金額及び年月日

| | | | |
|----|---|---|---|
| 令和 | 年 | 月 | 日 |
| | | | |
| 円 | | | |

4. 返還した金額及び年月日

| | 年月日 | |
|-----|-----|---|
| (1) | 返還金 | 円 |
| (2) | 加算金 | 円 |
| (3) | 延滞金 | 円 |

5. 加算金及び延滞金の算出根拠

| |
|--|
| |
|--|

6. 未返還金額

| | | |
|-----|-----|---|
| (1) | 返還金 | 円 |
| (2) | 加算金 | 円 |
| (3) | 延滞金 | 円 |

(様式第 1 5)

| | |
|---------|--------------------------|
| 補助金交付番号 | ← 交付決定通知書に 記載の補助金交付番号 |
| | |

取得財産等管理台帳 [取得財産等明細表]

[令和 元 年度]

| 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得年月日 | 処分制限期間 | 保管場所 | 備考 |
|-----|----|-----------|----|----|-------|--------|------|----|
| | | | | | | | | |
| | | 合計金額(円) : | | | | | | |

(注)

1. 対象となる取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程第 2 2 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 所有者が複数の場合は、備考欄に財産名ごとの所有者を記入すること。
3. 取得時の按分等により、財産取得価格の一部が補助対象でない場合、備考欄に内訳を記入すること。
4. 数量は同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記入すること。
5. 取得年月日は検収年月日を記入すること。
6. 既存設備撤去費は、本管理台帳に計上しない。
7. 処分制限期間は、本交付規程第 2 2 条第 2 項に定める期間を記載すること。

